

地理的表示保護制度

登録等申請マニュアル

平成 31 年 2 月版

農林水産省食料産業局

略称一覧

GI 法：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）

GI 法施行令：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令（平成 27 年政令第 227 号）

GI 法施行規則：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則
（平成 27 年農林水産省令第 58 号）

区分告示：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の規定に基づき農林水産物等の区分等を定める件（平成 27 年 5 月 29 日農林水産省告示第 1395 号）

GI マーク：登録標章（地理的表示が登録に係る特定農林水産物等の名称の表示である旨の標章であって、GI 法施行規則で定めるもの）

GI 登録：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく登録（GI 法第 12 条）

GI 指定：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく指定（GI 法第 28 条）

GI 産品：GI 登録された産品

審査要領：特定農林水産物等審査要領
（平成 31 年 1 月 31 日付け 30 食産第 4245 号食料産業局長通知）

目次

1 地理的表示保護制度の概要	6
1.1 本書の目的	6
1.2 農林水産分野における知的財産	6
(1) 知的財産とは	6
(2) 知的財産のもつ役割	7
1.3 地理的表示 (GI) 保護制度について	8
(1) 国際的な知的財産制度	8
(2) GI 制度とは	9
1.4 GI 法について	9
(1) GI 法の枠組	9
(2) GI 法の対象となる産品の種類	11
(3) 地理的表示とは —登録産品の例—	12
(4) GI マークについて	13
(5) GI 法に基づく審査手続	14
1.5 GI 法に基づく登録の主たる要件について	15
(1) 産品に関する要件	16
(2) 産品の名称に関する要件	16
(3) 生産者団体に関する要件	16
(4) 生産行程管理業務に関する要件	17
1.6 GI 法に基づき登録された産品の保護 (規制内容等)	17
(1) 規制の対象とその範囲	17
(2) 規制の対象範囲とその例外	17
(3) 罰則等	19
1.7 GI 法に基づく海外との相互保護について	20
(1) 保護 (指定) の手続	20
(2) 保護 (指定) の内容	20
2 申請手続について	24
2.1 本章の目的	24
2.2 申請者の要件	24
2.3 申請書類の作成	25
(1) 書面の用語	25
(2) 申請に必要な書類等	25
(3) 申請書類の提出方法	26
2.4 申請の受付と申請の事実の公示	26
(1) 申請の受付	26
(2) 申請日	26
(3) 申請の事実の公示	26
2.5 申請の制限	27

2.6	申請の取下げ	27
2.7	審査	27
	(1) 審査	27
	(2) 補正	27
	(3) 申請の却下	27
	(4) 現地調査	28
	(5) 申請の公示	28
	(6) 意見書の提出期間	28
	(7) 学識経験者の意見の聴取	28
	(8) 登録又は登録拒否	28
	ア 登録の場合	28
	イ 登録の拒否	29
3	申請書及び明細書の作成方法	31
3.1	申請書の様式	31
3.2	申請書の記載項目	32
	【申請書に記載する日付】	33
	【申請書を提出する者】	34
	1 申請者	35
	2 農林水産物等が属する区分	40
	3 農林水産物等の名称	42
	4 農林水産物等の生産地	47
	5 農林水産物等の特性	49
	6 農林水産物等の生産の方法	53
	7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること理由	57
	8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績	59
	9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等	61
	10 連絡先（文書送付先）	62
	[添付書類の目録]	63
3.3	明細書の作成方法	64
	4 生産行程管理業務規程の作成方法	70
4.1	生産行程管理業務とは	70
4.2	生産行程管理業務の実施に当たり満たすべき事項	71
	(1) 明細書の内容が申請書に適合していること [GI 法第 13 条第 1 項第 2 号イ]	71
	(2) 生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法が、明細書との適合性を確保するための基準を満たしていること [GI 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ]	71
	(3) 生産者団体が生産行程管理業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎を有していること	73
	(4) 生産行程管理業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること	73
4.3	生産行程管理業務規程の作成方法	74
	1 作成者	74

2	農林水産物等の区分	74
3	農林水産物等の名称	74
4	明細書の変更	74
5	明細書適合性の確認	75
6	明細書適合性の指導	77
7	地理的表示等の使用の確認	78
8	地理的表示等の使用の指導	79
9	実績報告書の作成等	79
10	実績報告書等の保存	80
11	連絡先	80
5	登録後の留意点	82
5.1	生産者団体・生産業者の義務	82
	(1) 生産者団体の義務	82
	(2) 生産業者の義務	82
5.2	登録免許税の納付	83
5.3	登録後の変更に係る手続について	84
5.4	GI法に基づく登録の失効 [GI法第20条] 及び登録の取消 [GI法第22条]	91
6	申請マニュアルQ & A一覧	98
	(1) 名称	98
	(2) 申請区分	101
	(3) 特性	104
	(4) 生産地	105
	(5) 生産の方法	107
	(6) 生産者団体	108
	(7) 生産行程管理業務	111
	(8) 表示関係	112
	(9) 先使用	116
	(10) 商標	117
	(11) その他	120

1 地理的表示保護制度の概要

1 地理的表示保護制度の概要

1.1 本書の目的

この「地理的表示保護制度登録申請マニュアル」は、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）」に基づき、地理的表示(GI)の登録の申請をしようと考えている方を主な対象とし、申請を検討する際の留意事項、申請から登録までの流れや申請書に記載する際の注意点等について、これまでの運用を踏まえて説明したものです。

なお、地理的表示保護制度に関する法令、特定農林水産物等審査要領や各種ガイドライン・様式等は、農林水産省のウェブサイト（http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html）から入手することができます。



農林水産省ホームページ
地理的表示（GI）保護制度

1.2 農林水産分野における知的財産

（1） 知的財産とは

事業者が自ら開発した製品を販売する際、他社の製品と差別化を図り、自社製品の認知度を上げるため、商品名を商標として保護することや、自己の製品の開発技術の特許として保護し、他人が無断で技術を使用することを防止することが一般的であることは皆さんよく御承知のことと思います。農林水産業においても農業者等が開発した技術や商品を知的財産として保護する必要性は大きいのですが、農林水産業の現場では、必ずしも知的財産の重要性は認識されず、工業分野と比べて、各種知的財産制度が広く活用されているとはいえない状況にあります。

この原因としては、日本の農林漁業の技術の向上が、地域のリーダーである篤農家等が技術が無償で提供することによって発展してきたことや、地域における横並び意識などが考えられますが、本書で説明する地理的表示保護制度等の歴史が浅いなど、農林水産分野における知的財産の保護に向けた取組の充実が遅れたことも一因と考えられます。

「知的財産」を定義した法律としては、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）があります。同法では、「知的財産」を「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」と定義しています。このように「情報」の内容に従い、様々な種類の知的財産が存在し、農林水産分野で用いられる代表的な知的財産である種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に基づく育成者権や、後述する GI 法に基づく地理的表示（GI）も知的財産に該当します。



(2) 知的財産のもつ役割

上述のように知的財産は様々な種類が存在しますが、それぞれの知的財産にはそれぞれ異なった役割があります。一例を挙げると、新たに開発した植物品種を活用して利益を得たいと思う者は種苗法に基づく育成者権を取得することでその目的を達することができますが、育成者権は更新することができません。これに対し、商品の名称を保護したいと思う者は商標権を取得することでその名称を独占的に使用する権利を得ることができます（商標権は更新が可能です）が、地理的表示のように地域と結びついた品質などの特性を有する商品であることを証明する機能はありません。このように、知的財産を活用するためには、個々の知的財産権が有する機能をよく理解することが必要です。

【農林水産業・食品産業において知的財産の活用が考えられる具体的なケース】



1.3 地理的表示 (GI) 保護制度について

(1) 国際的な知的財産制度

本書の主題である地理的表示保護制度（以下、「GI 制度」といいます。）の概要を説明します。GI 制度は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）においても知的財産権の一つとして位置付けられており、WTO加盟国で保護されている知的財産権の一つであると世界的に広く認知されています。現在、100カ国を超える国で独自の GI 制度が導入されています。

我が国においては、平成 27 年 6 月に施行された GI 法により導入され、平成 31 年 1 月末日時点で 73 の産品が登録されています。

地理的表示 (GI: Geographical Indication) とは

- 地理的表示 (GI: Geographical Indication) とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示をいいます。
- 1900年代初頭にヨーロッパで創設され、現在では100カ国を超える国で知的財産として保護されています。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)

(WTOの公式「世界貿易機関に関する協定」(TRIPS協定)「知識的財産の権利保護」)

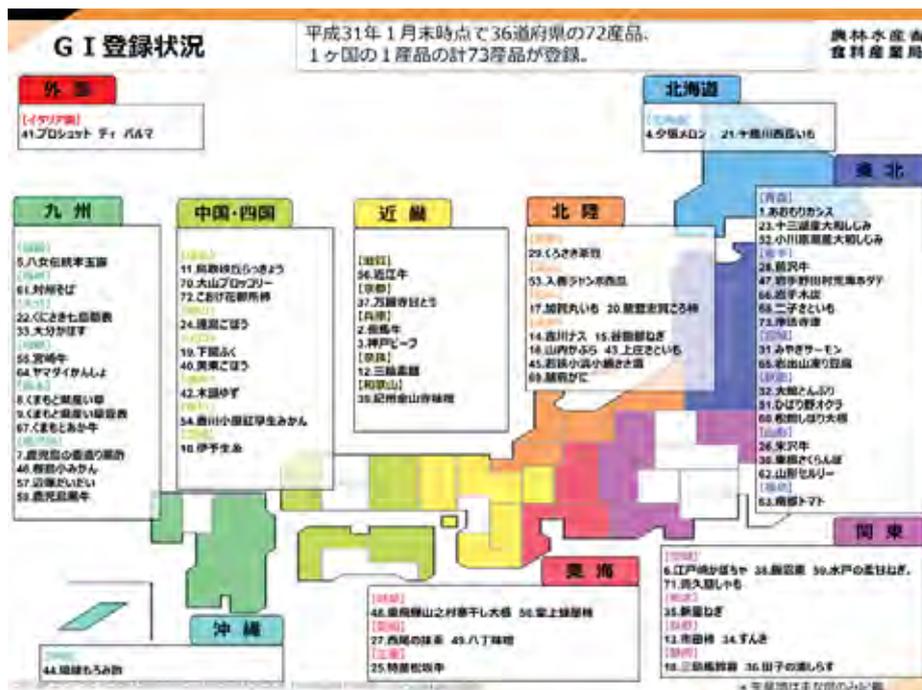
- 地理的表示の定義 (TRIPS 第22条1)

ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

諸外国における地理的表示保護制度の導入状況

アジア	中東	欧州 (EUを除く)	EU	中南米	アフリカ
11か国	7か国	17か国	(28か国)	24か国	24か国

※ 国際貿易センター (WTO) / 国連貿易開発会議 (UNCTAD) の見解を記載 (最新: 平成21年)



(2) GI 制度とは

日本を始め世界中に、地域の自然条件や歴史・伝統と結び付いた特徴を有する、いわゆる地域ブランド産品が数多くあります。このような産品の名称は、その地名と結び付いていることが多いのですが、その産品の評価が高くなればなるほど、その地域と全く関係がない地域で作られた産品や、その産品の特徴を備えていない産品でも、その地域の産品であるような名前で販売されることが起こります。GI 制度は、このような問題に対応するために設けられた、そのような産品の名称を知的財産として保護するための制度です。¹

1.4 GI 法について

(1) GI 法の枠組

GI 法は、「特定農林水産物等²」をその名称、生産地、特性、生産の方法、その特性がその生産地に主として帰せられる理由等と併せて登録し、その名称を保護するものです。以下の点が GI 法の特徴です。

- ア 登録された産品の明細書（生産地や産品の品質等の特性、生産方法等を記した書類）に記載された事項に即さない産品には、GI 産品と同一若しくは類似の名称又は G I 産品と誤認させるおそれのある名称を使うことができません。明細書に従わない産品にそのような名称を使用した場合、不正使用となります。³
- イ GI 産品の名称の表示（地理的表示）を使用する場合には、登録標章（GI マーク）を使用することができます。
- ウ 「特定農林水産物等」として GI 法に基づく登録を受けることは、個々人に独占的・排他的な財産権を付与するものではないため、
 - ・ 個々の私人や企業が G I 法に基づいて名称の使用差止めや損害賠償などを裁判所に主張することはできません。
 - ・ 登録された「特定農林水産物等」の名称等の不正使用については国が取り締まります。
 - ・ 当初登録を受けた団体以外の生産者団体が追加登録の手続を経て、登録された GI 産品の名称を使用することは可能です。
 - ・ 他者に名称使用のライセンスを付与することはできません。
- エ 登録の失効、取消のない限り、GI に使用期限はなく、更新の必要もありません。

¹ GI 制度には大きく二つの目的があります。

一つ目は生産業者の利益の保護です。GI 法は、生産地と結び付きを有する特性（他の同種の産品と区別することのできる特徴を指します（後述））のある産品にのみ地理的表示（GI）を使用することができるとしています。GI とはこのような特性を有する産品の名称の表示を指しますが、登録された産品以外に GI を使用することを禁止する、すなわち、GI 法に基づく登録がされていない（≠登録された基準に従って生産されていない）産品の名称使用を規制することによって産品の価値に対するフリーライドを防止し、登録産品の生産業者の利益保護を図っています。

二つ目は需要者（消費者等）の利益の保護です。GI 制度により、需要者は GI が使用された産品を購入することが可能となり、表示を信頼した需要者の利益保護が図られることとなります。

² 「特定農林水産物等」とは、特定の地域を生産地とし、産品の特性がその生産地に主として帰せられるものを指します（GI 法第 2 条第 2 項）

³ なお、以下のような場合も同一又は類似の名称と扱われ、その名称を使うことができません（Q & A（8）表示関係参照）。

- (1) 食品表示法などでは、真正な産地を記載していれば、他の産地において生産されたものと同一の名称を使用できますが、GI 法の場合は、明細書に記載された生産地以外で生産されたものは、たとえ真正な産地を明記していても同一又は類似名称とみなします。
- (2) 翻訳した名称や、ローマ字表記をカタカナ表記にしたものも同一又は類似とみなします。
- (3) 真正品でないことを明らかにするために、〇〇タイプ、〇〇様式、〇〇のパロディーなどと表記した場合も類似名称とみなします。

地理的表示保護制度の枠組

制度の大枠

効果

① 産品(特定農林水産物等)をその生産地や品質の基準等とともに登録。
(登録料として9万円要。更新料は不要)

② 登録内容を満たす産品には、「地理的表示」を使用することが可能。
地理的表示を使用する場合には、併せて登録標章(GIマーク)を使用することが可能。

③ 不正な地理的表示の使用は行政が取締り。

④ 生産者は既登録団体への加入や、別途の生産者団体として登録を受けることにより、自らの産品に地理的表示を使用可能。

○ 原則として、登録された基準を満たす産品のみ地理的表示が使用される。

○ 品質を守るもののみが市場に流通。
○ GIマークにより、他産品との差別化が可能。



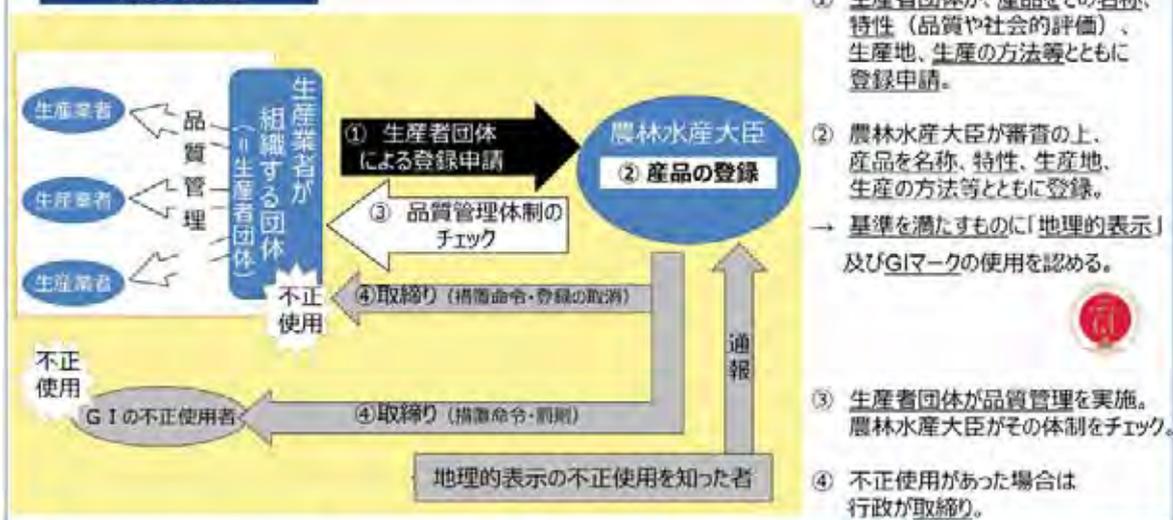
○ 訴訟等の負担なく、自らの産品のブランド価値を守ることに繋がる。

○ 地域共有の財産として、産品の名称が保護される。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）

農林水産省
食料産業局

制度の概要



目的

① 生産者利益（地域の知的財産）の保護

農林水産物等の適切な評価・財産的価値の維持向上

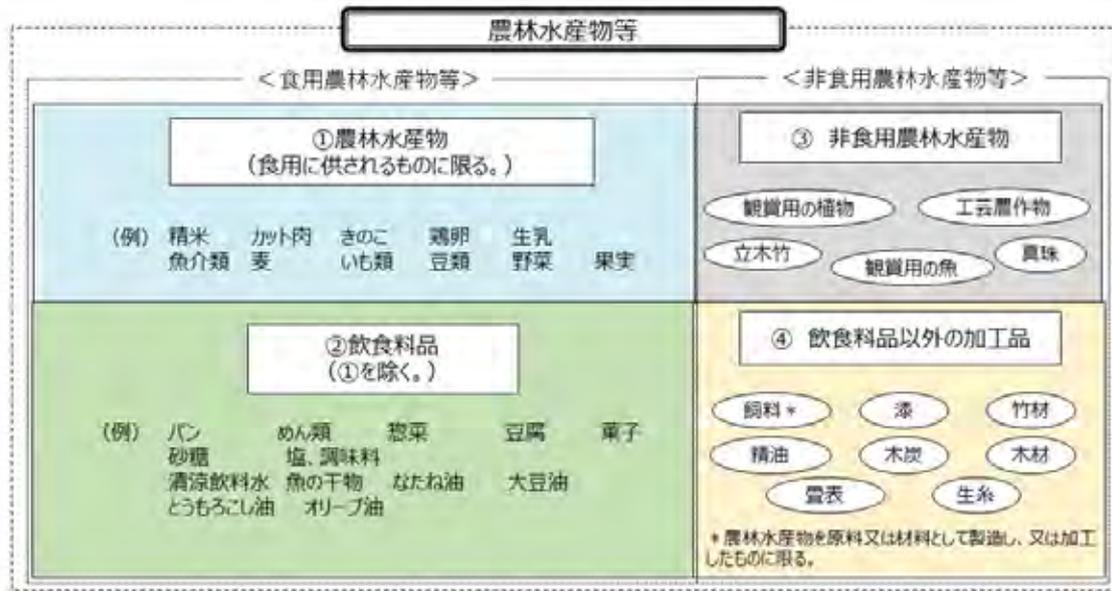
② 消費者利益の保護

表示を信頼した消費者等の保護

(2) GI 法の対象となる商品の種類

GI 法の登録対象となるのは、下記の商品です。酒類や医薬品等は対象になりません。

登録可能な商品（農林水産物等）の範囲



【農林水産物等の区分の一覧】

	食 用				非食用（施行令で定めるもの）	
	1 類【農産物類】	2 類【生鮮肉類】	3 類【その他畜産物類】	4 類【水産物類】	1 2 類【観賞用の植物類】	1 4 類【立木竹並びに木材及び竹材類】
農林水産物	穀物類（米、麦（精麦を含む。）、そば、大豆等） 野菜類（きのこ類、山菜類を含む。） 果実類 その他（さとうきび、ホップ、こんにゃくいも等）	牛肉、豚肉、家きん肉（内臓肉等を含む。）等	乳類（生乳、牛乳等） 食用鳥卵類（鶏卵等） その他（家きん肉以外の内臓肉等）	魚類（生の魚卵を含む。） 貝類（二枚貝、巻貝） その他水産動物類（いか類、たこ類、えび類、かに類等） 海藻類（生わかめ等）	鉢物、切花・切枝、花木等 1 3 類【工芸農作物類】 染料用作物（紅花等）、繊維用作物（いくさ等）、葉たばこ等	1 5 類【観賞用の魚類】 金魚、錦鯉、熱帯魚等 1 6 類【真珠類】 真珠
農林水産物を原材料とする製品	5 類【農産加工品類】 粉類（小麦粉、でん粉等） 穀物類加工品類（めん類等） 豆類調製品類（豆腐等） 野菜加工品類（野菜漬物等） 果実加工品類（干柿等） 酒類以外の飲料等類（茶葉等） その他（こんにゃく等）	6 類【畜産加工品類】 食肉製品類（ハム、ソーセージ、ベーコン等） 酪農製品類（加工乳、発酵乳、チーズ、アイスクリーム類等） 加工卵製品類（マヨネーズ等） 等	7 類【水産加工品類】 加工魚介類（干しなまこ等） 加工海藻類（塩わかめ等） 等	1 7 類【飼料類】 植物性・動物性製造飼料等 1 8 類【漆類】 生漆、精製漆等 1 9 類【精油類】 はっか油、ラベンダー油等 2 0 類【木炭類】 白炭、黒炭等 2 1 類【畳表】 いくさ畳表、七島い畳表 2 2 類【生糸類】 家蚕・野蚕の生糸	木材及び竹材類	
	8 類【調味料類】 みそ、しょうゆ、砂糖類、香辛料等		1 1 類【その他食品類】 1～1 0 類に該当しない食品			
	9 類【食用油脂類】 オリーブ油、バター等		農林水産物等の香り、味、色合いを疑似的に付する用途で使用される物質であって、当該物質を使用した農林水産物等又はその包装等に特定農林水産物等に係る地理的表示又は類似等表示を使用する場合にあっては、当該物質は、当該特定農林水産物等が属する農林水産物等の区分と同一の区分に属するものとみなす。			
	1 0 類【パン類及び菓子類】 パン類（食パン、イーストドーナツ、パン粉等） 菓子類（ビスケット類、米菓、キャンディー類等）					

(3) 地理的表示とは —登録製品の例—

地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示をいいます。

地理的表示のイメージ —市田柿を例に—

地名 + 果実名
市 田 柿

生産地	製品の特性
<p>○人的要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下伊那郡高森町(旧市田村)が発祥の「市田柿」のみを使用 ・ じっくりとした「干し上げ」、しっかりとした揉み込み <p>○自然的要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼夜の寒暖差が大きいため、高糖度の原料柿ができる ・ 晩秋から初冬にかけて川霧が発生し干柿の生産に絶好の温度と湿度が整う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市田柿」は特別に糖度が高い ・ もっちりとした食感 ・ きれいな飴色 ・ 小ぶりで食べやすい ・ 表面を覆うキメ細かな白い粉化粧

結び付き

高い知名度を有する市田柿という名称から産地と製品の特性がわかる。

これらの内容を明細書に記載。

【明細書】

明細書は保護の対象を示す重要な書類です。登録後は、明細書に記載された生産地で生産されていないもの、生産の方法に従わないものに地理的表示を使用することはできなくなります。明細書の主な記載事項は下記の通りです。

【生産・生産地】

一般用語としての生産とは異なり、産品が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、産品に特性を付与する又はその特性を維持する行為が「生産」です。

そのため、加工品の場合であれば、加工する行為が「生産」行為となるのが通例です。

また、「生産」が行われる場所を「生産地」と言います。

【特性】

「特性」とは、産品の品質や社会的評価などをいいますが、登録のためには、それが確立したもの（概ね25年程度以上の生産実績）であることが必要です。

また、その確立した特性が、産品の生産地における自然的条件や社会的条件と結び付いたものであることが、登録の必須要件ですので、高品質なものであっても、生産地との結びつきが認められないものは登録できません。

【生産の方法】

産品に特性を付与し又は特性を保持するために行う行為をいいます。

例えば、伝統的製法により特定の成分を増加させることなどが該当します。

【産品の特性がその生産地に主として帰せられるものであること理由】

G I法に基づく登録を受けるためには、産品の特性とその生産地との結び付きが必要です。

産品の特性が単に広く栽培されている品種の特性と同じである場合など生産地との結び付きがないと評価される場合には登録できません。

(4) GI マークについて

「GI マーク」とは、GI 法施行規則で定められた下記のマークを指します。GI マークは、GI 法に基づき登録された製品の明細書に従って生産された製品であることを証するマークであるため、GI 産品に地理的表示を使用する場合には、GI マークも使用することができますが、地理的表示を使用せずに GI マークのみを使用することはできません。なお、GI 産品を原材料として使用した加工品には、その加工の過程を明細書、生産行程管理業務規程で確認できないため、GI マークを使用することはできませんが、登録された産品を主な原材料として製造された加工品に地理的表示を含む名称を使用することは可能（「××」が登録されている場合に、その加工品を「××ジュース」として販売する等）です。GI 産品の加工品に GI マークを使用するためには、加工品として別途 GI 登録を受ける必要があります。

なお、GI マークを使用することで、輸出をする場合にも、輸出先国で真正な日本の GI 産品であることを証することができます。また、海外における模倣品対策として、海外において第三者が GI マークを商標登録出願し、商標登録されることのないよう、WIPO（世界知的所有権機関）に通報しているほか、主要な輸出国において GI マークの商標登録を行っています。

GIマーク

GIマークが日本の地理的表示保護制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や、伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。なお、GIマークの使用は、右のカラー使用が一般的ですが、白黒等での使用も可能です。

GIマークの活用

- ▶ GIマークはGI産品に使用可能。主要な輸出先国においてGIマークの商標登録出願中。
 - ※ ミャンマー、ラオス、台湾、マレーシア、ニュージーランド、カンボジア、フィリピン、オーストラリア、韓国、EU、インドについては商標登録済（中国では著作権として登録済）＜平成30年12月末現在＞
- ▶ 輸出先国で我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化
- ▶ 真の日本の特産品の海外展開に寄与し、農林水産物・食品等の輸出促進にもつながるものと期待。

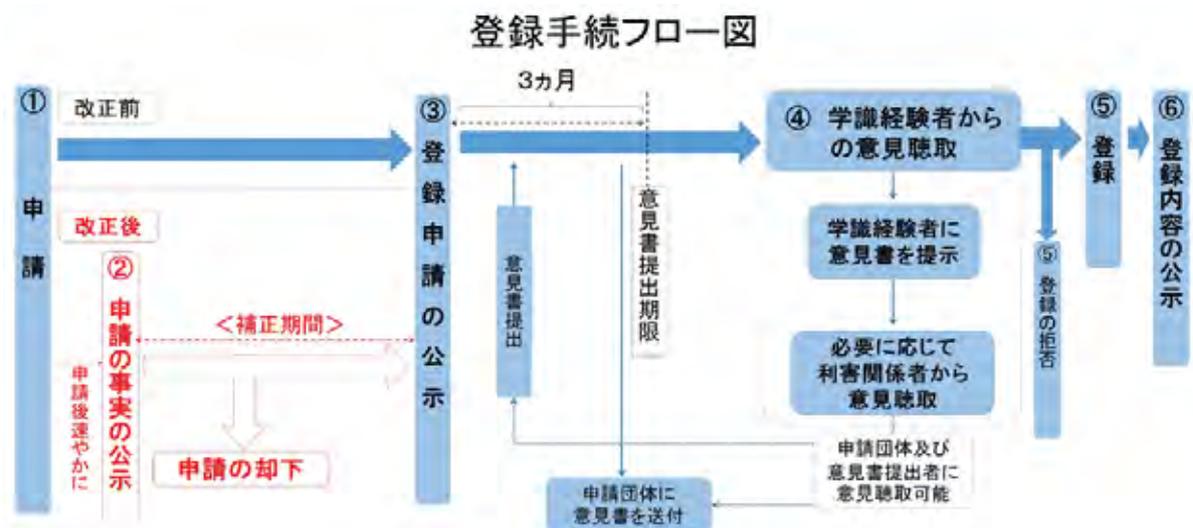
(5) GI法に基づく審査手続

申請は生産業者を直接又は間接の構成員とする団体（生産者団体）が行うことができます。生産者団体は既存の団体（農業協同組合等）でもいいですし、新たに協議会を立ち上げて構いません。

ただし、生産者団体には後述の生産行程管理業務規程を遵守する義務が発生するため、登録後もきちんと製品の生産行程管理業務を行うことができる団体である必要があります。

GI法に基づく審査・登録は下記の手続を経てなされます。

なお、GI法は平成30年法律第88号により改正され、平成31年2月1日以降になされた申請は、改正後のGI法の規定に従ってその手続が行われます。それ以前に行われた申請については、改正前のGI法の規定に基づきその手続が行われます。ここでは、改正後の手続、すなわち、平成31年2月1日以降になされた申請に係る手続を中心に説明します。

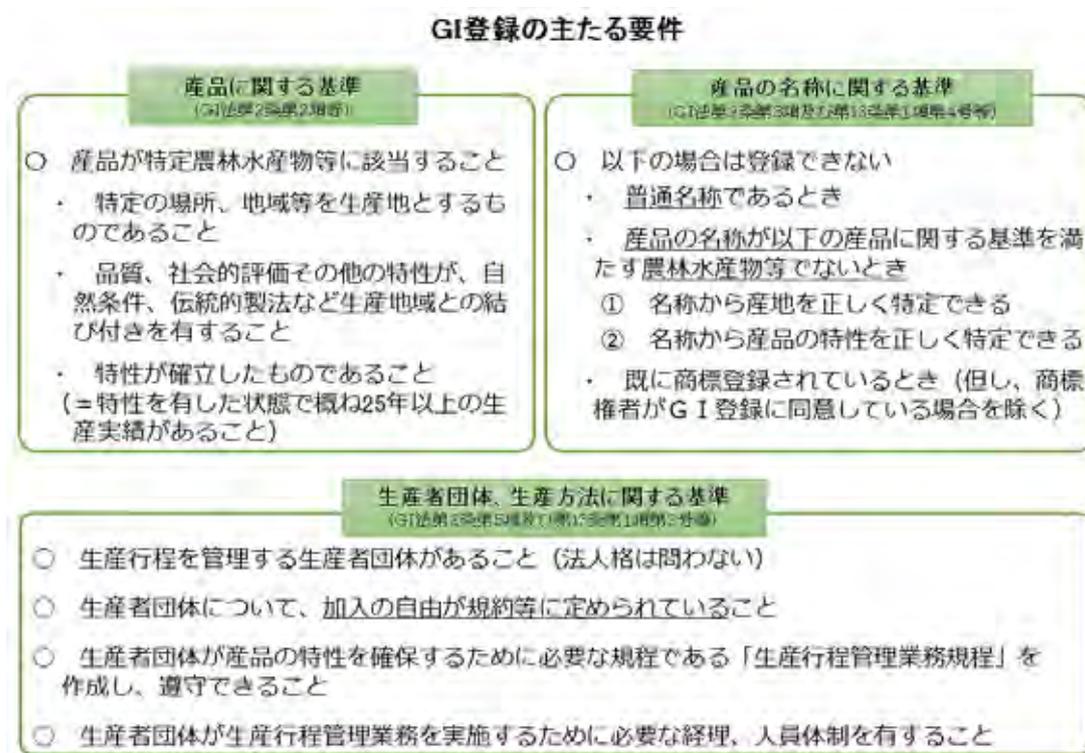


- ① 生産者団体からの申請後、書類の不足等がないか否かを確認します。申請に当たっては、申請書のほかに附属書類として明細書、生産行程管理業務規程（製品の特性を確保・維持するために生産者団体が行う手順を定めた書類）等を提出する必要があります。
- ② その後、生産者団体の名称、住所、申請製品の区分、名称といった最低限の内容を公示後、農林水産省において提出された書類の形式的な不備や、記載内容が不十分でないかどうか、すなわち、製品の特性、名称、生産方法の基準など登録の主たる要件を中心に内容面の審査が行われます。その間、必要に応じ補正指示が出されますが、この期間が登録までに最も時間を要し、数ヶ月以上となるのが通例です。
なお、上記の補正指示で示された期間内に応答がないとき等は、申請が却下されることがあります。
- ③ 申請書等の補正後、問題がなければ、申請書の内容が公示され、併せて、明細書、生産行程管理業務規程が公表されます。公示後3ヶ月間の意見書提出期間が設けられますが、この期間内であれば誰でも意見を提出することができます。意見書の提出期限は農林水産省ホームページで確認が可能です。
- ④ 上記の意見書の提出期間経過後、農林水産省において学識経験者委員会が開かれ、委員から登録の可否に係る意見を聴取することとされています。

- ⑤ その後、提出された意見書や学識経験者委員の意見を踏まえ、農林水産大臣が登録の可否を判断します。登録は、特定農林水産物等登録簿に申請書の内容を記載することで行われます。なお、登録された場合、速やかに登録免許税（1件当たり9万円）を納付する必要があります（更新不要）。また、登録を拒否する場合は申請した生産者団体に対し、拒否した旨とその理由が書面により通知されます。
- ⑥ 登録された場合には、農林水産省ホームページに登録簿並びに明細書及び生産行程管理業務規程の内容が掲載されます。

1.5 GI法に基づく登録の主たる要件について

登録の主たる要件として、製品に関する要件、製品の名称に関する要件、生産者団体に関する要件、生産行程管理業務に関する要件があります。図示すると下記ようになります。



それぞれの要件の詳細については後述しますが、以下の観点から審査されます。

(1) 産品に関する要件

GI 登録されるためには、産品が「確立した特性」を有していることが必要です。「確立した特性」としているのは、前述した GI 法の立法趣旨から、いかに特性を有する産品であっても、その産品が地域に根付いたものでなければ、知的財産として保護すべきではないと考えられるためです。⁴

(2) 産品の名称に関する要件

GI 産品の名称はなんでも良いという訳ではありません。GI 制度は特定農林水産物等の名称の保護を目的としており、保護のためにはその産品の名称から産地や当該産品の特性と地域のつながりを特定できなければなりません（GI 法第 13 条第 1 項第 4 号イ）。⁵名称については、特性と異なり、25 年の使用実績は不要ですが、今まで使用実績のない名称で申請しても登録はできません。具体的にどのような場合に特定できるとされるかは、産品が出荷される段階で付されている名称が必要者にどのように認識されているかを基本に判断されます。登録に当たって問題となることも多いため、申請の際に上記のような点を整理しておくことが肝要です。

(3) 生産者団体に関する要件

GI 法では登録申請は生産者団体が行うこととされており、生産者団体についても一定の要件があります。

生産者団体は生産業者を直接又は間接の構成員とする団体でなければなりません。構成員に生産業者以外の関係者を含めても構いません。⁶

また、生産者団体は正当な理由なく新規の加入を制限してはならず、この旨を基本約款等において定める

⁴ 特性が確立しているか否かは、当該特性を有した状態で概ね 25 年の生産実績があるか否かで判断されています（審査要領別添 4 農林水産物等審査基準第 2 の 2（2）ア参照）。

⁵ 名称と産地の関係について、必ずしも地名が含まれている必要はありませんし、名称で明示されている地域と登録された産地が一致する必要はありませんが、名称から大体の産地を特定できるものである必要があります。そのため、以下のような場合は GI 登録をすることができません。

(1) 名称から産品の特性と地域のつながりを特定できない場合

ア 申請産品と類似の名称の産品が市場に存在し、消費者から見て、申請産品と類似産品の識別が難しいと思われる場合（申請産品が〇〇牛で、その特性を満たさない産品に、〇〇和牛という名称が使用されている場合）

イ 特定の団体が統一マーク等を使ってブランド化しているが、それ以外の産品も同一名称で販売されている場合

ウ 同一産品の上位規格品のみを GI 登録申請し、それ以外のは非 GI 産品として同一又は類似の名称を使用する場合

エ 登録の申請に当たって産品に新たなブランド名を付すような場合は、名称から特定農林水産物等であることが特定できないため、登録できません（名称については 25 年の使用実績を要求されませんが、その名称から産品を特定できない場合は登録できません。）。

(2) 普通名称の場合

申請産品の名称が普通名称である場合は登録できません。普通名称とは、その名称が我が国において、特定の場所、地域又は国を生産地とする農林水産物等を指す名称ではなく、一定の性質を有する農林水産物等一般を指す名称のことです（例：さつまいも、高野豆腐、伊勢えび等。審査要領別添 3 名称審査基準第 2 の 1（1）参照）。

なお、申請産品の名称が複合語（二つ以上の単語が結び付き、別の意味を有する語となったもの）であって一部に普通名称が含まれる場合は、複合語全体として GI 登録することはできますが、当該普通名称の部分は地理的表示として保護されません（例：「〇〇さつまいも」が GI 登録された場合、「さつまいも」は普通名称なので保護の対象にはなりません。）。

(3) 動植物の品種の名称と同一の名称の場合

申請産品の名称が、動物又は植物の品種名と同一の名称であって、産地について需要者に誤認を生じさせるおそれがあるものである場合は登録できません（種苗会社等が品種開発を行い、その名称の種苗等が販売・流通している等）。

(4) 申請産品の名称と同一又は類似の商標が登録されている場合

申請産品の名称と同一又は類似の商標が登録されている場合、商標権者（当該商標の専用使用権者を含む）から GI 登録をすることについての承諾を得る必要があります。

⁶ 申請者は法人でなくても構いませんが、その場合は代表者又は管理人の定めがなければなりません。そして、生産方法や品質等の基準を満たしているかどうか、地理的表示・GI マークを適正に表示しているかどうか等を管理することができる経理的基礎と組織体制が整備されている必要があります。

ことが必要です。⁷

(4) 生産行程管理業務に関する要件

生産行程管理業務は、商品の特性を確保・維持するため生産者団体が行う手順を定めたものです。具体的には、商品の仕様書である明細書の作成・変更、商品の生産が明細書に適合して行われるために必要な指導・検査等を指し、この内容を定めたものを生産行程管理業務規程といいます（GI 法第 2 条第 6 項及び第 7 条第 2 項第 2 号）。⁸

1.6 GI 法に基づき登録された商品の保護（規制内容等）

(1) 規制の対象とその範囲

「GI 商品が保護される」というのはどういった意味なのか、主なポイントを簡単に説明します。

- ア GI 法では、GI 商品を販売する者（譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者）が地理的表示を使用することができると規定し、それ以外の者は原則として使用できないと規定していますが、下記（2）で述べるとおり、一定の例外を許容しています。
- イ 上述のとおり、GI 法は GI 商品について地理的表示を使用することが「できる」と規定していますが、その対象は GI 商品やその包装等の「モノ」に使用する場合のほか、広告やカタログ、メニュー表等に使用する場合（ウェブ上での使用を含む。）も含まれます（生鮮農産物など、商品に表示を使用することがない場合には、商品に近接して置かれているポップへ表示する行為なども使用する行為とみなされます。）。なお、地理的表示の貼付事務等を第三者に委託することは可能です。
- ウ 地理的表示を使用する場合は、GI マークを使用することが可能です（GI 商品を使用した加工品に GI 商品の名称を使用することはできますが、加工品として GI 登録されない限り、GI マークは使用できません。）。
- エ GI 商品が属する区分（区分告示において定められていますが、登録された商品が野菜であれば農産物類がその区分となります。）と同一の区分に属する商品やその加工品に地理的表示を使用することが規制されます。
- オ GI 商品の名称そのものの表示だけでなく、それと類似の表示や誤認を与えるおそれのある表示（類似等表示）の使用も規制されます。⁹

(2) 規制の対象範囲とその例外

前述のように、GI 法に基づく保護を受けることで、登録された GI 商品やその加工品への地理的表示や GI マークの使用は制限を受けますが、一定の例外は許容されます。¹⁰

⁷ GI 商品を、特定の者に帰属するものではなく、地域全体で育んできた地域共有の財産として保護することが、我が国の GI 法の一つの大きな特徴となっています。なお、これまで地域と全く無関係であった第三者が参入し商品が変質してしまうことを懸念する声を聞くこともありますが、生産地や商品の特性、商品の方法等を適切に定めれば、登録された基準以外の商品に GI 商品の名称を用いることはできないので、前述のような商品の変質を心配する必要はありません。

⁸ 生産行程管理業務は上述の通り生産者団体が行うこととされていますが、生産者団体が別の者に当該業務の全部又は一部を委託すること自体は禁止されていないため、委託することが可能です。ただし、その場合であっても、生産行程管理業務を委託先に適切に行わせる責任は生産者団体にあることに留意が必要です。

⁹ Q & A (8) 表示関係参照

¹⁰ 例外的な取扱いは GI 法第 3 条第 2 項各号に列記されていますが、その概要は下記の通りです。

(1) 登録された GI 商品の加工品に地理的表示やその類似等表示を使用する場合

なお、例外的に登録された産品の名称を使用できる場合に該当する場合であっても、GI 登録を受けていない産品であることに変わりはないため、GI マークを使用することはできません。

農林水産省
食料産業局

登録の効果①

- 地理的表示法に基づき産品が登録された場合、GI 登録産品を販売等する者は「地理的表示」を使用【できる】が、それ以外の者による地理的表示の使用は類似表示等を含めて原則として規制される。
- 例外としては、GI 登録産品の加工品、商標としての利用、先使用等がある。
- GI 法第3条第1項【原則】
GI 登録産品を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者は、GI 登録産品又はその包装若しくは容器若しくは広告、価格表若しくは取引書類（電磁的方法により提供されるこれらを内容とする情報を含む。）に地理的表示を使用することができる。
- GI 法第3条第2項【例外】
原則以外の地理的表示の使用は以下の場合等を除き、規制対象。
 - ・ GI 登録産品の加工品に地理的表示を使用する場合
例：GI 登録産品である「夕張メロン」を使用したジュースに「夕張メロンジュース」と表示する場合
 - ・ GI 登録日前にされた出願された商標（不正の目的を除く）が登録され、その商標として使用する場合
 - ・ GI 登録日前から不正の目的なく、GI 登録産品と同様の名称を使用していた者が、引き続き同じ産品に名称を使用（先使用）する場合（加工品の場合も同様。）（原則として、登録日から7年間※。新商品等への使用は不可。）
※ 国内のGI登録産品の生産地と同一の地域で生産されている先使用品については、GI登録産品との混同を防ぐのに適当な表示を付せば、7年経過後も先使用が可能（加工品の場合も同様。）

(2) GI 登録の前に出願された商標（不正の目的で当該出願に係る商標を使用する目的でされた出願を除く。）が、その後登録された場合、当該商標権者は仮にそれが GI 産品と同一又は類似の名称であっても引き続き使用することが可能です。同様に、GI 登録の前から登録されていた商標を使用する権利を有している者も引き続き当該登録商標を使用することが可能です（ただし、Q&A(10)商標の各記載事項について留意が必要です。）。

(3) 登録の日前から不正の目的でなく、業務として継続して GI 産品の地理的表示又はその類似等表示を使用していた者（そのような表示が付された産品を譲り受けた者等も含まれます。）は、登録後も7年間は引き続きその表示を使用することができます（登録から7年経過後も引き続きその表示が認められるのは、当該先使用品の生産地の全部が GI 産品の生産地内にある場合であって、かつ、GI 産品でない旨の表示がされている場合のみとなります。）。

このことは加工品の先使用の場合も同様です。例えば「〇〇メロン」が GI 登録されている場合に、その登録の前から「〇〇メロン」を使用していないジュースに「〇〇メロンジュース」の名称を冠して販売していた者は、「〇〇メロン」の GI 登録後も7年間は「〇〇メロン」を使用していない「〇〇メロンジュース」を販売することが可能です。7年経過後も「〇〇メロン」を使用していない「〇〇メロンジュース」の販売ができる場合は、その原料であるメロンの生産地が、GI 登録されている「〇〇メロン」の生産地と同じ場合であって、かつ、そのパッケージ等に例えば、「この〇〇メロンジュースは、GI 登録されている〇〇メロンを原料として使用していません」といった表示がなされている場合に限られます。

※この(3)については特に留意が必要です。

第一に、このような例外が相当数存在した場合、産品の名称からは特性を有する産品を指しているか特定できないため「特定農林水産物等」に該当しないと判断される可能性があります。

第二に、農林水産省ホームページにおいて申請の事実の公示がされた後に、当該申請産品の名称と同一又は類似の名称の使用を開始した場合は、悪意を持って使用したとして不正の目的があると推認されます。

第三に、業務として継続して使用している必要があるため、名称使用の反復・継続性がない場合は、ここでいう例外的な場合には該当しないと判断されます。

- 地理的表示法に基づき商品が登録された場合、規制の対象となる行為には、G I 登録商品だけでなく、その包装や広告、価格表に「地理的表示」を使用することも含まれる。
- また、インターネット広告なども規制の対象。
- G I 法第3条第1項
G I 登録商品を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者は、**G I 登録商品又はその包装若しくは容器若しくは広告、価格表若しくは取引書類（電磁的方法により提供されるこれら**を内容とする情報を含む。）に地理的表示を使用することができる。

・ 地理的表示及びG I マークの使用規制は、G I 商品の直接の販売・流通だけでなく、広告やE CサイトでのG I 名称の使用についても及ぶ。

● 商品又はその包装等への地理的表示の使用



● 広告やインターネット販売サイトでの地理的表示の使用



● 外食メニューでの地理的表示の使用



(3) 罰則等

地理的表示の不正使用等についてはペナルティーが課せられます。ただし、G I 法の規定に違反した場合であっても即時に罰則が科されるわけではありません。口頭指導等を行った上で、従わない場合に初めて罰則の適用が検討されることとなります。(G I 法第39条～第43条)

G I 法違反に関する主な罰則

○ 地理的表示の不正使用 (G I 法第39条等)

農林水産大臣による命令
<不正使用者に対する行政措置>【G I 法第5条第1号】

命令違反

- <個人>
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科可)
- <団体>
3億円以下の罰金

○ G I マークの不正使用 (G I 法第40条等)

農林水産大臣による命令
<不正使用者に対する行政措置>【G I 法第5条第2号】

命令違反

- <個人>
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- <団体>
1億円以下の罰金

○ 登録後の義務違反 (G I 法42条等)

・ 生産者団体の名称等の変更の届出、登録失効の届出をしなかった場合(虚偽の届出を含む)
【G I 法第17条第1項及び第20条第2項】

・ 生産行程管理業務規程の変更や生産行程管理業務の休止の届出をしなかった場合(虚偽の届出を含む)【G I 法第18条及び第19条】

・ 生産者団体等の関係者の報告懈怠(虚偽報告を含む)又は検査忌避等【G I 法第34条第1項】

- <個人> 30万円以下の罰金
- <団体> 30万円以下の罰金

1.7 GI 法に基づく海外との相互保護について

平成 28 年 12 月の GI 法の改正により、条約等により海外の GI 製品の相互保護を可能とする規定を創設しました。この規定に基づき、日 EU・EPA に基づき、EU との間で GI の相互保護を行うこととし、日本の 48 の農林水産物等が EU 域内で EU の法令により、EU の 71 の農林水産物等が日本において我が国の GI 法によりそれぞれ保護されることとなりました。

ここでは、その手続と保護の内容について概説します。なお、相互保護により保護される製品は、生産者団体からの申請に基づくものではなく、条約等の国際約束の締結に基づくものであるため、「登録」ではなく、農林水産大臣が「指定」することにより、我が国の GI 法に基づき国内で保護されます。

(1) 保護（指定）の手続

保護（指定）の手続は登録の場合と似ていますが、大きく異なるのは以下の点です。

ア 日本の GI 制度と同等の水準にあると認められる制度を有する外国等と条約等の国際約束を締結していることが前提となっています。

イ 指定の場合も学識経験者からの意見聴取等、登録の場合と同様の手続を踏んでなされますが、指定は、生産者団体からの申請に基づいて行われるものではないため、生産者団体は指定事項には含まれません。

ウ 指定対象となる製品は、我が国と同等の GI 制度を有する国において既に GI 登録されている製品であり、お互いに相手国の制度を信頼して相互保護することが前提となっているため、基本的に締約相手国で適用されている明細書が日本でも適用されるため、その明細書や生産行程管理業務規程の内容の適否は指定の可否には影響しません（指定に当たっての審査においても考慮されません。）。

(2) 保護（指定）の内容

指定の場合も登録の場合と同様に製品が指定の対象ですが、（1）に述べた理由により、

- ・ 生産者団体は明記されませんし、
- ・ 明細書等で示される品質や生産方法等の適合性の確認は締約相手国内で行われ、我が国において確認するものではないため、指定産品に日本の GI マークは使用できません。

海外における日本の地理的表示の保護

農林水産省
食料産業局

○ 海外における地理的表示の保護が国家間の国際約束によっても実現可能。

G I の相互保護を可能とする制度を整備

我が国と同等水準と認められる G I 制度を有する外国と G I リストを交換し、当該外国の G I 産品について、所費の手続きを行った上で、農林水産大臣が指定

日本

外国

日本で外国 G I を保護

⇒ 模倣品の排除による誤認・混同の防止

外国で我が国 G I を保護

⇒ 我が国生産者の G I 登録の負担軽減

⇒ 外国での我が国農林水産物のブランド化

<日EU・EPAのケース>

相互保護を行う産品について

- ・EU側71産品、日本側48産品を相互に保護
- ・協定発効後、産品追加が可能。

保護の開始までの流れ

- ・2017年7月 EU側産品の公示手続き（～10月までの3ヶ月間）
- ・2017年11月 学識経験者委員会
- ・2017年12月 日EU・EPA交渉妥結
- ・2018年7月 日EU・EPA署名
- ・2019年2月 日EU・EPA発効⇒EPAの発効と合わせて指定（保護が開始）。

指定産品のGIマークについて

・「指定」により保護される外国の産品には、日本の登録商標（GIマーク）は付けられません。

・外国産品に、外国のGIマークが付いていることがありますが、国内法令上、表示の義務はありません。



Copyright © 2019 Food Industry-Market Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

(参考) EUで保護される日本側 G I 48 産品

農林水産省
食料産業局

※ EUで保護される産品の選定に当たっては、交渉妥結時の登録産品（58産品）の中から、生産者団体の輸出意向、生産量、EUのG I 制度の対象品目が否か等を踏まえ、EU側と調整。

おおもりカシス 青森県	加賀丸いも 石川県	前沢牛 岩手県	紀州金山寺味噌 和歌山県	堂上蜂屋柿 岐阜県
但馬牛 兵庫県	三島馬鈴薯 静岡県	くろさき茶豆 新潟県	美東ごぼう 山口県	小川原湖産大和しじみ 青森県
神戸ビーフ 兵庫県	下関ふく 山口県	東根さくらんぼ 山形県	木頭ゆず 徳島県	入前ジャンボ西瓜 富山県
夕張メロン 北海道	能登志賀こころ柿 石川県	みやぎサーモン 宮城県	上庄さといも 福井県	香川小原紅生みかん 香川県
八女伝統本玉露 福岡県	十勝川西長いも 北海道	大館とんぶり 秋田県	琉球もろみ酢 沖縄県	宮崎牛 宮崎県
鹿児島壺作り黒酢 鹿児島県	十三湖産大和しじみ 青森県	大分かぼす 大分県	若狭小浜小鯛ささ漬 福井県	近江牛 滋賀県
くまもと県産い草 熊本県	連島ごぼう 岡山県	すんき 長野県	桜島小みかん 鹿児島県	辺塚だいたい 鹿児島県
鳥取砂丘らっきょう 鳥取県	特産松阪牛 三重県	田子の浦しらす 静岡県	岩手野田村荒海ホタテ 岩手県	鹿児島黒牛 鹿児島県
三輪薬種 奈良県	米沢牛 山形県	万寿寺甘とう 京都府	奥飛騨山之村寒干し大根 岐阜県	※日本語名称だけでなく、翻訳名称もEUでの保護の対象。
市田柿 長野県	西尾の抹茶 愛知県	飯沼栗 茨城県	八丁味噌 愛知県	

(参考) 日本国内で保護するEU側GI 71産品

農林水産省
食料産業局

酪農製品：27品目（チーズ26品目、バター1品目）

プロシュート	ブレソラ	コッパ	キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ
ブレソラ	コッパ	キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ
キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ
キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ
キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ

食肉製品：14品目

キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ
キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ

食用油脂：10品目

オリーブオイル	オリーブオイル

その他加工品等：9品目

キュラッテロ	キュラッテロ
キュラッテロ	キュラッテロ

菓子類：5品目

キュラッテロ	キュラッテロ

生鮮・水産：6品目

キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ
キュラッテロ	キュラッテロ	キュラッテロ

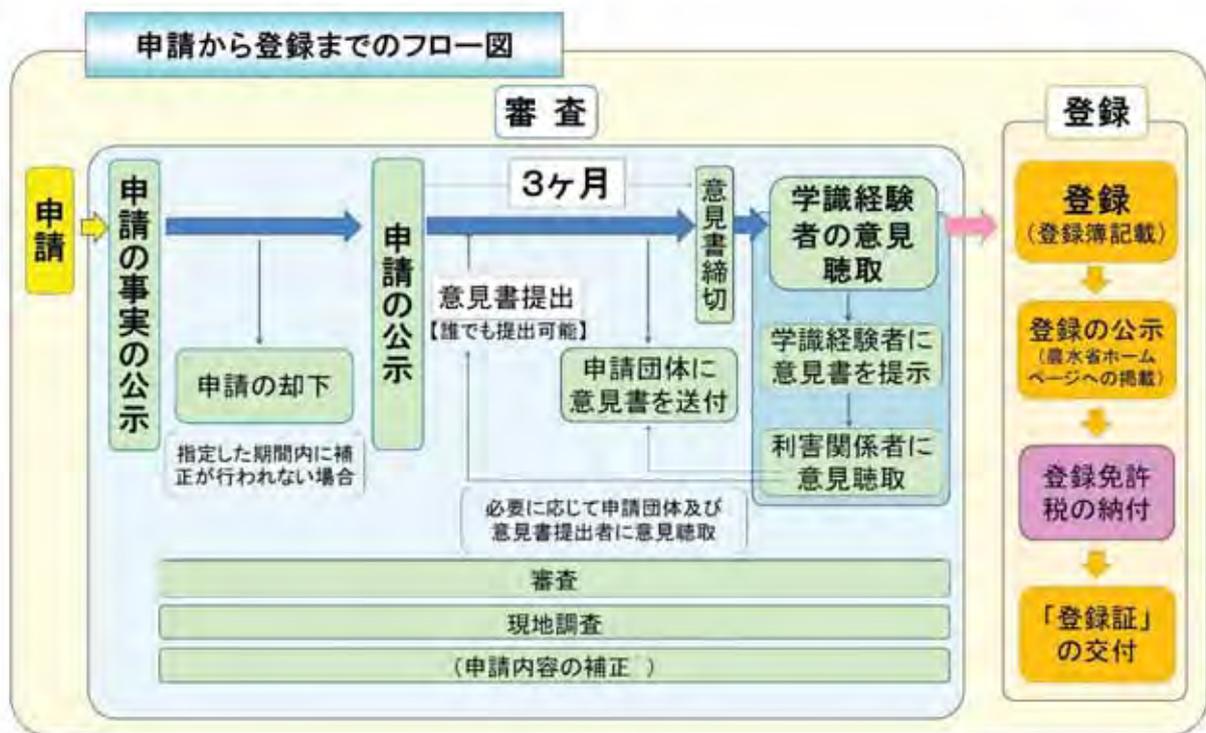
Copyright 2018 Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries. (出典：Qualigo Atlas, Atlas of European and non-European PDO, PGI, TSG agri food products / MAFF/ICRIGATI (2009))

2 申請手続について

2 申請手続について

2.1 本章の目的

本章では、GI 法第 7 条第 1 項の規定による登録の申請（以下、本章において単に「申請」といいます。）手続を中心に、申請から登録までの流れを説明します。なお、GI 法第 15 条の規定による生産者団体の追加登録の申請、GI 法第 16 条の規定による登録事項の変更申請、GI 法第 16 条の 2 の規定による明細書の変更申請、GI 法第 17 条の規定による登録生産者団体の変更の届出、GI 法第 18 条の規定による生産行程管理業務規程の変更の届出、GI 法第 19 条の規定による生産行程管理業務規程の休止の届出の手続については、第 5 章をご参照ください。



2.2 申請者の要件

申請者は、生産業者を構成員とする生産者団体であることが求められます。生産者団体の定義はGI法第 2 条第 5 項において、

- ① 申請する農林水産物等の生産業者を直接又は間接の構成員とする団体であって、
- ② 法令又は定款その他の基本約款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるもの

に限るとされており、法人格の有無は問われません（要件の詳細については、第 3 章「申請者の要件について」をご参照ください）。

なお、外国の団体が申請する場合は、GI法第21条各号に掲げる場合に該当することとなった場合に、農林

水産大臣が当該団体に対し必要な措置をとるべき請求をした時は、これに応じることを誓約する書類の提出が求められます（GI法施行規則第6条第3号）。

2.3 申請書類の作成

（1）書面の用語

申請書類は日本語で作成する必要があります。ただし、申請者の名称及び住所、代表者の氏名並びに申請製品の名称等については、外国語を用いることができます（GI法施行規則第31条第1項）。なお、委任状やその他の書面を外国語で記載する場合には翻訳文を添付してください（GI法施行規則第31条第2項）。

（2）申請に必要な書類等

申請には、以下の申請書及びその添付書類が必要になります。申請する際は、申請書類に不備・不足等がないかを確認してください。

ア 申請書（GI法施行規則別記様式第1号）

イ 申請書の添付書類

（ア）明細書（審査要領別記様式1）

（イ）生産行程管理業務規程（審査要領別記様式2）

（ウ）委任状（代理人により申請をする場合に限り）

（エ）GI法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類

a 申請者が法令において加入の自由の定めがある法人の場合には、登記事項証明書

b a以外の法人の場合には、登記事項証明書及び定款その他の基本約款

c 申請者が、法人でない場合には、定款その他の基本約款

（オ）誓約書（申請者が外国の団体である場合に限り）

（カ）GI法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書（審査要領別記様式3）

（キ）GI法第13条第1項第2号八に規定する経理的基礎を有することを証明する書類（最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類。）

（ク）GI法第13条第1項第2号二に規定する生産行程管理業務の公正な実施を確保するために必要な体制が整備されていることを証明する書類（生産行程管理業務の実施体制に関する組織図、業務分担表又はこれに類する書類）

（ケ）申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等（例えば、特性に関する科学的データや文献、地域との結び付きを示す気象・土壌のデータや郷土史など）

（コ）申請農林水産物等の写真

a 申請農林水産物等の写真

b 申請農林水産物等の名称の使用実績が確認できる写真

（シ）商標権者等の承諾を証明する書類（申請農林水産物等の名称が、GI法第13条第1項第4号ロに該当する場合に限り）

(注) 当該承諾は、法に基づく登録がされることについての承諾である必要があり、申請者が商標権者等から通常使用権等の利用権の設定を受けているだけでは足りないことに留意すること。

- (ス) その他、申請農林水産物等であることの証明に必要と考えられるもの
- (セ) 翻訳文（委任状等外国語により作成した書類に限る）

(3) 申請書類の提出方法

申請書類は、正本1通を郵送又は持参により、農林水産省食料産業局知的財産課（以下「知的財産課」といいます。）に提出してください。なお、持参により提出する場合には事前に知的財産課に連絡の上、受付時間内に来課してください。

【申請の受付窓口】

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

電話 03-3502-8111（代表） 内線 4284

受付時間：10時から12時まで、13時から17時まで

2.4 申請の受付と申請の事実の公示

(1) 申請の受付

知的財産課において申請書類に不備・不足等がないことが確認された場合に受け付けられます。

なお、申請書類について知的財産課から修正等の対応を求められた場合には、書類の追加・修正等を行い、改めて提出することになります。

(2) 申請日

申請日は、知的財産課が申請書類に不備・不足等がないことを確認し、申請を受け付けた日となります。

(3) 申請の事実の公示

申請が受け付けられた場合は、GI法第7条第4項の規定に基づき、申請があった事実が公示されます。具体的には、以下の①から④までの事項が農林水産省ウェブサイトで公表されることになります。

なお、公示後に以下の②から④までの事項について変更が必要になった場合、申請者は自主的に補正することが可能ですが、補正の内容によっては再公示になる場合があります。また、公示後に申請の却下又は取下げがなされたときは公示が中断されます。

<公示される事項>

- ① 申請番号及び申請の年月日
- ② 生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

- ③ 申請農林水産物等の区分
- ④ 申請農林水産物等の名称

2.5 申請の制限

申請産品が、GI法第8条第1項の規定（申請の事実の公示とは異なります）により既に公示中である産品の全部又は一部に該当する場合、同法第9条第1項に定める意見書提出期間中に申請をすると、その申請は公示中の産品に対する意見書とみなされます。また、意見書提出期間の経過後は、先に公示中であった産品の申請の取下げ、拒否又は登録がなされた場合でなければ同内容での再申請はできません。

2.6 申請の取下げ

申請の取下げは、申請者が取下げ書（審査要領別記様式8）を農林水産省に提出することにより行われます。申請の取下げは、申請後、審査継続中であれば、いつでも行うことができます。

なお、申請の取下げがあった場合には、農林水産省から取下げ手続が完了した旨が通知されます（審査要領別記様式9）。

2.7 審査

申請の受付後、農林水産省食料産業局知的財産課の審査担当者（以下「審査官」といいます。）による審査が行われます。

（1）審査

申請の受付後、申請内容がGI法やその下位法令に従っているのかどうかについて審査が行われます。申請内容の不備等がある場合には、申請者に対し登録の申請の補正を求めることがあります（GI法第7条の2第1項）。これまでの申請例では、産品区分の記載が区分告示に従っていない、代表者の役職名が記載されていないといった形式的な不備、産品の特性の記載が不十分といった申請内容の不備が見られました。

（2）補正

登録の申請の補正が必要となった場合には、審査官から文書（審査要領別記様式5）が送付されますので、その内容を精査の上、指定した期間内に提出窓口に補正書（GI法施行規則別記様式第1号の2）を提出して補正を行ってください。ただし、誤字・脱字のような軽微な不備等の場合は、申請者又は代理人に確認の上、審査官が職権により補正することもあります。

なお、申請者は審査官から補正指示を受けることなく、自主的に申請内容を補正することもできます。

（3）申請の却下

指定した期間内に補正が行われなかった場合は、申請が却下されることがあります（GI法第7条の2第2項）。ただし、特性の根拠資料を作成するための理化学分析の実施に時間を要する場合等、やむを得な

い事情により指定した期間内に補正書を提出することができない場合は、この限りではありません。申請が却下された場合には、その旨が申請者に通知されます（審査要領別記様式 7）。

（4）現地調査

審査官は必要に応じて現地調査を行います。現地調査では、名称の使用実態や産品の特性、地域との結び付き、生産地の範囲の妥当性、生産行程管理業務の実施体制等について、申請書類の内容と合致しているかどうかなど確認を行います。なお、現地調査の実施については、文書（審査要領別記様式 6）により、申請者に事前に通知されます。

（5）申請の公示

申請内容等に補正すべき不備がなく（GI 法第 7 条の 2 第 1 項に基づく補正が行われた場合を含む。）、却下又は取下げがなされなかった申請については、申請書の記載内容が農林水産省のホームページ上に公示されます（GI 法第 8 条第 1 項）。

また、公示後 3 か月間は、申請書・明細書・生産行程管理業務規程が知的財産課において縦覧に供されるとともに、農林水産省のホームページ上においても公表されます（GI 法第 8 条第 2 項）。

なお、審査は、申請が登録又は登録拒否されるまで、引き続き行われます。審査の結果、公示後に申請内容を実質的に変更する場合は、当該申請は再公示されることとなります（GI 法施行規則第 11 条）。その場合には、改めて 3 ヶ月の公示期間が設けられます。

（6）意見書の提出期間

（5）の申請の公示後 3 か月間は、意見書提出期間として、誰でも申請に対する意見書（GI 法施行規則別記様式第 2 号）を農林水産省に提出することができます（GI 法第 9 条第 1 項）。なお、意見書は知的財産課受付窓口への到着をもって提出として扱われます。意見書が提出された場合には、文書（審査要領別記様式 10）により意見書の写しが申請者に送付されます（GI 法第 9 条第 2 項）ので、意見書の内容を踏まえ、必要に応じて、改めて地域内で話し合いを行う、申請書等の内容を補正する、追加して書類を提出する等の対応を検討してください。

（7）学識経験者の意見の聴取

（6）の意見書の提出期間が経過した後、学識経験者に登録拒否要件（GI 法第 13 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで）の該当の有無について意見を聴く委員会が開かれます（GI 法第 11 条及び GI 法施行規則第 9 条）。

（8）登録又は登録拒否

学識経験者からの意見聴取後、その意見を踏まえて登録の可否が決定されます。

ア 登録の場合

審査の結果、GI 法第 13 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる登録拒否事由に該当しない場合には、GI 法第 12 条第 1 項の規定に基づき登録されます。登録番号及び登録の年月日、申請内容等が特定農林水産物等登録簿に記載されたことをもって、GI 登録されたこととなります。なお、登録簿は、農

林水産省食料産業局知的財産課に備えられ、公衆の縦覧に供されます。

GI 登録されると、申請者に登録された旨の通知（審査要領別記様式 13）がなされるとともに、登録簿、明細書及び生産行程管理業務規程の内容が農林水産省ホームページで公表されます(GI 法第 12 条第 3 項及び GI 法施行規則第 13 条)。

登録の通知を受け取った場合には、登録日から 1 ヶ月以内に登録免許税（9 万円）を納付し、領収証書の原本を納付書（審査要領別記様式 14）により、知的財産課まで提出してください。領収証書の原本が提出されると、登録者には、特定農林水産物等登録証が交付されます（共同申請や団体の追加登録の場合も、全ての団体に交付されます。）。



イ 登録の拒否

審査の結果、法第13条第1項第1号から第4号までに掲げる登録拒否事由に該当する場合は、登録が拒否されます。登録が拒否された場合、申請者に対し、文書（要領別記様式15）により、登録が拒否される旨及びその理由が通知されるとともに、以下の①から⑥の事項が農林水産省ホームページに掲載されます。

- ① 申請の番号及び受付年月日
- ② 申請者の名称及び住所並びに申請者の代表者（法人でない生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
- ③ 申請農林水産物等の区分
- ④ 申請農林水産物等の名称
- ⑤ 登録を拒否する旨
- ⑥ 登録の拒否理由

なお、この登録の拒否は、行政処分ですので、不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく不服申立や行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく訴訟提起が可能です。

3 申請書及び明細書の作成方法

3 申請書及び明細書の作成方法

3.1 申請書の様式

- (1) 申請書の様式は GI 法施行規則等に基づき規定されていますので、この様式に従って申請書を作成してください。定められた様式に従わない申請書については、申請が却下される場合がありますので、注意してください。申請書の様式については、下記の農林水産省のウェブサイトからダウンロードすることができます。

農林水産省 地理的表示保護制度のウェブサイト【登録申請手続】

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/process/index.html



- (2) 申請書の用紙は添付資料も含め A 4 サイズとし、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用いて、片面に印刷してください（両面印刷はしないでください）。余白は、少なくとも用紙の上下左右各 2 センチメートルとるようにしてください。
- (3) 申請書は日本語で作成してください。ただし、生産者団体の名称及び住所、代表者（法人でない生産者団体にあつては、その代表者又は管理人）の氏名並びに申請農林水産物等の名称については、外国語を用いて記載することができます。なお、外国語を用いて記載した場合には、その読み方等を確認する場合があります。

3.2 申請書の記載項目

申請書に記載すべき項目は以下のとおりです。項目ごとに記載方法を説明します。

別記様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

- 1 申請者
- 2 農林水産物等が属する区分
- 3 農林水産物等の名称
- 4 農林水産物等の生産地
- 5 農林水産物等の特性
- 6 農林水産物等の生産の方法
- 7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由
- 8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績
- 9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等
- 10 連絡先

〔添付書類の目録〕

申請書の記載方法について、項目ごとに記載例を交えて解説します。

なお、様式中にある“（説明）”、“（注・・・）”については、申請書作成者への注意点を示すための注記なので、提出時は削除してください。

【申請書に記載する日付】

別記様式第一号（第五条関係）
特定農林水産物等の登録の申請
農林水産大臣 殿
申請書を提出する年月日を 記入する。
年 月 日

★記載ルール

申請書の年月日の欄には、申請書を農林水産大臣に提出する年月日を記入します。

なお、申請にあたっては、受付窓口である農林水産省知的財産課で申請が受け付けられた日が申請日となりますので、必ずしも申請書に記入された提出日が「申請日」となるわけではありません（「2.4 申請の受付と申請の事実の公示」参照）。

【申請書を提出する者】

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者）

申請者（1に記載） 代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）： 印

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

★ 記載ルール

申請者の欄は、申請者本人が提出する場合と代理人が提出する場合で記載方法が異なります。以下に、それぞれの場合の記載例を示します。

〈申請者本人が提出する場合〉

申請者（1に記載） 代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

申請者本人が提出する場合は、チェック欄以外は空欄とする。氏名、住所等は「1 申請者」に記載する。

印

〈代理人が提出する場合〉

申請者（1に記載） 代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒〇〇〇-〇〇〇〇）

トウキョウト チ ヨ ダ ク カスミガセキ
東京都 千代田区 霞が関 〇丁目〇番〇号

氏名又は名称（フリガナ）：マルマルホウリツジ ム ショ 〇〇法律事務所

法人の場合には代表者の氏名及び役職（フリガナ）：代表 マルマル マルマル 〇〇 〇〇 印

電話番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

代表者の役職名も記載する。

※ なお、業として申請の代理を行う場合、この代理人の欄に記載できる者は申請に係る包括代理契約を結ぶことのできる者（弁護士又は行政書士）であることが必要です。業として代理を行う者であるが、包括代理契約を結ぶことのできない者は、「10 連絡先欄」に記載して下さい。

1 申請者

(1) 単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名

住所（フリガナ）：（〒〇〇〇－〇〇〇〇）

名称（フリガナ）： 印

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：

ウェブサイトのアドレス：

(3) 申請者の法形式：

★ 記載ルール

1つの申請団体による単独申請と複数の団体による共同申請では、記載方法が異なります。

〈記載例：単独申請の場合〉

(1) 単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名

住所（フリガナ）：（〒〇〇〇－〇〇〇〇）
トウキョウト チ ヨ ダ ク カスミガセキ
東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

名称（フリガナ）：マルマルノウギョウキョウドウクミアイ
〇〇農業協同組合 印

代表者の役職名も記載する。

代表者（又は管理人）の氏名及び役職： 組合長 〇〇 〇〇

ウェブサイトのアドレス：<http://www.xxxxxx/>

(3) 申請者の法形式：農業協同組合法に基づき設立された農業協同組合

申請者の設立根拠となる法律名
がわかるように記載する。
協議会である場合など、設立根
拠法がない場合は、「任意の団
体」あるいは「法人でない団体」な
どと記載する。

〈記載例：共同申請の場合〉

(1) 単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名

(申請者①)

住所（フリガナ）：（〒〇〇〇－〇〇〇〇）^{トウキョウト チ ヨ ダ ク カスミガセキ} 東京都 千代田区 霞が関 〇丁目〇番

名称（フリガナ）：^{マルマルノウギョウキョウドウクミアイ} 〇〇農業 協同 組合 印

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 〇〇 〇〇

ウェブサイトのアドレス：<http://www.xxxxxx/>

(申請者②)

住所（フリガナ）：（〒〇〇〇－△△△△）^{トウキョウト チ ヨ ダ ク カスミガセキ} 東京都 千代田区 霞が関 △丁目△番△号

名称（フリガナ）：^{サンカクサンカクセイサンシンコウキョウギカイ} △ △ 生産 振興 協議会 印

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 △△ △△

ウェブサイトのアドレス：http://www.*****/

(3) 申請者の法形式：

(申請者①) 農業協同組合法に基づき設立された農業協同組合

(申請者②) 法人でない団体

☆ 解説：申請者の要件について

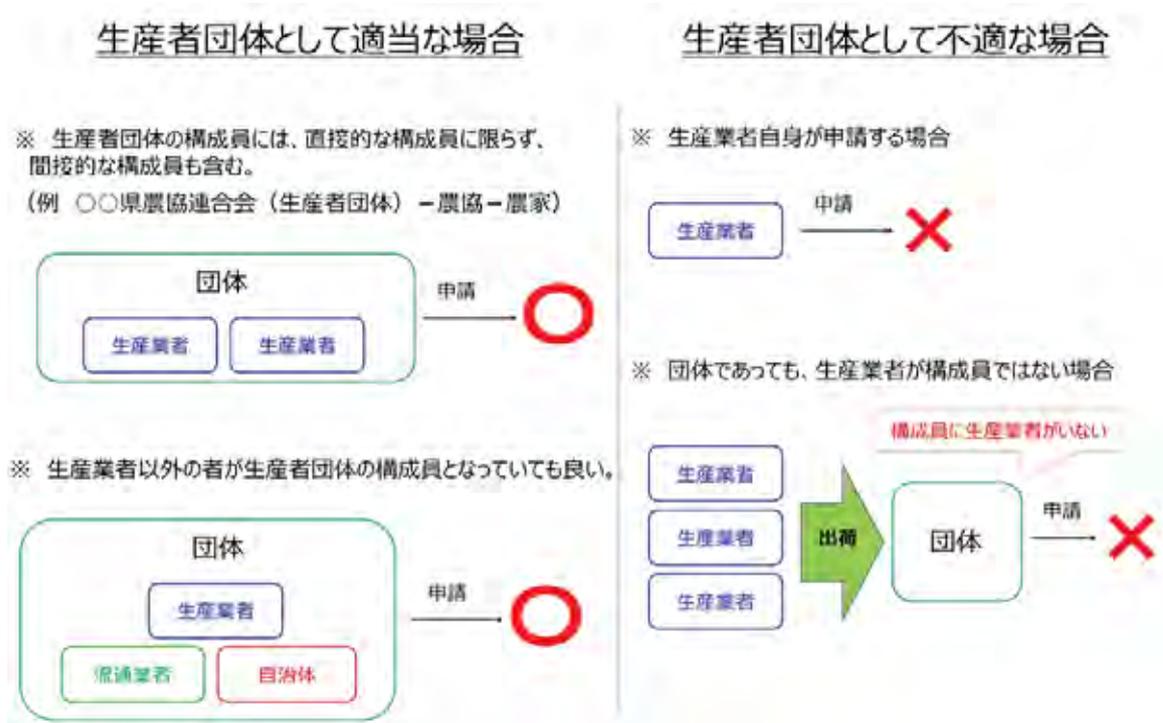
GI 法では、登録簿に記載された生産方法により生産され、製品の特性（品質等）を満たしたものにのみその名称や、GI マークを使用することができるとされています。このため、申請者は以下の要件を満たす必要があります。

（１）生産業者を構成員とする団体であること [GI 法第 2 条第 5 項]

申請者は生産業者個人や個社ではなく、生産業者を構成員とする団体であることが求められます。生産業者を直接の構成員とする団体に加え、生産者団体を構成員とする団体（生産業者を間接的の構成員とする団体）も認められます。生産業者を構成員とする団体であれば、法人格の有無は問いません。

なお、GI 法における生産業者は「生産を業として行う者」と定義されており（GI 法第 2 条第 4 項）、産品が「出荷」されるまでの一連の行為のうち、生産（製品の特性を付与・維持するために行われる行為）を業として行う個人・法人で、農家、漁業者、農産加工業者、水産加工業者、食品製造業者等が該当します。構成員となる生産業者が一者のみであっても生産者団体になり得ますが、生産業者自身が申請する場合や生産業者を構成員としない団体は、生産者団体になり得ませんので注意してください。

また、外国の生産者団体も申請することができますが、GI 法第 21 条各号に掲げる場合に該当する場合には、当該団体に明細書又は生産行程管理業務規程の変更その他の必要な措置をとるべき旨の請求を農林水産大臣がしたときはこれに応じることを誓約する書類の提出が求められます（GI 法施行規則第 1 条の 2 第 2 号及び第 6 条第 3 号）。



(2) 加入の自由が定められていること【GI 法第 2 条第 5 項及び G I 法施行規則第 1 条の 2 第 1 号】

GI 登録された製品の名称は地域共有の財産となります。このため、GI 製品の生産者団体は定款その他の基本約款において「加入の自由」を定める必要があります。具体的には、登録された生産地域内の生産業者が当該団体への加入を希望する場合に「正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。」旨の定めがあることが求められます

農業協同組合や漁業協同組合など、設立根拠法により、加入の自由が義務付けられている場合もありますが、特に法人でない団体にあつては、組織規約等の基本約款において「加入の自由」の定めを設けておくことが必要です。

なお、GI 製品の名称は、登録された生産者団体が排他的、独占的に使用できるものではなく、追加登録を受けた生産者団体の構成員も使用することができます。

次の場合は正当な理由があると考えられます。

- ① 当該団体の設立根拠法において、構成員の除名事由が定められている場合において、加入しようとする者が除名事由に該当する行為を現にしているか、若しくはすることが客観的に明らかであるとき又は除名された者が、除名事由を解消することなく、除名後直ちに加入しようとするとき
- ② 加入しようとする者が当該団体の業務を不当に妨害していた場合
- ③ 特定農林水産物等の特性を付与又は保持するために必要十分と認められる範囲内で生産者団体の加入資格に制限を設ける場合

次の場合は正当な理由がないと考えられます。

- ① 不当に多額の加入手数料を支払わせる場合
- ② 単に事業能力の有無、身分関係、性別等を考慮する場合
- ③ 団体が提供する役務等の専属利用契約を締結させる場合
- ④ 法律又は定款に定める出資義務を超える口数の出資を引き受けさせる場合
- ⑤ 特定農林水産物等の特性を付与又は保持するために必要十分な範囲を超えて生産者団体の加入資格に制限を設ける場合（例：特性を付与又は維持するのとは無関係な特定の資格・施設設備等を有している者であることを加入資格とする場合）

(3) 欠格事由に該当しないこと【GI 法第 13 条第 1 項】

生産者団体自身が、GI 法の規定による取消処分を受けた後 2 年を経過していない等、欠格事由に該当しないことを明らかにする申告書の提出が求められます。欠格事由に該当する場合は、GI 登録は拒否されます。

【GI 法第 13 条第 1 項】

農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録を拒否しなければならない。

生産者団体について次のいずれかに該当するとき。

- イ 第二十二條第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しないとき。
- ロ その役員（法人でない生産者団体の代表者又は管理人を含む。（2）において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるとき。
 - （1）この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - （2）第二十二條第一項の規定により登録を取り消された生産者団体において、その取消の日前三十日以内にその役員であった者であって、その取消の日から二年を経過しない者

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（りんご）

★ 記載ルール

- (1) GI 産品の名称の使用規制は、区分告示に示されている産品の区分に属する農林水産物等及びそれを原材料として加工・製造された農林水産物等の範囲に及びます。例えば、「○○りんご」を「第一類 農産物類」の区分で申請し GI 登録された場合、「○○りんご」という名称の使用が制限されるのは、同じ類の下欄に記載のある農林水産物等（第一類 農産物類の第一号から第五号までに掲げるすべてのもの）と、それらを原材料として加工・製造された農林水産物等になります（ただし、真正の「○○りんご」を原材料として加工・製造された農林水産物等（「○○りんごジュース」等）は除かれます。）。申請産品がどの区分に属するのかわ、産品の形態とともにしっかりと確認してください。

(区分告示から抜粋)

<p>第一類 農産物類</p>	<p>農林水産物等の区分</p>
<p>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 穀物類（米穀（玄米、精米）、麦類（精麦を含む）、雑穀、豆類、その他穀物類）</p> <p>二 野菜類（きのこ類及び山菜類を含む。）</p> <p>三 果実類</p> <p>四 糖料作物、未加工飲料作物（茶葉及びコーヒー豆（生のものに限る。）を含む。）、香辛料原料作物、油脂用の種実・堅果・種核等、香料用作物</p> <p>五 前各号に掲げるもの以外の農産物類（食用に供されな いものを除く。）</p>	<p>区分に属する農林水産物等</p>

(2) 「区分に属する農林水産物等」の欄には、農林水産物等の名称に加え、申請産品の種類を一般的に示す名称（例えば、第1類の農産物類にあつては、小麦、とうもろこし、大豆、だいこん、にんじん、ブロッコリー、なす、わさび、まつたけ、わらび、りんご、もも、ぶどう、くり等が該当します。）を括弧書きで記載します。

なお、みそなど「区分に属する農林水産物等」に記載されているものと、申請産品の種類を一般的に示す名称が一致する場合には、括弧書きの記載は不要となります。

<記載例>

(例1) 区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（りんご）

(例2) 区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：前各号に掲げる以外の農産物類（ホップ）

(例3) 区分名：第8類 調味料類

区分に属する農林水産物等：みそ ※みそ（みそ）とは記載しない。

(例4) 区分名：第8類 調味料類

区分に属する農林水産物等：しょうゆ（魚醤油）

(3) 1つの農林水産物等の区分については1つの申請が基本ですが、例外的に、①同一の名称であつて、②一貫した特性を有していることから需要者において一体の農林水産物等として認知されている場合に限り、複数区分での申請が可能です（Q&A（2）申請区分参照）。

<記載例>

(1) 区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（アスパラガス）

(2) 区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：野菜加工品類（アスパラガス缶及び瓶詰）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{マルマル}〇〇りんご、Marumaru Ringo

フリガナを漢字の上部に振りづらい場合、「〇〇りんご（マルマルリンゴ）」のように記載することもできます。一つの表記について、複数の読み方が存在し、いずれも使用されている場合は、全てのフリガナを記載します。（「〇〇」、「〇☆」は地名等）

名称（フリガナ）：〇〇柿（マルマルカキ、マルマルガキ）

〇☆みかん（マルホシミカン、マルボシミカン）

★ 記載ルール

(1) 申請名称を、ひらがな・カタカナ・漢字（当該名称を表すものとして通例用いられる漢字に限る）・ローマ字（訓令式・ヘボン式）に変更したものは、申請名称と同一と扱われます。また、登録名称を外国語に翻訳した名称も保護されます。したがって、「東京りんご」が GI 登録された場合、「とうきょうりんご」、「東京リンゴ」、「東京林檎」、「Tokyo Apple」等の名称も自動的に保護されるため、あえて申請書に記載する必要はありませんが、我が国の GI 法の効力が及ぶのは日本国内に限られるため、下記の点に留意が必要です。

・ほとんどの国・地域では、翻訳名称や音訳名称についても GI の保護対象としていますが、全ての国が翻訳・音訳名称を保護しているわけではないため、海外に産品を輸出している、若しくは、今後具体的な輸出の計画を有している申請者の方は、「Tokyo Apple」のように、その産品の翻訳名称（輸出に用いる予定の名称）も併せて申請することが望ましいといえます。

なお、我が国の GI 法では、名称から産品が特定できることが登録の要件の一つとなっているため、使用実績の無い外国語名称は登録できませんが、英語については、広く使用されている実態に鑑み、使用実績の如何を問わず、登録可能という取扱としています。

・また、同様に、海外の市場においては日本語で表記された「東京りんご」の発音が「トウキョウリンゴ」であることが認知されていない可能性が考えられます。GI 名称の適切な保護のみならず、第三者が海外で「Tokyo Ringo」といった商標出願・登録することへの抑止力を持たせるという観点からも、その読みをアルファベットで表記した「Tokyo Ringo」も併せて申請することが望ましいといえます。

〈記載例〉

名称（フリガナ）：東京りんご、Tokyo Ringo、Tokyo Apple

(2) 同一の農林水産物等を指称する名称として需要者に認知されている名称が複数ある場合（単に使用実績があるというだけでは足りず、需要者に認知されていると認められる程度の実績が必要です。）。

〈記載例〉

名称（フリガナ）：^{マルマルギユウ} 〇〇牛、^{マルマル} 〇〇ビーフ

☆ 解説：産品の名称について

地理的表示（＝産品の名称の表示）について、その定義を改めて確認します。

定義：地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということ特定できる名称の表示をいう。

地理的表示の定義に基づき、名称に係る登録要件として以下のものが考えられます。

（GI 法第 2 条第 3 項カッコ書き及び第 13 条第 1 項第 4 号）

（1）名称から申請産品の生産地と特性を特定できること

<生産地の特定>

GI 産品として登録されるためには、産品の名称から、生産地及び当該生産地と結び付いた産品の特性を特定できることが要件となります。

まず、生産地について、「夕張メロン」や「前沢牛」のように地名を含む名称が一般的ですが、長野県木曽地方の伝統的な漬け物である「すんき」のように、全国でも当該地域でしか生産されていない産品であれば、産品の名称に地名を含んでいなくても生産地を特定されていると扱われます¹¹。

なお、名称で明示されている地域と登録された生産地が一致する必要はありませんが、おおよその生産地の範囲を特定できる必要があります（例：神戸ビーフ（生産地：兵庫県））。

<産品の特性の特定>

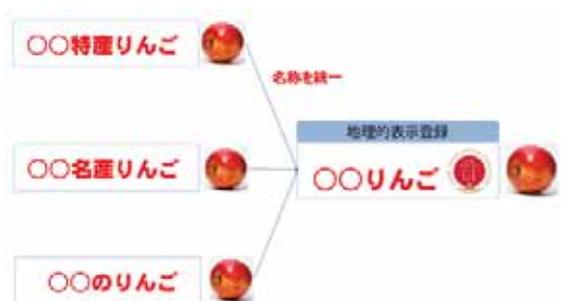
次に、名称から申請産品の特性を特定できない場合として、具体的には以下のケースが考えられます。

ア 申請団体に属する生産業者が類似名称等を使用している場合

① 特性を満たす産品を類似名称で販売している場合

例えば、申請団体に属する生産業者自らが、申請名称である「○○りんご」（○○は地名）の他に、「○○特選りんご」、「○○名産りんご」、「○○のりんご」など、複数の類似名称を使用している場合であって、需要者が、どの名称のりんごが特性を有する産品として申請されたのかを特定できないと判断される場合は登録が拒否されます。このため GI 制度への申請にあたっては、可能な限り名称を統一する必要があります。

（Q&A（8）表示参照）



¹¹ 地名を含まない名称である場合、もしくは、地名を含んでいても周知性のある地名でない場合などは、需要者が名称から生産地を特定できることを説明する必要があります（販売実績（量、範囲等）や報道実績など。必要に応じて、名称の由来についても併せて説明してください。）。

② 特性を満たさない産品を同一又は類似の名称で販売している場合

例えば、肉質等級4等級以上の和牛を「東京牛」という名称で申請した場合を考えてみましょう。



GI申請産品である「東京牛」を販売すると同時に、4等級未満の和牛を「東京和牛」という名称で販売している場合、申請産品と類似した名称の産品が市場に



存在することになり、需要者から見て、申請産品と類似産品の識別が難しく、「東京牛」が4等級以上であると特定できないためGI登録は拒否されます。なお、このような類似名称の産品が存在する場合であっても、申請産品（東京牛）に概ね25年の生産実績があり、類似名称（東京和牛）の使用をやめることができれば、GI登録が可能です。

実際に申請段階で問題になった事例としては、明細書に記載された品質基準を満たしていない産品を、GI申請産品と同一名称で出荷・販売していたというのがあります。この場合、申請名称から申請産品の特性を特定することができないため、登録が拒否されます。

さらには、生産者団体の構成員である一部の生産業者が、産品の明細書の基準を満たすものをGI産品として出荷するとしつつ、別途、当該名称を含む図形商標を登録し、基準を満たさないものには当該商標を付して出荷することを企てた悪質な事例もあります。この場合、『図形』商標であっても申請名称を表示することになり、生産者団体として適正な表示を行うことを定めたルールである生産行程管理業務規程に団体の構成員である生産業者が従わないこととなるため、生産業者を除名する等の対応を行わない限り登録は拒否されます。

なお、登録後に、生産者団体の構成員である生産業者が明細書の基準を満たさないものに同一又は類似の名称を使用した場合、生産者団体自らが遵守すべき「生産行程管理業務規程」に違反していることから、措置命令の対象となり、従わない場合は、登録の取消の対象となります。

イ 申請団体に属さない生産業者が類似名称等を使用している場合

申請団体に属さない生産業者が同一又は類似名称を使用している場合は、前記アのように生産行程管理業務規程に違反することはありませんが、その生産量や販売範囲等によっては、審査段階で、需要者が産品の名称から申請産品とそうでない産品を判別することが困難となり、結果として名称から申請産品の特性を特定できない状況だと判断され、登録が認められない場合があります。

ウ 申請団体の生産地以外の地域で同一又は類似名称の産品が販売されている場合

申請された生産地以外の地域で同一又は類似名称の産品が生産・販売されている場合についても、前記イと同様に、需要者が産品の名称から申請産品の特性を特定できない状況だと判断され、登録が認められない場合があります。

エ 名称の使用実績がない場合

申請名称は、申請製品の名称として使用されてきた実績が求められます。申請のために新たに考案された名称など使用実績がない名称は、たとえ名称から産地が特定できたとしても、地域に定着しておらず需要者が当該名称から製品の特性を特定できないため、登録が認められません。ただし、後述の「確立した特性」の要件と異なり、名称については概ね 25 年の使用実績は求められません（実際に当該名称を付して流通・販売等されていることを裏付ける資料（写真等）の提出は必要です）。

（２）同一名称又は類似名称を有する産品が GI 登録されていないこと

申請産品と同一名称又は類似名称を有する産品が既に GI 登録されている場合は、申請産品を登録することができません。ただし、申請産品の特性が、先に登録された産品の特性と明らかに異なり、商取引上も明確に区分されるなどの客観的な事実があり、需要者等が両者を区別することが可能であれば、審査要領別添 3 名称審査基準第 2 の 2 の要件に従い、登録できる場合もあります。

<審査要領別添 3 名称審査基準第 2>

2 既に登録を受けている特定農林水産物等の名称と同一の名称の取扱い

申請農林水産物等の名称が既に登録を受けている特定農林水産物等の名称と同一の名称の場合、当該申請農林水産物等の名称が、当該申請農林水産物等について法第 2 条第 2 項各号に掲げる事項を特定できる名称であれば、登録できるものとする。

ただし、この場合においては、当該申請農林水産物等の名称の使用実績を裏付ける資料等を参考にして、慎重に判断を行わなければならない。

<GI 法第 2 条第 2 項>

2 この法律において「特定農林水産物等」とは、次の各号のいずれにも該当する農林水産物等をいう。

- 一 特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること。
- 二 品質、社会的評価その他の確立した特性が前号の生産地に主として帰せられるものであること。

（３）普通名称でないこと

申請産品の名称が普通名称である場合は登録することができません。具体的には、過去に特定の地域で使われていても、広範に生産されるようになり、特定の地域との結び付きを特定できない場合（高野豆腐など）や、Codex などの規格として用いられる名称であり、一定の要件を満たせば地域に関係なくその名称を使える場合などは、普通名称となり得ます。なお、農林水産物等の生産地の範囲に争いがある名称であっても、当該生産地に地理的限定があることが明らかな場合は、普通名称に含まれないと判断されます。

地名を含む名称

**旧国名や旧市町村名
を含む名称**

地名を含まない名称



**いずれの場合であっても、
需要者が名称から生産地を
特定できればOK**

普通名称の例

特定の場所・地域を生産地とする農林水産物等を指す名称ではなく、一定の性質を有する農林水産物等一般を指す名称

小松菜



○ コマツナ（小松菜、学名*Brassica rapa* var. *perviridis*）は、アブラナ科の野菜。

○ コマツナは、標準和名となっている。

- 「小松菜」という名称は東京の小松川（江戸川区）に由来している。
- 現在の生産地は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県などの都市近郊が主で、関東地方で全国の約8割を生産。
- 福岡県、大阪府等、大都市近郊でも盛んに生産されている。

※ 登録の対象となるかは、具体的な申請内容を踏まえ、審査されることとなる。

（４）品種名と同一の名称ではないこと

品種の名称が広く農林水産物等の名称として使用されている場合も、特定の地域との結び付きを説明できないので登録できません。しかし、品種や系統の名称であっても、その名称が既に特定の地域で定着している農林水産物等の名称に由来するものであり、当該地域でのみ生産され地域外に広まっていない場合は登録の可能性があります。

（５）申請製品の名称と同一又は類似の商標が登録されていないこと

申請製品の名称と同一又は類似の商標が登録されている場合、商標権者（当該商標の専用使用権者を含む）から GI 登録をすることについての承諾を得る必要があります。なお、商標審査中の出願商標がある場合には、当該出願商標に係る部分以外の GI 登録に向けた審査を進めるものとします。

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：○○県△△市及び○○県□□市××町

★ 記載ルール

- (1) 申請書等に記載する際は、生産地の範囲が明確になるように可能な限り現在の行政区画名を用いて定めます。過去の行政区画名を用いることも可能ですが、いつ時点の行政区画名であるかがわかるように記載します。また、現在の行政区画でどのあたりを指すのかについても併せて記載して下さい。

〈旧行政区画を生産地とする場合〉

平成○○年○月○日における行政区画名としての○○県□□市（現○○市及び○○市○○字）

- (2) 「○○市の一部」や「○○市及びその周辺」といった指定をする場合等、その記載内容から生産地が明確に特定できないと認められる場合には、生産地の範囲を明確にするため、位置関係を示す地図等を添付します。

〈申請農林水産物等の水揚げ地を生産地とする場合〉

○○県△△市□□港

〈申請農林水産物等の漁獲水域を生産地とする場合〉

○○県△△市○○沖（位置関係は別紙のとおり）

位置関係を示す図面を添付してください。

- (3) 生産地の記載は、添付した地図で示している範囲との対応関係が客観的にわかるように、可能な限り具体的に記載されている必要があります。例えば、「○○県○○市の一部」でしか生産されない農林水産物等の場合に、「○○県の一部」とのみ記載するのは適当ではありません。
- (4) 記載される生産地は、「農林水産物等の特性を付与し、又は、農林水産物等の特性を保持するための行為が行われる」地域である必要があります。
- (5) 名称に含まれている地名と生産地は、必ずしも一致していなくても構いません。例えば、○○県△△市××町という地名がある場合に、「××トマト」と町名を冠した名称の農林水産物等が、△△市全体で生産されており、△△市で生産されることで特性が付与される場合等が想定されます。

☆ 解説：生産地の範囲について

- (1) GI 法における「生産」とは、農林水産物等に特性を付与又は保持するために行われる行為のことであり、製品の特性を生み出すことのできる自然条件や人的条件を備えた地域が「生産地」となります。加工品の場合には、製品の特性がどの段階で付与又は保持されるのか（加工方法だけによるものなのか、原材料の特性も関係するのか）によって、生産地の範囲が変わることになります。なお、生産地内の全ての地域でくまなく生産していることを要求するものではありません。
- (2) 生産地の範囲が、特性を付与又は保持するために必要十分な範囲となっておらず、過大や過小である場合には、適正な生産地の範囲とは認められません。審査要領別添 4「農林水産物等審査基準」では、「生産地の範囲の審査に当たっては、申請農林水産物等の生産が行われている範囲、特性に結び付く自然的条件を有する地域の範囲、申請農林水産物等の生産業者の所在地の範囲等を総合的に考慮する」とされています。単に申請する生産者団体の管轄区域等を基準に生産地を指定しても必要十分ではない場合もあり得ます。
- (3) 地理的表示は地域の共有財産であり、個々人に独占的・排他的な財産権を付与する知的財産制度ではないため、生産地域内の生産業者は、登録を受けた生産者団体に加入することが可能ですし、新たに生産者団体を立ち上げて、団体の追加申請をし、審査を経て登録団体になることでも地理的表示を使用できます。

5 農林水産物等の特性

- ・「○○りんご」は、他の産地の一般的なりんごと比べて、小さなりんご（「○○りんご」の重量は××から××グラム、直径は××センチメートル以下）であり、・・・。
- ・「○○漬」は、他の産地の一般的な漬物の形状とは異なって、独特な×××××といった形をしており、・・・。

★ 記載ルール

- (1) 特性は客観的なものであることが必要です。単に申請者自身が考える特性（主観的なもの）ではなく、科学的データや書籍等の文献、第三者からの評価等に基づくことが必要です。申請の際には、特性として記載する事項に関し、差別化された品質等の特徴の裏付けとなる根拠資料を提出してもらうことになります。根拠資料は出来る限り具体的なものであることが望ましいと考えます。主観的や抽象的な表現による特性の記載だけでは、特性を説明したことにはなりません。

〈不適切な記載例〉

- ・「○○りんご」はとても美しく、すばらしいりんごである。
- ・「○○みかん」は、非常においしいみかんである。
- ・「○○牛」は、全国的に有名である。

- (2) 生産の方法（特性を付与・保持するために必要な栽培方法等）や生産実績（栽培に関する歴史や生産量等）等については、基本的に商品の特性の説明とはなりません。これらは、次項で説明する生産方法の欄に記載してください。

- (3) 品質や社会的評価の客観的な裏付けとして、第三者からの評価を示すことは有効な手段ですが、この場合、当該商品に関する専門知識を有している者など、客観的な評価を行える者による評価であることが必要です。

客観的な評価といえない一個人（レストランのシェフ等）の評価や生産地の地元でのアンケート等による評価等のみでは十分でないと判断されます。不特定多数の産地の商品を取り扱う中央卸売市場等での評価など公平な立場での評価や、差別化された品質等の特徴が記載された学術論文、文献等の記載等は第三者からの評価の根拠となり得ます。

- (4) 社会的評価として、どのような点が評価されているのかを明記した上で、その外形的表れである同種他商品との市場取引価格の差を記載することも有効です。(3)と同様の趣旨で、他商品との差異を公正に判断できる場における取引価格である必要がありますので、可能な限り、中央卸売市場等における価格差について記載するのが適切です（根拠となるデータの提出も求められます）。

ただし、単純に価格が高いという数字だけを記述するのでは不十分であり、市場関係者などが当該製品のどのような点を高く評価し（例：品質、通年供給、品質のバラツキの有無など。この高く評価されている部分が特性に当たります。）、高い価格で取引されるという説明が必要です。なお、名称を商標登録していることやテレビ番組等での製品紹介は、名称から製品を特定できるとする根拠にはなりますが、社会的評価そのものではありません。

- (5) 全国的に同種の製品が生産されており、他産地の製品との品質面の差異を明確に説明することが難しい場合は、特性を「社会的評価」のみで説明することも可能と考えられます。ただし、この場合、単に価格差や受賞歴だけではなく、評価を受けるに至った製品の優良な品質や歴史的・文化的背景などの根拠に基づき説明することが求められます。
- (6) 社会通念上、当然そうあるべきである、そうなるようにすべきであると考えられる事項（例：「安全・安心な製品である」、「農薬使用基準を遵守して生産している」といった記載）は、同種の他の製品と比較して差別化された特徴であるとまでは認められません。

<その他の記載例>

<化学的特性を記載する場合>

- ・「〇〇りんご」は、他の産地の一般的なりんごと比べて、糖度は約××度高く（「〇〇りんご」の糖度は××度）、・・・。
- ・「〇〇牛」は、他の産地の一般的な牛肉と比べて、うまみの成分となるイノシン酸（「〇〇牛」のイノシン酸含有量は×××）を多く含み、・・・。
- ・「〇〇味噌」は、他の産地の一般的な味噌と比べて、各種アミノ酸（必須アミノ酸である××等を含んでいる。）を多く含み（「〇〇味噌」のアミノ酸含有量は××）、・・・。

<化学的な特性と官能的な特性を合わせて記載する場合>

「〇〇みかん」は、他の産地の一般的なミカンと比べて、糖度は約2～3度高く（「〇〇みかん」の糖度は××度以上）、酸味は少ない（「〇〇みかん」の酸度（クエン酸）は××%以下）、甘みと香りが強く、食味の良いミカンである。

<社会的評価を記載する場合>

「〇〇りんご」は、その大きさや食味の良さ、見た目の美しさなどが市場において高く評価されており、その評価等を反映し、中央卸売市場で取り扱われる同種のりんごと比べ、2～3割高値で取引されている。

☆ 解説：製品の特性について

GI 制度における「特性」とは、「品質、社会的評価など他の同種の製品と比較して差別化できる特徴」です。申請にあたっては、製品の特性を明確に定義し、具体的かつ客観的に文章で表現することが求められます。抽象的表現（「おいしい」、「すばらしい」、「美しい」）だけでなく、科学的データや書籍等の文献、市場関係者の評価等に基づいた説明が必要です。

地理的表示に登録される製品は、その名称で差別化され、流通されてきた製品であるはずですので、必ずこうした特性を有すると考えられます。しかしながら、これまでの審査において、登録することが適当と考えられる製品の生産業者であっても、自らの生産している製品の特性を十分に認識していない場合が多く見られます。

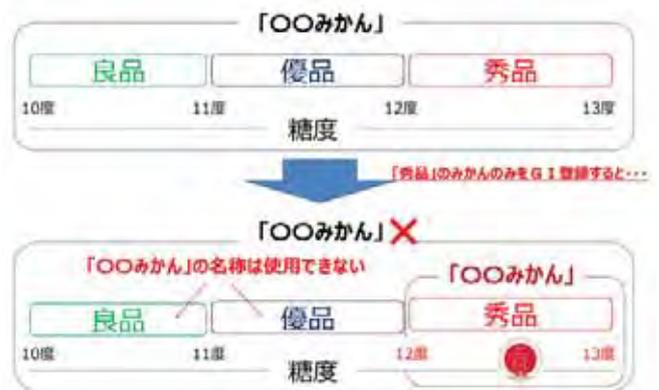
例えば、その地域では昔から当たり前に存在してきた製品であることから、何ら特性がないと思いついたり、同一製品の中でも特別に選りすぐられた優品でなければ特性がないと思いついてしまったりする場合があります。生産地の自然条件や栽培方法、収穫方法などにより、色や大きさ、見た目の美しさなどの外観や、糖度・酸度、食味等が他産地のものと異なることを客観的に説明できる場合は、差別化された特徴を持つといえます。

品質面で注意すべきなのは、上位品質のものに限る必要はないことです。よくある誤解として、ある製品が「秀」、「優」、「良」がある場合、「秀」や「優」しか地理的表示を名乗れないと思われるケースが多いのですが、特性は出荷基準とは別であり、「規格外」まで含めることも可能です。

<注意点>

GI 制度においては、製品が既にその名称である程度認識されていることが前提であるため、製品の申請に当たって、その名称が使用されている上位品質のものに絞込みことは本旨ではありません（登録が認められない場合もあります。）。

その上で、あえて青果向けの上位品質のものだけに絞込んで申請する場合、地理的表示に登録された後は、基準に満たない品質のものには GI 登録名称と同一又は類似の名称を名乗れなくなります。さらに、「○○りんごジュース」等の加工品についても、登録された上位品質のものを原料としたもの以外は名称を使うことができないため、規格外品を原料として使用できなくなることに注意が必要です（このような事態を避けるため、例えば、生果としての「○○りんご」の品質基準だけでなく、加工品原材料用の基準をあわせて申請書に記載することで、加工品についても「○○りんごジュース」など当該産品の名称を使用することが可能です。）。



社会的評価を特性とする場合、中央卸売市場等における同種他製品との市場取引価格の差や、全国的な品評会等における受賞歴などを用いることが考えられますが、その場合には、何が評価され価格差や受賞歴につながったのかといった、評価を受けるに至った製品の優良な品質や歴史的・文化的な根拠をあわせて説明することが求められます。

参考：黒毛和種の牛肉の社会的評価についての基準（審査要領別添4別紙1）

社会的評価に基づく黒毛和牛のGI登録基準

○ 以下の1～3までの全ての要件を満たす場合、社会的評価を特性としてGI登録が可能。

1. 産地銘柄として評価されていること

①または②にあてはまる場合、社会的評価があると判断。

- ① 戦前からの伝統的な牛肉の産地として歴史的・文化的な評価がある。
- ② 全国的な枝肉共進会などで、複数回の受賞歴がある。
(個社・個人ではなく、地域・団体として取り組んだ結果である必要)

2. 地域・団体としての取組であること

飼養管理や生産技術向上などに、個社・個人ではなく、地域・団体として取り組んでいること。

3. 継続的な取組であること

上記2の取組が継続的に行われていること。

※ 基準の詳細については、審査要領別添4 農林水産物等審査基準 別紙1「黒毛和種の牛肉の社会的評価についての基準」として公表

6 農林水産物等の生産の方法

〈記載例：果樹〉

「〇〇みかん」の生産の方法は、以下のとおりである。

- (1) 品種
品種「A」を用いる。
- (2) 栽培の方法
生産地（〇〇市）内において、屋根かけハウスにおいて栽培する。
収穫前に水切りを行う。
- (3) 出荷規格
糖度〇〇度以上。
- (4) 最終製品としての形態
「〇〇みかん」の最終製品としての形態は、青果（ミカン）である。

〈記載例：牛肉〉

「△△牛」の生産の方法は、以下のとおりである。

- (1) 品種
黒毛和種であり、全国和牛登録協会発行の子牛登記証明書またはこれに準ずる証明書を有するもの。
- (2) 生産地における飼養期間及び最終飼養地
生産地（〇〇県△△市）における飼養期間が最長かつ最終飼養地であること。
- (3) 飼養管理
△△牛飼養管理基準（※別紙を添付）に基づく飼養管理を行う。
- (4) 枝肉基準
公益社団法人日本食肉格付協会の定める肉質等級が「4」以上で、歩留等級が「A」であるもの。
- (5) 最終製品としての形態
△△牛の最終製品としての形態は、牛肉である。

〈記載例：水産物〉

「□□鯛」の生産の方法は、以下のとおりである。

- (1) 漁獲対象種
真鯛とする。
- (2) 漁獲方法
一本釣り漁法とする。
- (3) 鮮度保持法
釣り上げた魚は、直ちに活け締めし、氷詰めする。
- (4) 水揚港
〇〇県△△市□□港とする。
- (5) 最終製品としての形態
「□□鯛」の最終製品としての形態は、鮮魚（真鯛）である。

〈記載例：加工品〉

「◇◇味噌」の生産の方法は、以下のとおりである。

- (1) 原料
原料は、大豆、米及び食塩である。
- (2) 原料の配合割合
麴の割合は××割から～〇〇割とする。
原料の配合割合は、大豆 1 に対し、概ね米〇、食塩△、水□とする。
- (3) 原料の処理
ア 大豆 浸漬後、煮熟する。
イ 米 米処理として、洗浄、浸漬後、蒸煮を行い、米麴を作る。
- (4) 仕込み
煮た大豆、米麴、食塩及び水を混ぜ、仕込みを行う。
- (5) 発酵・熟成
発酵・熟成期間は、××か月から××か月とする。
- (6) 最終製品としての形態
「◇◇味噌」の最終製品としての形態は、味噌（加工品）である。

★ 記載ルール

(1) 特性の付与・保持に関係する行程を記載すること

申請書には、製品の特性の付与・保持に必要な行程だけを記載するようにしてください。実際には出荷規格を設けて選別をしていたとしても、それが特性の付与・保持に関係していない場合は、GI 制度における生産の方法には該当しません。また、出荷規格の一部のみが特性の付与・保持に関係している場合には、当該部分のみを記載すればよく、出荷規格の全てを記載する必要はありません。なお、申請団体の構成員のうち、一部の生産業者のみが行っている生産行程とならないよう注意してください。

(2) 商品名等を記載しないこと

生産に用いる肥料や資材等について、個別のメーカー名や商品名（商標名）を記載するのではなく、一般的な名称を記載してください。個別メーカーの商品が特性の付与・保持に関係しているのであれば記載することは可能ですが、そうでない場合、独占禁止法に抵触する恐れがありますし、仮に、当該商品の販売が停止され、代替可能な商品がない場合には、製品の特性が失われることとなり、登録は取り消されます。

(3) 特定の企業、団体、個人の施設等を記載しないこと

特性の付与・保持をするためには、他に代替手段が想定できず、かつ、生産者団体が追加されることになった場合に当該団体も使用できることが保証されている場合等を除き、特定の企業、団体や個人の施設の使用等を生産の方法として記載することは認められません。このような特定の企業、団体や個人の施設の使用等と結び付いている特性は、そもそも生産地と結び付いた特性とは認められない場合があります。

(4) 具体的な規格・基準であること

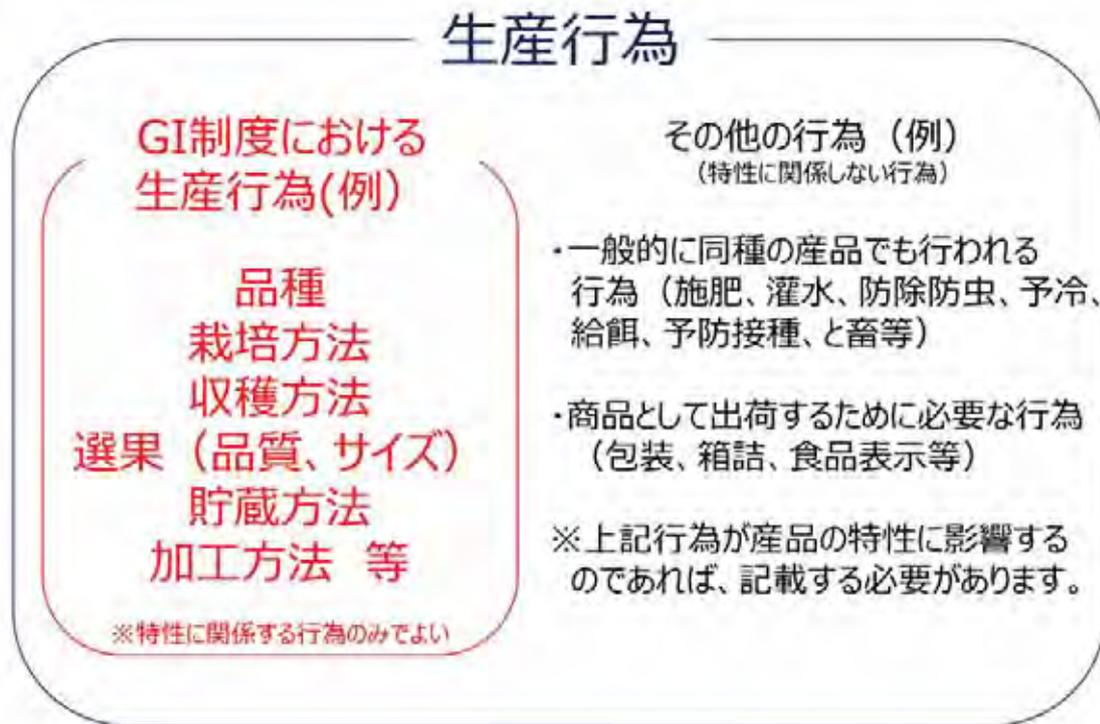
「生産者団体が定める出荷規格」等の記載は認められません。記載できるのは、地域の共有財産としての当該製品の具体的な規格・基準であるべきであり、団体が定める出荷規格という抽象的な記載は適当ではありません。ただし、各生産者団体の明細書において、申請書記載の生産方法より高い基準を定めることは可能です。また、自治体等が定めた規格など、共有の規格と考えられるものを申請書に規格・基準として記載することは可能です。

(5) 事後的・客観的に確認可能な内容であること

生産業者が実施したか否かが事後的・客観的に確認できないような表現は、可能な限り避けてください。例えば、「細心の注意を払って収穫する」等の表現は、生産業者の主観に左右され、生産者団体が事後的に確認するのは困難です。そのような場合は、何のために「細心の注意を払う」必要があったのかを考え、例えば、葉の欠損について基準があるような産品の場合、「葉が折れないように収穫する」等の具体的な表現に変更できないかを検討してください。

☆ 解説：生産方法について

GI 制度において「生産」とは、農林水産物等が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、農林水産物等に特性を付与又は保持するために行われる行為をいうと定義されています（GI 法第 2 条第 4 項）。このため、特性に直接関係しない行為は、申請書に記載する必要はありません。例えば、栽培方法によって産品に「特性」が付与されるのであれば、選果基準や出荷方法について記載する必要はありませんし、栽培方法についても、その施肥や灌水、防除防虫などの方法が一般的な方法であれば記載する必要はありません。



なお、申請書に書いた内容は一般に公開されますので、営業秘密や公開したくないノウハウが含まれる場合は、例えば、「〇〇や△△を独自の方法で交配する」、「〇〇と△△を独自の割合で配合したものを主飼料として1日おきに、□□と▼▼の混合飼料を副飼料として2日おきに与える」と記載するなど、内容を具体的に示さない方法をとるなど、その取扱を慎重に検討するようにしてください。

＜注意点＞生産者団体や地域で管理している秘密のノウハウの扱いについて

GI 産品の特性が、例えば、授粉の方法、餌の調合など独自のノウハウに由来する場合も多く見られます。この場合、申請書で秘密情報を詳細に記述すれば、地域のノウハウが流出することになりかねません。この場合は、秘密情報として管理する部分については抽象的に書くなど、ノウハウの管理に留意した記述にすることがお勧めです。ただし、この場合であっても、新規に団体に加入した者などには、そのノウハウを共有する必要があることに留意してください。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

〈記載例〉

〈果樹の場合〉

- ・「〇〇〇〇」の生産地である☆☆市は、△△山と□□山に囲まれた山間地にあり、日中と夜間には大きな気温差がある（別紙（略）のとおり）。また、その土壌は、火山灰土壌となっており、水はけがよい。……これらの自然的条件を備えた生産地（☆☆市）において「〇〇〇〇」を栽培することにより、「〇〇〇〇」の他の産地の一般的な××と比べて、糖度が高い、酸味が少ないといった特性が生まれる。
- ・「〇〇みかん」で用いられる品種「A」は、生産地である〇〇市の在来品種であり、約×××年前から栽培が開始され、約××年前に「A」と名づけられた。「〇〇みかん」の甘みと香りが強いという特性は、品種「A」によるところが大きい。

〈牛肉の場合〉

「△△牛」の生産の方法である肥育方法と枝肉基準は、申請者が立ち上げた「××牛協議会」（構成員は「△△牛」の生産業者や流通事業者等）において、昭和××年に決定され、以後、その基準を満たしたものを「△△牛」として流通販売させていた。

この肥育方法と枝肉基準に基づき、産地が一丸となって飼養管理、品質保持の取組を継続してきた結果、「△△牛」は、全国〇〇枝肉共進会において昭和〇〇年から現在までに通算〇度の農林水産大臣賞を受賞し、銘柄牛肉として全国的な知名度を獲得したのである。

〈水産物の場合〉

「□□鯛」の漁場となる〇〇県△△市□□沖は、□□とその対岸にある△△島の間にある海峡で□□港からわずか〇km 沖の距離にある。また、岩盤質の海底によりホンダワラなどの豊かな藻場が大規模に形成されている。潮通しの良い海峡であることと鯛類の生息に適した藻場が形成されていることにより、古くから大型の真鯛が数多く釣れる全国でも指折りの漁場となっている。また、漁場から漁港までの距離が近いこと、釣り上げてから直ぐに漁港に持ち込むことが可能である。さらに漁業者は鮮度の良さを競い、釣り上げて直ぐに活け締めし、氷詰めを行う鮮度管理を徹底してきた。「□□鯛」の特性である型の良さや鮮度の良さ、そして身の締まりは、真鯛の漁場として優れた□□沖の自然環境と、□□漁港からの漁場の近さといった地理的条件、そして漁業者の徹底した鮮度管理により生まれるものである。

〈加工品の場合〉

「◇◇味噌」は、1×××年（□□時代）、当時の△△藩（現在の〇〇県）で、その生産が開始された。当時の「◇◇味噌」の製法は、他の藩の味噌とは異なり、原料配合割合が××××、発酵・熟成期間が××か月であった。「◇◇味噌」の生産の方法のうち、原料配合割合及び発酵・熟成期間は、「◇◇味噌」発祥当時のものと同じであり、これらの生産の方法を用いることで「◇◇味噌」の豊富な栄養素を生産する酵母が多く含まれる等の特性が生まれる。

★ 記載ルール

(1) 「5 農林水産物等の特性」に記載した製品の特性と生産地がどのように結び付いているのかを記載してください。なおここでいう「結び付き」は、生産地との結び付きであり、個人や特定の団体との結び付きではないことに注意が必要です。

(2) 製品と特性の結び付きは、気候や土壌等の自然的要素のみならず、地域の伝統的な製法を使用していること等の人為的要素も考えられます。

- ・ 生産地の自然的要素が製品にどのように作用し特性に影響を与えるのか、
 - ・ 「6 農林水産物等の生産の方法」に記載した生産地の人為的要素が生産地においてどのように育まれ、それが製品の特性にどう影響を与えるのか
- といった点を記載してください。

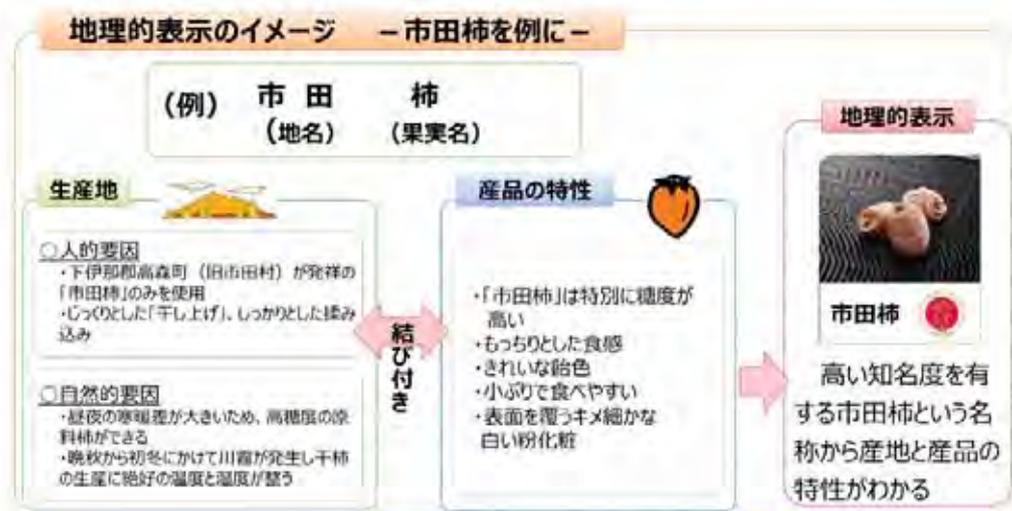
☆ 解説：製品の特性と生産地の結び付きについて

地理的表示に登録されるためには、その地域で生産するからこそ製品の特性が付与・維持されるという、特性と地域の結び付きが必要になります。

例えば、北アルプスの豪雪地帯で、マイナス 20℃以下にもなる厳しい冬の寒さを利用して干し上げることで独特の品質に仕上がる「奥飛騨山之村寒干し大根」のように、地域の気候や土壌などの自然条件によって特性が獲得される製品が考えられます。

また、生産地との結び付きは、気候や土壌等の自然的要素のみならず、地域独自の品種（系統）を守り続け、他地域に流出しないように管理していた「山内かぶら」や、短時間で小鯛の鮮度を失わないまま処理するという、地域の生産業者に伝統的に受け継がれてきた熟練した手法により特性が維持される「若狭小浜小鯛さ漬」のように、地域の伝統的な製法を使用していること等の人為的要素も考えられます。

社会的評価を特性とする場合、評価を受けるに至った製品の優良な品質や歴史的・文化的な背景をどのように育んできたのか等、地域としての取組内容を記載してください。



8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

〈記載例〉

「○○りんご」は、昭和××（19xx）年に、その栽培技術を確立し、現在に至るまで、合計××年間、その生産を継続している。

★ 記載ルール

（1）生産の中断期間がある場合

生産を中断していた期間がある場合には、生産の開始時期、生産期間の合計に加えて、生産の中断時期及び中断期間の合計を記載してください。

〈記載例〉

「○○」は、大正××（19xx）年に、その栽培技術を確立し、昭和××（19xx）年まで、生産を継続したが、同年に生産を中断した。その後、××年間の中断期間を経て、平成××（19xx）年に生産を再開し、現在まで、その生産を継続している。「○○」の生産期間は、中断期間を除いて、合計××年間である。

（2）発祥、来歴も含めて記載する場合

生産の開始時期及び生産期間の合計に加えて、申請製品の発祥や来歴等を記載することもできます。

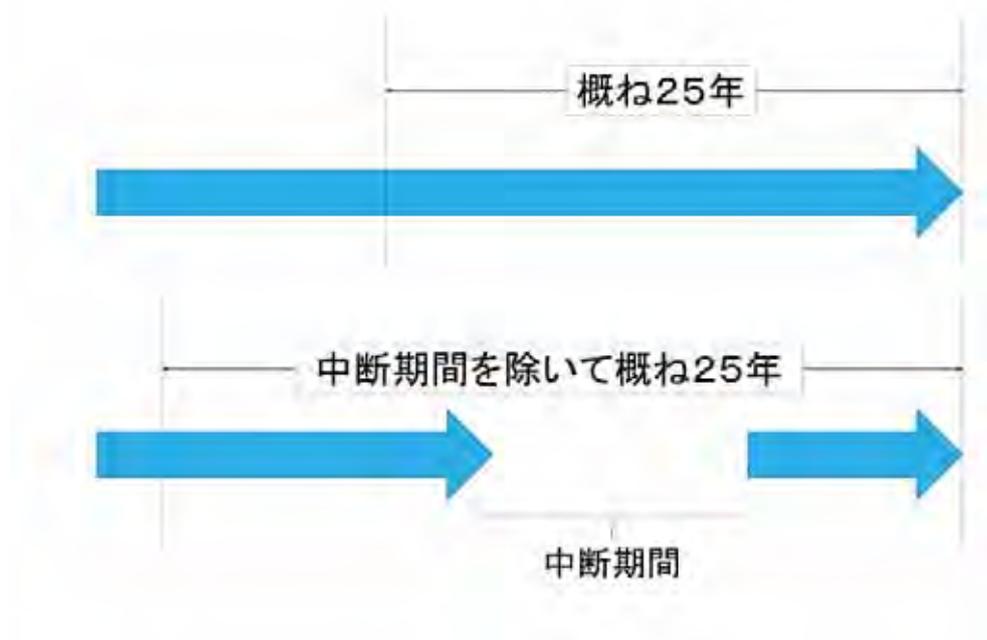
〈記載例〉

郷土史「△△」によると、平安時代×××年に、○○地域で、△△の栽培・加工が行われるようになった。その後、明治××（1xxx）年に、X XやY Yらにより、△△の栽培・加工について研究が開始され、その結果、高品質な△△が生まれ、「○○△△」と名付けられた。昭和××（19xx）年に、「○○△△協議会」が設立され、ブランド管理に取り組み、現在に至るまで、その生産を継続している。

☆ 解説：生産実績について

製品の特性が「確立している」といえるためには、消費者などの実需者が、その製品が地域と結び付いた特性を持つと認識している必要があります。この判断基準の一つとして、単に、地域における製品の生産実績ではなく、製品が特性を有した状態で概ね 25 年間生産された実績を求めています。

連続した 25 年間である必要はありませんが（中断があっても合計 25 年あれば良い）、途中で品質基準の緩和など製品の定義を変更した場合は、それまで当該名称を名乗れなかった品質のものが新たに含まれることなるため、同じ特性を有した状態であるとはいえません。このため、定義を変更した時点から、新たに 25 年間の生産実績が必要になります。なお、単に品質基準を厳格化した場合は、この限りではありません。



9 法第 13 条第 1 項第 4 号□該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号□該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号□に

該当する

商標権者の氏名又は名称：○○株式会社

登録商標：△△りんご

指定商品又は指定役務：第 29 類 冷凍果実，冷凍りんご
第 31 類 果実，りんご

商標登録の登録番号：第××××号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：平成××年×月×日

該当する商標が複数ある場合には、該当する全ての商標ごとに指定商品及び指定役務を記載。

〈商標権の存続期間の更新登録があった場合の記載〉

商標権の設定の登録の年月日

平成××年×月×日

商標権の存続期間の更新登録の年月日

平成××年×月×日

商標権の存続期間の満了の年月日

平成××年×月×日

該当しないに□を入れた場合には、(2)の各欄には何も□を入れないでください。

該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当する場合とは、申請者が、該当する登録商標の商標権者である場合をいいます。この場合において、該当する登録商標について専用使用権者がいるときは、専用使用権者の承諾も必要となります。

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当する場合とは、申請者が、該当する登録商標の専用使用権者であり、該当する登録商標の商標権者の承諾を得ている場合をいいます。この場合において、該当する登録商標について、申請者以外に専用使用権者がいるときは、その専用使用権者の承諾も必要となります。

- 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当
【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

- 【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
 専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 3 号に該当する場合は、申請者が、該当する登録商標の商標権者の承諾を得ている場合をいいます。この場合において、該当する登録商標について専用使用権者がいるときは、専用使用権者の承諾も必要となります。

10 連絡先（文書送付先）

住所：申請者に同じ

宛名：申請者に同じ

担当者の氏名及び役職：○○課長 △◇ ○◎

電話番号：03-○○○○-○○○◎

ファックス番号：03-○○○○-○○○○

電子メールアドレス：××××@××××. ××

申請後に、審査を担当する審査官から申請の内容について照会をさせていただく場合があります。「連絡先（文書送付先）」欄の記載は、この照会をする際に利用されますので、照会に対して適切に回答することができる担当者の所属や氏名等を記載してください（共同申請の場合は各々記載）。

【添付書類の目録】

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- 1 明細書
- 2 生産行程管理業務規程
- 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- 4 法第 2 条第 5 項に規定する生産者団体であることを証明する書類
- (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
- (2) 申請者が法人（（1）に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
- (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- 5 外国の団体の場合は、誓約書
- 6 法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する欠格条項に関する申告書
- 7 法第 13 条第 1 項第 2 号八に規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名：（1）平成〇〇年度から平成〇〇年度までの各年度の財産目録
（2）平成〇〇年度から平成〇〇年度までの各年度の貸借対照表
（3）平成〇〇年度から平成〇〇年度までの各年度の収支計算書
（4）生産行程管理業務の年間計画書
- 8 法第 13 条第 1 項第 2 号二に規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名：（1）組織規程
（2）組織図
- 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類
書類名：（1）〇〇みかん生産の歴史（〇〇社発行）
（2）〇〇市の農地土質状況マップ（〇〇市調べ）
- 10 申請農林水産物等の写真
- 11 法第 13 条第 1 項第 4 号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- 12 前記 3 から 9 まで及び 11 の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文

申請書に添付した書類全てについて☑

3.3 明細書の作成方法

明細書は、申請書の基準を満たすことを前提とした生産者団体ごとの産品基準です。このため、申請書とは異なり、生産者団体ごとに作成することになります。申請書に記載されている産品の特性を満たすのであれば、より高いレベルの品質基準や生産方法を記載することもできますが、明細書の記載内容が申請書の内容に適合していない場合は、登録が拒否されます（GI 法第 13 条第 1 項第 2 号イ）。

なお、申請書の記載内容と異なる箇所には、下線を付してください。

申請書における記載内容に適合していないとは、例えば、次のような場合です。

ア 申請書に記載した特性の基準に満たない内容を明細書に記載する場合（例：ミカンの糖度について、申請書では糖度 10 度以上と記載し、明細書では糖度 9 度以上と記載する場合）

イ 申請書に記載した生産の方法と比較して、特性の付与又は保持にとって必要十分な範囲を超える内容を明細書の記載内容とする場合（例：明細書に生産の方法として「○○という餌を与える」と記載しているが、この餌が特性の付与又は保持とは無関係な場合）

ウ 明細書に、(i)から(iii)までの事項が記載されている場合

(i) 申請農林水産物等の販売価格等についての取決めに関する事項

(ii) 競合規格の排除等に関する事項

(iii) (i)及び(ii)のほか、独占禁止法に抵触するおそれのある事項

<注意点> 独占禁止法に抵触するおそれのある事項について

GI 登録された製品の基準については、これに即して、生産者団体によるその構成員に対する内部管理が行われ、当該基準の適合の担保が図られるとともに、当該生産者団体の構成員以外の者の地理的表示の使用が禁止されますが、登録基準の内容については、第三者からの意見書提出手続及び学識経験者からの意見聴取手続を経た上で、農林水産大臣が、その内容を審査して、客観的に適正な内容であることを決定するため、基準自体が独占禁止法上直ちに問題になるわけではないと考えられます。

ただし、申請過程において市場における競争が実質的に制限される、あるいは公正な競争が阻害されるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となる可能性があり、そのような申請は却下又は登録が拒否されます。例えば下記の例が考えられます。

(1) 販売価格等の取決め

販売価格等は、明細書の記載事項ではないので、記載の方式違反として、補正指示、申請の拒否の対象となります。

(2) 規格の範囲の不当な拡張等

登録された基準（生産地、特性及び生産方法）が、その地理的表示が付される特定農林水産物等の内容として需要者に認識されているものと異なる場合（例えば、特性、生産方法等について品質改善や生産コスト縮減に向けた研究開発の排除につながるような規定を設けるなどにより、特定農林水産物等の特定上合理的に必要と認められる範囲を超える内容である場合）には、その地理的表示は、特定農林水産物等を特定するものではないとして、地理的表示として登録を受けることはできません。

(3) 技術提案等の不当な排除

地理的表示登録申請手続に重大な瑕疵があった場合（例えば、生産者団体に加入している生産業者が、当該生産者団体の意思決定手続から不当に排除されるなどして、生産者団体の意思決定過程に瑕疵がある場合）には、不適法な申請として扱い、当該申請は却下されます。

上記のようなケースに該当するにもかかわらず、誤って地理的表示として登録された場合には、不正の手段により地理的表示登録を受けたものとして、事後的に登録が取り消される可能性があります。

明細書の作成方法について、項目ごとに記載例を交えて解説します。

明 細 書

申請書と異なり明細書は申請団体
毎に各々作成します。

年 月 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒〇〇〇-〇〇〇〇）^{トウキョウト チ ヨ ダ ク カスミガセキ} 東京都 千代田区 霞が関 〇丁目〇番〇号

名称（フリガナ）：^{マルマルノウギョウキョウドウクミアイ} 〇〇農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 〇〇 〇〇

ウェブサイトのアドレス：<http://www.xxxxxx/>

2 農林水産物等の区分

（申請書と同一の内容を記載）

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（りんご）

3 農林水産物等の名称

（申請書と同一の内容を記載）

名称（フリガナ）：^{マルマル} 〇〇りんご、Marumaru Ringo

4 農林水産物等の生産地

（原則として申請書と同一の内容を記載）

生産地の範囲：△△県〇〇市、□□町

複数者による共同申請の場合に、各団体
で生産地が異なる場合には、それぞれの生
産地を記載することになります。

例) A 団体 〇〇市

B 団体 □□町

の場合は、A 団体の明細書の生産地に
は、△△県〇〇市を、B 団体のそれには、
△△県□□町を記載。申請書と異なる箇
所に下線を付すのを忘れないようにしてくだ
さい。

5 農林水産物等の特性

（原則として申請書と同一の内容を記載）

→申請書の産品規格よりも厳しい産品規格を明細書に記載する場合

・「〇〇りんご」は、他の産地の一般的なりんごと比べて、糖度は約××度高く（「〇〇りんご」の糖度は
12度から14度）

→申請書の産品規格に新たな要件を付加したものを明細書に記載する場合

・「〇〇りんご」は、他の産地の一般的なりんごと比べて、小さなりんご（「〇〇りんご」の重量は××から×
×グラム、直径は××センチメートル以下）であり、糖度は約××度（「〇〇りんご」の糖度は××度）
高く、・・・。

申請書の産品規格が糖度 10 度から 14 度であり、重量にかかる産品規格が
ない産品を例に申請書と異なる場合の記載例を示します。申請書と異なる箇
所に下線を付すのを忘れないようにしてください。

6 農林水産物等の生産の方法

(原則として申請書と同一の内容を記載)

→申請書の方法の一部を限定する場合

- ・「〇〇みかん」の品種は「A」を用いる。

→申請書の方法に新たな行程を付加する場合

- ・生産地内で栽培を行う。また、収穫前に水切りを行う。

〇〇みかんの生産の方法として、品種「A」または「B」で、生産地内で栽培を行うとされている産品を例に、方法の一部を限定したり、新たな行程を付加する場合の記載例を示します。

申請書と異なる箇所に下線を付すのを忘れないようにしてください。

7 農林水産物等の特性が生産地に主として帰せられるものであること理由

(申請書と同一の内容を記載)

8 農林水産物等が生産地において生産されてきた実績

(申請書と同一の内容を記載)

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(申請書と同一の内容を記載)

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：

該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

- 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- 専用使用権は設定されていない。

- 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

住所：

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

明細書を作成した生産者団体の連絡先を記載してください（申請書の記載例を参照してください）。

4 生産行程管理業務規程の作成方法

4 生産行程管理業務規程の作成方法

申請産品が登録を受けると、生産者団体は「生産行程管理業務規程」に基づき GI 産品の生産行程を管理し、その品質を担保するとともに、地理的表示及び GI マークを適正に使用する義務が生じます。

なお、平成 30 年の GI 法改正で、GI マークの使用が任意となりましたが、GI 産品でないものに GI マークを使用することはできません。

生産行程管理業務の審査においては、生産者団体が、その構成員である生産業者が行う生産方法が明細書に適合して行うことがチェックできる体制となっているかどうかといった点を審査し、不十分と判断された場合は登録が拒否されます（GI 法第 13 条第 1 項第 2 号）。

本章では、GI 法が定める「生産行程管理業務」の内容とともに、その業務の方法を規定する「生産行程管理業務規程」に必要な基準について解説をします。

4.1 生産行程管理業務とは

GI 法において生産行程管理業務とは、以下の業務であると定められています。（GI 法第 2 条第 6 項）

- ① 明細書の作成又は変更
- ② 明細書を作成した農林水産物等について当該生産者団体の構成員たる生産業者が行うその生産が当該明細書に適合して行われるようにするため必要な指導、検査その他の業務を行うこと
- ③ ①及び②に付帯する業務を行うこと

つまり、生産者団体は、申請書の内容に反しないように明細書を作成又は変更し（上記①）、生産者団体の構成員である生産業者の生産方法が、①で作成した明細書に適合して行われるようにするために必要な指導、検査その他の業務¹²を行います（上記②）。さらに、その確認や指導等の実績を報告書として国に提出・保存します（上記③）。これら一連の業務を「生産行程管理業務」といいます。

¹² 明細書を作成した農林水産物等について生産者団体の構成員である生産業者が行う生産が当該明細書に適合して行われるようにするための必要な指導、検査その他業務とは、生産者団体はその構成員たる生産業者の事務所、倉庫、ほ場等において、生産の方法の確認や農林水産物等の検査を行うこと、特定農林水産物等に適切に地理的表示や GI マークが使用されていることについて確認を行うこと、生産業者に生産基準や適切な地理的表示や GI マークの使用方法を遵守させるために定期的に講習会を開催すること等をいいます。

4.2 生産行程管理業務の実施に当たり満たすべき事項

生産者団体が生産行程管理業務を実施するに当たっては、以下の（１）～（４）の事項を満たす必要があり、満たさない場合は登録が拒否されます（GI 法第 13 条第 1 項第 2 号）。

（１）明細書の内容が申請書に適合していること [GI 法第 13 条第 1 項第 2 号イ]

「3.3 明細書の作成方法」を参照ください。

（２）生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法が、明細書との適合性を確保するための基準を満たしていること [GI 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ]

生産行程管理業務の方法に関する規定を「生産行程管理業務規程」と言い、明細書とともに申請書に添付して農林水産大臣に提出することとされています（GI 法第 7 条第 2 項）。「生産行程管理業務規程」が満たすべき基準は、GI 法施行規則第 15 条において以下のように定められています。

ア GI 法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る事項に係る明細書の変更を行うことが定められていること（第 1 号）。

イ 構成員たる生産業者が行う生産が明細書に定められた GI 法第 7 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項（生産地・特性・生産の方法）に適合して行われていることを確認することが定められていること（第 2 号）。

具体的には、（i）から（iii）までの事項を満たす必要があります。

（i）明細書に記載されている生産地・特性・生産の方法について、過不足なくその確認の方法が担保されていること。

（ii）各行程における確認の方法が、生産地・特性・生産の方法を確認する上で必要十分な内容となっていること。

（iii）その他、生産地・特性・生産の方法に適合した生産を行っていることに疑義がある場合に、必要に応じ確認を行うことができる内容となっていること。

<注意点> 明細書適合性の確認に必要な書類について

明細書に記載されている生産方法等の基準は、GI 登録のために新たに定められたものではなく、登録以前より生産地において実施されていたものであるはずで、そのため、出荷される GI 製品の明細書との適合性の確認が、現行の栽培日誌や資材使用履歴、営農指導の記録、選果記録等によって実施できる場合、新たな確認様式の作成は必ずしも必要ではありません。

ウ 確認の結果、構成員たる生産業者が行う生産が明細書に定められた GI 法第 7 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項（生産地・特性・生産の方法）に適合しないことが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うことが定められていること（第 3 号）。

具体的には、以下の(i)及び(ii)の事項を満たす必要があります。

（審査要領別添 5 生産行程管理業務審査基準 第 2 の 2（2）参照）

- (i) 不適正な生産の方法を行っていた生産業者に対する是正の仕組みが、生産地・特性・生産の方法ごとに設けられていること。
- (ii) (i)の是正の仕組みが、生産地・特性・生産の方法通りに生産を行うために必要十分な内容となっていること。

エ 構成員たる生産業者が GI 法第 3 条第 1 項の規定に従って生産する製品又はその包装等に地理的表示をしていることを確認することが定められていること及び GI 法第 4 条第 1 項の規定に従って、GI マークの使用に関する基準を定め、その基準に従って生産する製品又は包装等に GI マークを使用していることを確認することが定められていること（第 4 号及び第 6 号）。

また、当該確認の結果、構成員たる生産業者が GI 法第 3 条第 2 項又は GI 法第 4 条の規定若しくは GI マークの使用に関する基準に違反していることが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うことが定められていること（第 5 号及び第 7 号）。

具体的には、以下の(i)から(iv)までの事項を満たす必要があります。

- (i) 生産業者が明細書に記載された生産地・特性・生産の方法通りに生産していない農林水産物等に地理的表示を使用していないか確認し、不正使用の場合に指導すること。
- (ii) 生産業者が明細書に記載された生産地・特性・生産の方法通りに生産していない農林水産物等に GI マークを使用していないか確認し、不正使用の場合に指導すること。
- (iii) GI マークの使用に関する基準を定め、当該基準に基づいて生産業者が特定農林水産物等又はその包装等に GI マークを使用していることを確認し、当該基準に違反している場合に指導すること。
- (iv) 生産業者が農林水産物等に地理的表示に類似する表示又は GI マークに類似する表示を使用していないか確認し、使用している場合に指導すること。

オ 実績報告書（審査要領別添 5 別紙参照）を作成し、当該実績報告書を明細書及び生産行程管理業務規程の写しとともに毎年 1 回以上農林水産大臣に提出すること並びに実績報告書の提出時期（提出時期は、生産行程管理業務規程において生産者団体が定めた年度に基づく）が定められていること（第 8 号）。

また、実績報告書及びこれに関する書類（生産行程管理業務の対応実績が分かる参考資料）を提出の日から 5 年間保存すること（第 9 号）。

＜注意点＞ 生産業者の個選による出荷（生産者団体を経ない出荷）がある場合

GI 産品として登録された後は、生産者団体には生産行程管理業務規程に基づいた生産を行うことや自らが定めた地理的表示や GI マークの使用に関するルールに従うこと等の義務が課せられます。

このため、申請された生産行程管理業務規程において、産品の出荷時に、共選によってのみ選果・選別を行い、出荷規格に合致するものしか出荷しないと定められているにも関わらず、生産者団体の構成員である生産業者が、出荷規格を遵守することなく個選で出荷している場合などには、生産者団体の構成員が生産行程管理業務規程を遵守できないこととなるため、登録できません。

共選と個選の問題は、名称に関する審査（産品の名称から産品を特定できるか）にも関係し、過去の申請産品でも問題になることが多かった点です。個選については、明細書に定められた産品の基準を満たすのであれば、必ずしも共選と同じ管理を行う必要はありませんが、申請産品の出荷方法として共選と個選の両方が存在する場合は、双方を包含した生産行程管理業務規程とする必要があります。

（3）生産者団体が生産行程管理業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎を有していること

[GI 法第 13 条第 1 項第 2 号八]

「経理的基礎」とは、生産者団体が生産行程管理業務を安定的かつ継続的に行うに足る財政基盤を有していることをいい、当該生産者団体の規模、構成員からの会費収入の状況、構成員たる生産業者に対して行う指導・検査等の業務の内容等を総合的に考慮するとされています。

具体的には、「経理的基礎」を有するか否かは、添付書類（財産目録、貸借対照表、収支計算表、事業計画書等）に記載された生産者団体の経理状況が生産行程管理業務規程に規定された業務を安定的かつ継続的に実施するのに十分か否かといった点が考慮されます。

（4）生産行程管理業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること

[GI 法第 13 条第 1 項第 2 号二]

申請団体には、「生産行程管理業務の公正な実施を確保するため必要な体制」が求められます。特定の生産業者に対してのみ便宜を供与したり、当該業務に関係する利害関係者の不当な介入を受けたり、生産者団体自らの利益のみを追求した結果、当該業務の公正性が損なわれるといった事態に陥ることを回避するための体制が整備されていることをいいます。「公正な実施を確保するため必要な体制が整備されている」か否かは、添付書類（組織規程、組織図等）から以下のような点を考慮して判断されます。

- (ア) 生産行程管理業務に従事する役員等の選任・解任の方法等が定款等に定められているか否か。
- (イ) 生産行程管理業務の実施について監督できる体制が構築されているか否か。
- (ウ) 生産行程管理業務に従事する者の人数や業務分担、設備の設置状況。

4.3 生産行程管理業務規程の作成方法

生産行程管理業務規程の作成方法について、項目ごとに記載例を交えて解説します。

【記載例③生産行程管理業務規程】

生産行程管理業務規程

年 月 日

1 作成者

住所（フリガナ）：トウキョウト チ ヨ ダ ク カスミガセキ（〒〇〇〇－〇〇〇〇）東京都 千代田区 霞が関 〇丁目〇番〇号

名称（フリガナ）：マルマルノウギョウキョウドウクミアイ 〇〇農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表組合長 〇〇 〇〇

ウェブサイトのアドレス：<http://www.xxxxxxx/>

2 農林水産物等の区分

（申請書と同一の内容を記載）

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（りんご）

3 農林水産物等の名称

（申請書と同一の内容を記載）

名称（フリガナ）：マルマル 〇〇りんご、Marumaru Ringo

4 明細書の変更

生産者団体〇〇は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

GI 法の規定に基づく生産行程管理業務の方法の基準を満たすために必須の記載事項です。

5 明細書適合性の確認

【記入上の注意点】

- ・ 明細書の「4 農林水産物等の生産地」欄、「5 農林水産物等の特性」欄及び「6 農林水産物等の生産の方法」欄に記載されている生産地・特性・生産の方法の全てを過不足なく確認でき、その方法として必要十分な内容（生産現場での確認を必ず含める等）としてください。
- ・ 明細書に適合した生産が行われない疑いがある場合には、必要に応じ確認を行う内容としてください。

<記載例>

<果樹・野菜の場合>

(1) 品種の確認

品種「A」については、生産者団体〇〇が一元的に管理しており、生産業者からの申込みを受けて品種「A」を配布することとし、申込み・配布の状況について記録する。

生産者団体〇〇は、栽培期間中に全ほ場を巡回し、この申込み・配布の記録と照らし合わせて、生産業者が品種「A」を使用しているか否かを確認する。

（種子などを生産業者が自ら購入する場合の記載例）

生産者団体〇〇は、生産業者が自ら品種「A」の種子を購入する場合には、播種前に生産業者から種子の購入日、購入先、種苗メーカー、品種（商品名）、購入量を記載した種子購入明細書を提出させるとともに、栽培期間中に全ほ場を巡回し、生産業者が品種「A」を使用しているか否かを確認する。

(2) 栽培の方法の確認

生産者団体〇〇は、生産業者にはほ場の場所や生産資材の使用履歴等を記載した月報（様式は別紙のとおり）を作成・提出させ、その記載内容を確認するとともに、栽培期間中に全ほ場を巡回し、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

「〇〇みかん」の選果は、生産者団体〇〇が指定する共同選果場において行うこととし、この際に、(1)及び(2)の確認の記録を確認するとともに、生産者団体〇〇の職員が選果状況を確認することで、出荷規格の遵守及び最終製品を確認する。

(4) 臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、生産者団体〇〇は、臨時に、現地調査を実施し事実確認を行う。

（個選による出荷がある場合の記載例）

個選は生産者団体〇〇の定める「〇〇みかん」出荷規格表に則り生産業者が自ら行い、その結果を記録する。個選を行った生産業者から出荷された「〇〇みかん」については、生産者団体〇〇が、その記録を確認するとともに、抽出検査を行い、選果状態を確認することで出荷規格の遵守及び最終製品を確認する。

〈黒毛和種（牛肉）の場合〉

(1) 生産者団体〇〇は、以下の方法により、明細書の生産の方法に記載された各基準を満たしているか否かを確認する。

ア 品種及び種雄牛の血統の確認

と畜前に〇〇〇協会が発行した子牛登記証明書の記載内容を確認することにより行う。

イ 出生地、最長飼養地の確認

と畜前に〇〇〇センターから提供された個体識別情報を確認することにより行う。

ウ 肉質等級の確認

肥育牛の枝肉について△△△協会が発行する牛枝肉格付明細書を確認することにより行う。

(2) 生産者団体〇〇は、(1)に記載の確認時に、明細書の生産の方法に記載された各基準が遵守されていないと疑われる場合には、臨時で調査を実施する。

〈水産物の場合〉

(1) □□魚を漁獲する漁業（◇◇漁業）は、△△県知事の定める漁業調整規則に基づき、操業水域、漁業種類及び水揚漁港が定められ、それらの操業規制の下でのみ操業が許されている。そして、それらの操業規制は明細書の生産の方法で示される漁獲の方法と同一の内容となっている。生産者団体〇〇は、同職員が水揚漁港において□□魚を水揚げする漁船が△△県の許可を有した◇◇漁船であることを示す舷側に表示された許可番号を確認することにより、明細書の生産の方法に記載の漁獲の方法を遵守して漁獲されたものであることを確認する。

(2) 生産者団体〇〇は、同職員が当該漁船から漁港に水揚げされた□□魚について、色、傷の有無、氷使用の有無を目視で確認することにより、明細書に記載の鮮度管理が行われていることを確認する。

(3) 生産者団体〇〇は、(1)又は(2)の確認時の記録を別紙様式により行う。なお、明細書の生産の方法に記載された各基準が遵守されていないと疑われる場合には、臨時で調査を実施する。

〈加工品の場合〉

(1) 生産業者は、□□の原材料となる××、△△、〇〇が明細書に記載の基準を満たしたものであることの証明となる納入伝票を保存するとともに、明細書の記載の方法(原材料、製造方法及び最終製品の形態)を遵守して□□を製造した記録として所定の様式による生産日誌を毎日記入するとともに、毎月10日までに前月分の生産日誌を生産者団体◇◇に提出する。

(2) 同団体は、同団体職員及び品質管理担当者（同団体構成員から互選された生産業者で複数の者を置く）により(1)で生産業者から提出のあった生産日誌の記載内容の確認を行うとともに、毎月1回全生産業者に対して行う巡回確認（各生産業者の原材料の納入伝票や生産行程、最終製品の形態について現地確認を行う。）を実施し、これらにより生産業者が明細書に記載の生産方法を遵守して生産していることを確認し、所定の検査報告書に記録の上、毎月末までに団体の長に報告する。

(3) 同団体は、生産業者の生産する製品について、同団体職員及び品質管理担当者による品質確認検査を概ね3か月ごとに行い、色、香り、味、食感が明細書に記載の品質基準を満たしていることを確認し、所定の検査報告書に記録の上、毎月末までに団体の長に報告する。

(4) (2) 及び (3) の確認等において、生産業者が明細書に記載の生産の方法を遵守しないで生産していることが疑われた場合には、同団体は同団体職員及び品質管理担当者による臨時の現地調査を行うものとする。なお、調査担当者は、その結果を所定の現地確認・指導状況報告書にとりまとめの上、すみやかに同団体の長に報告する。

6 明細書適合性の指導

【記入上の注意点】

- ・不適正な生産を行っていた生産業者に対する是正の仕組みが明細書に記載の生産地・特性・生産の方法について全て網羅されており、またその内容が必要十分なものであるように記載してください。
- ・明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準について、生産業者の周知徹底を図るため、少なくとも年一回以上の講習会等の開催を行う規定を含めてください。

<記載例>

(1) 生産者団体〇〇は、5の確認時において、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体〇〇は、組織規約の規定に基づき、当該生産業者を除名する等ができるものとする。

(2) 生産者団体〇〇は、年に一回以上、構成員である生産業者に対し、講習会等の機会を設け、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準を遵守するよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

【記入上の注意点】

- ・明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準を満たす製品のみ地理的表示及び登録標章（GI マーク）が使用されているか確認する方法について、その内容が必要十分であるように記載してください。
- ・その際に、不適正な使用がないか否かも合わせて確認する内容としてください。
- ・平成 30 年の GI 法改正により、GI マークの使用義務はなくなりましたが、生産行程管理業務規程は、団体の構成員全員が遵守すべきルールですので、GI マークの使用ルールは、生産業者個々の判断ではなく、生産者団体として定め（GI マークの使用を義務とする若しくは使用しない又は特定の場合にのみ使用する（輸出向けのみ使用する等））、生産行程管理業務規程において明確化してください。

<記載例>

- (1) 生産者団体〇〇は、5 の確認時において、明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしたみかんについてのみ地理的表示である「〇〇みかん」及び GI マークが使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「〇〇みかん」及び GI マークを使用している者及びこれらの使用がされているもの（例えば、出荷用のダンボール箱）についても確認する。
- (2) また、(1) の確認において、以下のみかんがないかも確認する。
 - ア 明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしていないみかんであるにもかかわらず、地理的表示である「〇〇みかん」が使用されているみかん
 - イ 地理的表示である「〇〇みかん」のみが使用されているみかん
 - ウ GI マークのみが使用されているみかん
 - エ 地理的表示である「〇〇みかん」に類似する表示又は GI マークに類似する標章が使用されているみかん

上記のアからエに該当するものがないかを必ず確認する内容としてください。

<GI マークを使用しない基準を設けた場合の記載例>

- (1) 生産者団体〇〇は、5 の確認時において、明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしたみかんについてのみ地理的表示である「〇〇みかん」が使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「〇〇みかん」を使用している者及びこれらの使用がされているもの（例えば、出荷用のダンボール箱）についても確認する。なお、GI マークは（□□に使用する場合を除いて）使用しない。
- (2) また、(1) の確認において、以下のみかんがないかも確認する。
 - ア 明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしていないみかんであるにもかかわらず、地理的表示である「〇〇みかん」が使用されているみかん
 - イ 地理的表示である「〇〇みかん」に類似する表示が使用されているみかん
 - ウ GI マーク又は GI マークに類似する表示が使用されているみかん

8 地理的表示等の使用の指導

【記入上の注意点】

- ・7で記載された地理的表示等の不正使用を行っていた生産業者に対し、是正する仕組みがあり、また、その内容も必要十分なものであるように記載してください。
- ・地理的表示等の適正な表示について、生産業者の周知徹底を図るため、少なくとも年一回以上の講習会等の開催を行う規定を含めてください。

<記載例>

- (1) 生産者団体〇〇は、7において確認された以下の場合について、当該表示を行った生産業者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体〇〇は、組織規約の規定に基づき、当該生産業者を除名する等ができるものとする。
- ア 明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしていないみかんであるにもかかわらず、地理的表示である「〇〇みかん」が使用されている場合
 - イ 地理的表示である「〇〇みかん」のみが使用されている場合
 - ウ GI マークのみが使用されている場合
 - エ 地理的表示である「〇〇みかん」に類似する表示又は GI マークに類似する標章が使用されている場合
- (2) 生産者団体〇〇は、6（2）に記載の講習会等の機会において、構成員である生産業者に対し、適切な地理的表示の使用等について普及啓発を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

【記入上の注意点】

- ・以下（1）～（4）の内容を必ず網羅した内容としてください。
 - ・報告書は、必ず毎年1回以上農林水産大臣に提出してください。
 - ・年度終了後から報告書提出までの期間設定は、文書整理期間等を踏まえた合理的なものとしてください。（不必要に長い期間とならないようにしてください。）
- また、年度の設定については、製品の生産サイクルに合わせたものとすることも可能です。
- （例：9月～翌年8月末）

<記載例>

生産者団体〇〇は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
生産者団体〇〇が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

【記入上の注意点】

- ・「9 実績報告書の作成等」において、「生産行程管理業務の対応実績が分かる資料」として提出した、生産者団体自身が作成した資料に加えて、当該資料を作成する際に使用した資料の具
体名（例えば、各生産業者から提出された月報等）を記載するようにしてください。
- ・保存期間は、実績報告書等の提出日から5年間となるように記載してください。

<記載例>

生産者団体〇〇は、9（2）において提出した資料に加えて以下の書類を、生産者団体〇〇の事務所に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- ア 生産者団体〇〇の構成員である生産業者が作成し生産者団体〇〇に提出させた月報
イ ……

11 連絡先

- 住所：
宛名：
担当者の氏名及び役職：
電話番号：
ファックス番号：
電子メールアドレス：

明細書の生産者団体の連絡先を記載してください
(申請書の記載例を参照してください)。

5 登録後の留意点

5 登録後の留意点

GI 法に基づき産品が登録された生産者団体は、特定農林水産物等登録簿に記載されることで登録されたこととなります。なお、登録後 1 か月以内に登録免許税を納付する必要があります。登録免許税を納付後、特定農林水産物等登録証が登録された生産者団体に交付されます。

登録生産者団体は、登録内容を変更する必要が生じた場合に、GI 法に基づく変更手続を行う必要があります。この章では、登録後に登録生産者団体が行う手続における留意点について解説します。

5.1 生産者団体・生産業者の義務

(1) 生産者団体の義務

GI 法に基づき産品が登録された場合、生産者団体には、その構成員である生産業者が産品の仕様書である明細書に沿って GI 産品の生産を行っているか否か、地理的表示や GI マークが適正に使用されているか否かを確認し、毎年 1 回以上、国に実績を報告する義務があります（GI 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ及び GI 法施行規則第 15 条第 8 号）。GI 登録後に、例えば、構成員である生産業者が類似名称を使用するなど、適切な生産行程管理が行われていないと認められ、口頭指導にも従わない場合には、GI 法第 21 条の規定に基づき農林水産大臣による措置命令が発出され、当該命令に従わない場合には登録が取り消されることもあります。

(2) 生産業者の義務

生産業者は明細書に従って産品を生産しなければならず、生産行程管理を受け、明細書に適合した生産が行われたことが確認された産品以外には、地理的表示及び GI マークを使用することができません。

このルールは、生産業者が生産者団体の構成員である以上、生産者団体を通じて出荷するものだけでなく、自ら出荷するものにも及びます。生産行程管理を受けていない産品を自ら出荷する場合には、GI 産品の名称及びその類似名称を表示することはできないため、全く異なる名称を使用する必要があります。



<注意点>

なお、GI 産品を主な原材料として加工・製造された加工品には当該 GI 産品の名称を表示することが可能ですが、当該加工品自体は GI 法に基づく審査を経たものではないため、GI マークを使用することはできません。適切な表示が行われない場合は、農林水産大臣による措置命令の対象となり、命令に従わない場合には、罰則の対象となることもあります。

5.2 登録免許税の納付

生産者団体は、登録を受けた後、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）その他関係法令に基づき、登録免許税を納付しなければなりません。登録免許税の税額等は以下のとおりです。なお、生産者団体を追加登録する場合も、追加された生産者団体は、同様に、登録免許税を納付する必要があります。

（1）登録免許税の税額

登録件数 1 件につき 9 万円です（登録免許税法別表第 1 第 87 号の 2）。

（2）登録生産者団体が複数の場合

各生産者団体は、連帯して登録免許税を納付することになります。

なお、各登録生産者団体の負担割合は、民法の連帯債務に関する規定が準用され（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 8 条）、各登録生産者団体間に特約があるときはそれにより、特約がないときで、共同事業等により受ける利益の割合が各登録生産者団体間において異なるときはその受ける利益の割合により、これによっても定まらないときは平等となります（国税通則法基本通達）。

（3）納付の方法

日本銀行（本店、支店、代理店、歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署において納付することができます。

（4）納付及び領収証書の提出の期限

登録があった日から 1 か月を経過する日までに納付し、審査要領別記様式 14 により、領収証書の原本を農林水産省食料産業局知的財産課に提出してください。

5.3 登録後の変更に係る手続について

登録後に、登録生産者団体の追加、登録事項の変更、明細書や生産行程管理業務規程の変更、生産行程管理業務を休止したりするといった、登録事項等の変更を行う場合は所定の手続が必要です。

本章では、これらの手続きについて説明します。

<変更等の場合に必要の手続き>

手続きの内容	手続きが必要な場合
5.3.1 生産者団体の追加の申請 [GI 法第 15 条]	生産者団体の追加を行うとき。
5.3.2 登録事項の変更の登録の申請 [GI 法第 16 条]	登録されている特定農林水産物等の区分、名称、生産地、特性、生産の方法などの変更により登録簿の内容を変更する必要があるとき。（併せて、明細書及び生産行程管理業務規程の該当部分の変更も行う。）
5.3.3 明細書の変更の承認の申請 [GI 法第 16 条の 2]	登録されている特定農林水産物等の区分、名称、生産地、特性、生産の方法などの変更が、登録簿の内容の範囲内であるため、明細書のみ変更を行うとき。
5.3.4 登録生産者団体の名称等の変更の届出 [GI 法第 17 条]	登録生産者団体の名称、住所又は代表者（法人でない生産者団体にあつてはその代表者又は管理人）の氏名に変更があつたとき。
5.3.5 生産行程管理業務規程の変更の届出 [GI 法第 18 条]	生産行程管理業務規程の記載内容を変更しようとするとき。 （「作成者」及び「連絡先」の変更を除く。） （注）あらかじめ届出が必要。
5.3.6 生産行程管理業務の休止の届出 [GI 法第 19 条]	生産行程管理業務を休止しようとするとき。 （注）あらかじめ届出が必要。 ※ 休止した生産行程管理業務を再開する際の手続についても説明しています。
5.3.7 「連絡先」の変更	明細書及び生産行程管理業務規程の連絡先の記載事項のみを変更しようとするとき。

5.3.1 生産者団体の追加の申請 [GI 法第 15 条]

登録されている農林水産物等を生産する生産者団体として、新たに登録を希望する場合は、農林水産省に登録生産者団体の追加の申請を行う必要があります。

(1) 生産者団体の追加の申請に必要な書類

申請には以下の申請書及びその添付書類が必要となります。なお、申請書類は、登録の申請と同様に日本語で作成する必要があります。

- ア 変更申請書（GI 法施行規則別記様式第 5 号）
- イ 変更申請書の添付書類
 - (ア) 明細書（審査要領別記様式 1）
 - (イ) 生産行程管理業務規程（審査要領別記様式 2）
 - (ウ) 委任状（代理人により申請をする場合に限る）
 - (エ) GI 法第 2 条第 5 項に規定する生産者団体であることを証明する書類
 - a 申請者が法令において加入の自由の定めがある法人の場合には、登記事項証明書
 - b a 以外の法人の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
 - c 申請者が、法人でない場合には、定款その他の基本約款
 - (オ) 誓約書（申請者が外国の団体である場合に限る）
 - (カ) GI 法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する欠格条項に関する申告書（審査要領別記様式 3）
 - (キ) GI 法第 13 条第 1 項第 2 号八に規定する経理的基礎を有することを証明する書類（最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類。）
 - (ク) GI 法第 13 条第 1 項第 2 号二に規定する生産行程管理業務の公正な実施を確保するために必要な体制が整備されていることを証明する書類（生産行程管理業務の実施体制に関する組織図、業務分担表又はこれに類する書類）
 - (ケ) 日本語への翻訳文（外国語により作成した書類に限る）

（2）申請書類の提出方法

「2 申請手続について」2.3（3）に準じて提出してください（以下、他の変更の手続も同様）。

（3）申請の審査等

申請の事実の公示、審査、補正、却下、取下げ、申請の公示、意見書の提出及び学識経験者からの意見聴取は、「2 申請手続について」2.3 から 2.7 までに準じて行われます。

（4）生産者団体を追加する変更の登録

審査の結果、GI 法第 13 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号（イを除く。）に掲げる登録拒否事由に該当しない場合には、GI 法第 15 条の規定に基づき生産者団体を追加する変更の登録がされます。特定農林水産物等登録簿に申請者である生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名及び変更の年月日を記載することによって行われます。

生産者団体を追加する変更の登録がされた場合、GI 法第 12 条第 3 項の規定により、申請者に対し、審査要領別記様式 13 により変更の登録が通知されるとともに、変更の年月日、登録番号、登録された団体の名称及び住所及び代表者氏名、明細書並びに生産行程管理業務規程が農林水産省のウェブサイト公表されます。

登録の通知を受け取り次第、「2 申請手続について」2.7（8）に準じて登録免許税を納付のうえ、当該納付に係る領収証書の原本を審査要領別記様式 14 により知的財産課へ提出してください。

登録免許税が納付された後、登録された生産者団体に対し、特定農林水産物等登録証（GI 法施行規則別記様式第 4 号）が交付されます。

(5) 生産者団体を追加する変更の登録の拒否

審査の結果、GI 法第 13 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号（イを除く）に掲げる登録拒否事由に該当する場合は、変更の登録が拒否されます。登録が拒否された場合、申請者に対し、審査要領別記様式 15 により、登録が拒否される旨及びその理由が通知されるとともに、以下の①から⑦の事項が農林水産省のウェブサイトに掲載されます。

- ① 変更申請の番号及び変更申請年月日
- ② 変更申請者の名称及び住所並びに変更申請者の代表者（法人でない生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
- ③ 登録番号及び登録の年月日
- ④ 登録に係る特定農林水産物等の区分
- ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の名称
- ⑥ 変更の登録を拒否する旨
- ⑦ 変更の登録の拒否理由

なお、この登録の拒否は行政処分ですので、不服があるときは、申請者は行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく不服申立や行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく訴訟提起が可能です。

5.3.2 登録事項の変更の登録の申請 [GI 法第 16 条]

登録生産者団体は、登録事項のうち GI 法第 7 条第 1 項第 2 号から第 8 号までに掲げる事項（以下の①から⑦までの事項）について変更をしようとする場合は、登録事項の変更の登録の申請を行う必要があります。

なお、登録生産者団体が複数あるときは、全ての登録生産者団体が共同して申請を行うことが必要です。

- ① 当該農林水産物等の区分
- ② 当該農林水産物等の名称
- ③ 当該農林水産物等の生産地
- ④ 当該農林水産物等の特性
- ⑤ 当該農林水産物等の生産の方法
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該農林水産物等を特定するために必要な事項
- ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、当該農林水産物等について GI 法施行規則で定める事項

(1) 変更の登録の申請に必要な書類

申請には以下の申請書及びその添付書類が必要となります。なお、申請書類は、登録の申請と同様に日本語で作成する必要があります。

- ア 変更申請書（GI 法施行規則別記様式第 7 号）
- イ 変更申請書の添付書類
 - (ア) 明細書（審査要領別記様式 1）
 - (イ) 生産行程管理業務規程（審査要領別記様式 2）

※ 明細書と生産行程管理業務規程については、登録事項の変更の内容を反映したものを提出してください。

- (ウ) 委任状（代理人により申請をする場合に限り）
- (エ) GI 法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する欠格条項に関する申告書（審査要領別記様式 3）
- (オ) GI 法第 13 条第 1 項第 2 号八に規定する経理的基礎を有することを証明する書類（最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類。）
- (カ) GI 法第 13 条第 1 項第 2 号二に規定する生産行程管理業務の公正な実施を確保するために必要な体制が整備されていることを証明する書類（生産行程管理業務の実施体制に関する組織図、業務分担表又はこれに類する書類）
- (キ) 変更後の申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等
- (ク) 申請農林水産物等の写真
- (ケ) 商標権者又は専用使用権者の承諾を擁するときは、これを証明する書面
- (コ) その他、申請農林水産物等であることの証明に必要と考えるもの
- (カ) 変更の必要性を記載した書類
- (キ) 日本語への翻訳文（外国語により作成した書類に限る）

（2）変更の登録に係る事項が軽微なものである場合

変更の登録に係る事項が GI 法施行規則第 18 条第 2 項に規定する軽微な事項（以下の①から④までの事項）に該当する場合は、以下の申請書及びその添付書類が必要となります。

- ① 行政区画又は土地の名称の変更に伴う登録に係る特定農林水産物等の生産地の名称の変更
- ② 登録に係る特定農林水産物等の名称が GI 法第 13 条第 1 項第 4 号ロに該当する場合において、当該登録後に同号ロに規定する登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されたときにおける当該専用使用権の専用使用権者の氏名又は名称の追加
- ③ 誤記の訂正
- ④ ①から③に掲げるもののほか、GI 法第 12 条第 2 項第 2 号に掲げる事項の実質的な変更を伴わない変更

ア 変更申請書（GI 法施行規則別記様式第 7 号）

イ 変更申請書の添付書類

- (ア) 明細書（審査要領別記様式 1）
- (イ) 生産行程管理業務規程（審査要領別記様式 2）
- (ウ) 委任状（代理人により申請をする場合に限り）
- (エ) GI 法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する欠格条項に関する申告書（審査要領別記様式 3）
- (オ) GI 法第 13 条第 1 項第 2 号八に規定する経理的基礎を有することを証明する書類（最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類。）
- (カ) GI 法第 13 条第 1 項第 2 号二に規定する生産行程管理業務の公正な実施を確保するために必要な体制が整備されていることを証明する書類（生産行程管理業務の実施体制に関する組織図、業務分担表又はこれに類する書類）
- (キ) 変更の必要性を記載した書類

(ク) 日本語への翻訳文（外国語により作成された書類に限る）

(3) 申請の審査等

申請の事実の公示、審査、補正、却下、取下げ、申請の公示、意見書の提出手続及び学識経験者からの意見聴取は、「2 申請手続について」2.3 から 2.7 までに準じて行われます。

なお、(2) の軽微なものに該当する変更の申請の場合は、申請の受付の公示、申請の公示、意見書の提出及び学識経験者からの意見聴取は行われません。

(4) 登録事項の変更の登録

審査の結果、GI 法第 13 条第 1 項各号に掲げる登録拒否事由に該当しない場合には、GI 法第 12 条の規定に基づき変更の登録がされます。変更の登録は、変更の年月日及び変更に係る事項が特定農林水産物等登録簿に記載されることにより行われます。

登録事項の変更の登録がされた場合、GI 法第 12 条第 3 項の規定により、申請者に対し、審査要領別記様式 13 により変更の登録が通知されるとともに、変更の年月日、変更内容、明細書及び生産行程管理業務規程が農林水産省のウェブサイト公表されます。登録事項の変更の登録にあつては、登録免許税の納付、当該納付に係る領収証書の原本の知的財産課への提出は不要です。

なお、特定農林水産物等登録証（GI 法施行規則別記様式第 4 号）は、変更の登録事項が GI 法第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる特定農林水産物等の名称の変更に該当する場合にのみ登録生産者団体に交付されます。

(5) 登録事項の変更の登録の拒否

審査の結果、GI 法第 13 条第 1 項各号に掲げる登録拒否事由に該当する場合は、登録が拒否されます。登録が拒否された場合、申請者に対し、審査要領別記様式 15 により、登録が拒否される旨及びその理由が通知されるとともに、以下の①から⑦までの事項が農林水産省ホームページに公表されます。

- ① 変更申請の番号及び変更申請年月日
- ② 変更申請者の名称及び住所並びに変更申請者の代表者（法人でない生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
- ③ 登録番号及び登録の年月日
- ④ 登録に係る特定農林水産物等の区分
- ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の名称
- ⑥ 変更の登録を拒否する旨
- ⑦ 変更の登録の拒否理由

なお、この登録の拒否は行政処分ですので、不服がある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立や行政事件訴訟法に基づく訴訟提起が可能です。

5.3.3 明細書の変更の承認の申請 [GI 法第 16 条の 2]

登録生産者団体は、明細書の変更をしようとするときは明細書の変更の承認の申請が必要です。ここでいう「明細書の変更」とは、その変更が GI 法第 7 条第 1 項第 2 号から第 8 号の事項（以下①から⑦までに掲げる事項）に適合している範囲で行われていることが必要です。当該変更内容が①から⑦までに掲げる事項を超える場合には、5.3.2 の登録事項の変更申請の手続が必要となります（この場合、登録事項の変更に合わせて明細書を変更することとなることから、明細書の変更の承認の申請を行う必要はありません。）。なお、登録生産者団体が複数ある場合であって、そのうちの一部の申請者が①から⑦までの事項に適合する範囲内で明細書の変更を行う場合は、当該申請者単独での申請が可能です。

- ① 当該農林水産物等の区分
- ② 当該農林水産物等の名称
- ③ 当該農林水産物等の生産地
- ④ 当該農林水産物等の特性
- ⑤ 当該農林水産物等の生産の方法
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該農林水産物等を特定するために必要な事項
- ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、当該農林水産物等について GI 法施行規則で定める事項

上記の、①から⑦までの事項に「適合する」、「適合しない」とは、以下に掲げる事例をいいます。

〈適合しない場合〉

- ・ 生産の方法として「○○みかんの糖度は 10 度から 12 度」が登録事項となっている場合において、明細書の記載を「○○みかんの糖度は 10 度から 12 度」から「○○みかんの糖度は 9 度から 10 度」と変更
→ 糖度の品質基準値の上限を引き下げる変更であることから、明細書の変更内容は登録内容を超えるため、5.3.2 の登録事項の変更申請の手続が必要。

〈適合する場合〉

- ・ 上記の登録事項の場合において「○○みかんの糖度は 10 度から 12 度」を「○○みかんの糖度は 11 度から 12 度」と変更
→ 糖度の品質基準の範囲を厳しくする変更であり、かつ、基準値の上限は変わらないことから、明細書の変更内容は登録内容の範囲内。

（1）明細書の変更の承認の申請に必要な書類

申請には以下の申請書及びその添付書類が必要となります。なお、申請書類は、登録の申請と同様に日本語で作成する必要があります。

ア 変更申請書（GI 法施行規則別記様式第 8 号の 2）

イ 変更申請書の添付書類

（ア）生産行程管理業務規程

（イ）委任状（代理人により申請をする場合に限る）

（ウ）GI 法第 13 条第 1 項第 2 号八に規定する経理的基礎を有することを証明する書類（最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類。）

（エ）法第 13 条第 1 項第 2 号二に規定する生産行程管理業務の公正な実施を確保するために必

要な体制が整備されていることを証明する書類（生産行程管理業務の実施体制に関する組織図、業務分担表又はこれに類する書類）

(オ) 日本語への翻訳文（外国語により作成した書類に限る）

(2) 審査

変更申請書及び添付書類に不足、不備がないかを確認の上、①GI 法第 16 条の 2 第 3 項第 1 号に該当するか否か（申請書に記載された変更内容が、登録簿記載の内容に適合しているか否か）、②同項第 2 号に該当するか否か（生産行程管理業務規程の内容が GI 法施行規則第 15 条に定める基準に適合しているか否か）について審査が行われます。

(3) 承認の通知及び公示

審査の結果、GI 法第 16 条の 2 第 3 項各号いずれにも該当する場合は、明細書の変更が承認されます。承認された場合は、申請登録団体に対し審査要領別記様式 16 により変更を承認する旨が通知されるとともに、以下①から④までの事項が農林水産省ホームページに公表されます。

- ① 変更の承認の年月日
- ② 変更された明細書
- ③ 明細書の変更に係る事項
- ④ 生産行程管理業務規程（明細書の変更に伴い変更された場合に限る）

5.3.4 登録生産者団体の名称等の変更の届出 [GI 法第 17 条]

登録生産者団体は、登録生産者団体の名称、住所、代表者（法人でない生産者団体にあつてはその代表者又は管理人）の氏名の記載に変更があった場合は、登録生産者団体の名称等の変更の届出が必要です。

(1) 届出に必要な書類等

届出は、以下の届出書及びその添付書類が必要になります。

ア 届出書（審査要領別記様式 17）

イ 届出書の添付書類

(ア) 明細書

(イ) 生産行程管理業務規程

※ 明細書と生産行程管理業務規程の年月日は、当初の作成日と更新日の 2 段書きとし、変更内容を反映した最新のものを提出してください。

(2) 公示

届出の終了後、届出の対象となる登録に係る特定農林水産物等登録簿に①及び②の変更に係る事項が記載され、農林水産省ホームページに公表されている内容が更新されます。

- ① 変更の登録の年月日
- ② 変更の登録に係る事項

5.3.5 生産行程管理業務規程の変更の届出【GI 法第 18 条】

登録生産者団体は、生産行程管理業務規程の記載（「作成者」及び「連絡先」を除く。）の変更をしようとするときは、あらかじめ届出書（審査要領別記様式 18）による変更の届出が必要です。

（1）審査

変更後の生産行程管理業務規程の内容が、GI 法第 13 条第 1 項第 2 号ロに該当するか否かについて審査が行われます。

（2）公示

審査の結果、GI 法第 13 条第 1 項第 2 号ロに該当しない場合は、農林水産省ホームページに公表されている生産行程管理業務規程の内容が更新されます。

5.3.6 生産行程管理業務の休止の届出【GI 法第 19 条】

登録生産者団体は、生産行程管理業務の休止をしようとするときは、あらかじめ届出書（審査要領別記様式 19）による休止の届出が必要です。休止の届出書を提出した登録生産者団体の構成員である生産業者は、登録された地理的表示と登録標章を使用することができなくなります。また、生産行程管理業務の休止期間が 7 年を超過したときは、登録の取り消しの対象となります。

なお、一旦休止した生産行程管理業務を再開する場合は、登録生産者団体は、当該業務を再開する前に、生産行程管理業務の再開の届出書（審査要領別記様式 20）を提出してください。

5.3.7 「連絡先」の変更

明細書及び生産行程管理業務規程の連絡先の記載事項のみを変更しようとするときは、GI 法第 16 条の 2 による変更申請及び GI 法第 18 条による変更の届出は不要ですが、変更後の明細書及び生産行程管理業務規程を知的財産課に提出してください。

5.4 GI 法に基づく登録の失効【GI 法第 20 条】及び登録の取消【GI 法第 22 条】

GI 法に基づき登録された製品の登録期間に定めはありませんが、以下の要件に該当した場合には失効又は取消の対象となります。

○ 登録の失効に係る要件【GI 法第 20 条第 1 項】

- ・ 登録生産者団体が解散し、その清算が終了したとき
- ・ 登録生産者団体が生産行程管理業務を廃止したとき

※ 登録生産者団体が複数存在する場合、登録が失効するのは解散又は生産行程管理業務を廃止した団体に限られます。

○ 登録の取消に係る要件【GI 法第 22 条第 1 項】

- ・ 生産者団体に該当しなくなったとき

- ・ 生産者団体の役員等が GI 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないとき
- ・ 生産者団体が措置命令に違反したとき
- ・ 不正の手段により登録を受けたとき
- ・ 登録産品が特定農林水産物等でなくなったとき
- ・ 登録産品の名称が普通名称になったとき又は当該名称から産品が特定できなくなったとき
- ・ 登録産品の名称と同一又は類似の商標の権利者がその承諾を撤回したとき

5.4.1 登録の失効

登録生産者団体は、上記の登録の失効となる要件に該当し、登録が失効した場合は、遅滞なく届出書（審査要領別記様式 21）を提出しなければなりません。

届出書の提出後、届出の対象となる登録に係る特定農林水産物等登録簿の登録が消除されます。また、消除が行われたときは、当該登録が失効した旨が農林水産省のウェブサイト公表されます。

5.4.2 登録の取消

登録生産者団体が、登録の取消に係る要件に該当する場合には、取消しをしようとする理由等の公示等を経て、登録が取り消されます。

（1）登録の取消しを行う旨の公示【GI 法第 22 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る】

登録の取消が行われるときは、あらかじめ以下の事項が農林水産省ホームページに公示され、当該公示に対する意見書の提出期間（公示の日から3か月間）が設けられます。

- ① 登録番号及び登録の年月日
- ② 登録生産者団体の名称及び住所並びに登録生産者団体の代表者（法人でない登録生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
- ③ 特定農林水産物等の区分
- ④ 登録に係る特定農林水産物等の名称
- ⑤ 取消し事項及び取消しをしようとする理由

（2）学識経験者委員会の実施【GI 法第 22 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る】

（1）の意見書提出期間後、提出された意見書の内容を学識経験者に示したうえで、この登録の取消しがGI 法第 22 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる場合に該当するか否かについて意見聴取が行われます。

（3）登録の取消し及び公示

（1）及び（2）の手続を経て登録の全部又は一部を取り消すこととなった場合は、特定農林水産物等登録簿の登録の全部又は一部が消除されます。

取消しを行ったときは、その旨を取消しに係る登録生産者団体に通知する（審査要領別記様式 23）とともに、（1）に掲げる事項が農林水産省ホームページに公表されます。

6 地理的表示保護制度登録等申請マニュアル

Q & A 一覽

6 申請マニュアル Q&A 一覧 目次

(1) 名称 (98～)

- Q 1. 申請名称中に「商紋（屋号紋）」を含めることは可能でしょうか。
- Q 2. 申請農林水産物等の名称が動物又は植物の品種名と同一の名称の場合登録は可能ですか。
- Q 3. 一つの申請において複数の名称を申請できるのはどのような場合でしょうか。
- Q 4. 新開発の産品やこれからブランド化を行う産品は登録可能でしょうか。また、名称の使用実績は概ね 25 年間必要でしょうか。
- Q 5. 名称に含まれる地名が指し示す地理的範囲と産品の生産地とは、一致している必要がありますか。

(2) 申請区分 (101～)

- Q 6. 平成 30 年の GI 法改正によって申請区分はどのように変更されたのでしょうか。また、改正前に登録された GI 産品の区分を変更する手続は、新たに必要になるのでしょうか。
- Q 7. 申請書における「農林水産物等の区分」について、区分を複数記載できるのはどのような場合ですか。
- Q 8. 飲食可能な農林水産物や食品類は、すべて GI 法に定義される「農林水産物等」に該当しますか。
- Q 9. 食用に供されないものでも、農林水産物であれば GI 法に定義される「農林水産物等」に該当しますか。
- Q 10. 申請を考えている産品は生鮮ですが、品質保持のために冷凍・冷蔵等の行程を経て流通する場合もあることから複数の区分で申請することが必要ですか。
- Q 11. 生鮮の農林水産物の加工にあたらないとされる切断等の産品を利用するために最低限必要と認められる行為とは具体的にどのようなことですか（Q10 参照）。
- Q 12. 例えば、原材料として農産物だけでなく、調味料など他の区分に属しているものも使用して製造される加工品は、農産加工品類に区分することはできないのでしょうか。
- Q 13. 仮に申請する場合、抹茶ラテやカフェラテは、どの区分に属しますか。
- Q 14. 今回改正された区分告示には、「農林水産物等の香り、味又は色合いを疑似的に付する用途で使用される物質であって、当該物質を使用した特定農林水産物等又はその包装等に係る地理的表示又は類似等表示を使用する場合にあつては、当該物質は、当該特定農林水産物等が属する農林水産物等が属する農林水産物等が属する区分と同一の区分に属するものとみなす。」旨の記載があります。これは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。
- Q 15. 観賞用の野菜や果物等はどの区分で申請すべきでしょうか。
- Q 16. GI 法第 7 条第 4 項により申請の受付を行った旨の公示が行われた後に、公示事項（生産者団体の名称及び住所並びに代表者、当該農林水産物等の区分若しくは名称）に変更の必要が生じた時には、申請を取り下げ、再申請しなければなりませんか。

(3) 特性 (104～)

- Q 17. 高品質のものしか GI として登録できないのでしょうか。
- Q 18. 上位品質のものだけを登録することは可能でしょうか。

- Q19. 「安全性」や「安心・安全」を特性とすることができますか。
- Q20. 特性としての社会的評価としてはどのようなものが考えられますか。
- Q21. 品質基準や生産方法を変更した場合、新たに概ね 25 年の生産実績が必要でしょうか。

(4) 生産地 (105～)

- Q22. 一つの製品について、地域内にある複数の団体が共同で申請する際、生産地はどのように記載すればよいでしょうか。
- Q23. 原材料もその産地で生産される必要がありますか。
- Q24. 生産地の範囲が複数に分かれている場合（飛び地）も登録は可能ですか。また、製品の最終的な加工地が飛び地になっている場合も登録が可能ですか。
- Q25. 申請時点で生産していない生産地を含めても登録は可能ですか。
- Q26. 登録する生産地は、生産行程の最終地である必要はありますか。

(5) 生産の方法 (107～)

- Q27. 種苗法の品種登録を行っていない品種を生産方法に記載できますか。
- Q28. 共同申請において、二つの団体の間で、生産の方法の出荷基準に違いがある場合でも申請できますか。
- Q29. 伝統的な製法を継承しつつも、一部の行程を機械化するなどした場合、伝統的な生産方法として記載出来ますか。
- Q30. 生産方法を変更した場合、新たに概ね 25 年の生産実績が必要でしょうか。

(6) 生産者団体 (108～)

- Q31. 同一製品について、生産者団体が複数ある場合（使用している名称が同一で、生産地が同一又は重複・隣接関係にある場合）、①単独で申請することは可能でしょうか。②連携して申請するには、どのように申請すればよいでしょうか。
- Q32. 生産業者が、生産者団体を組織しなくても、自身の生産行程に対する「生産行程管理業務」を第三者機関に委託すれば、生産業者自身が申請者となることができますか。
- Q33. 生産業者が申請団体の間接構成員である場合において、生産業者の加入の自由は直接の構成員である特定の団体にのみあればよく、申請団体に加入の自由に関する規定はなくてもよいのでしょうか。
- Q34. 登録生産者団体の非構成員が生産したものであっても、明細書の適合性が確認された製品であれば、地理的表示及び GI マークを使用することはできますか。
- Q35. 協同組合の生産部会等が生産者団体として申請することはできますか。
- Q36. 登録生産者団体（農協、漁協など）が広域合併によって団体の名称を変更する場合にはどのような手続きが必要ですか。

(7) 生産行程管理業務 (111～)

- Q37. GI 法第 2 条第 6 項第 2 号における「必要な指導、検査その他の業務」とは何を指すのでしょうか。
- Q38. 生産行程管理業務は、全て登録生産者団体自らが行わなければならないのでしょうか。
- Q39. 第三者に生産行程管理業務を委託できるのは、どういう場合ですか。
- Q40. 生産者団体が「生産行程管理業務」の一部または全部を外部機関に委託する場合、外部機関が備え

なければならない要件は何でしょうか。

Q41. 登録産品を集荷する農協等に地理的表示や GI マークの貼付を委託することはできますか。

Q42. 地理的表示を使用することができる「登録産品を主な原材料として使用した加工品」（登録に係る特定農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、又は加工された農林水産物等）について、① どのような行為が「製造」又は「加工」に該当しますか。② 登録産品の原材料に占める割合に定めはありますか。

(8) 表示関係 (112～)

Q43. GI 産品の名称と同一又は類似若しくは誤認させる恐れのある表示（類似等表示）とはどのような表示ですか。

Q44. 地理的表示の不正使用に該当するのはどのような場合ですか。

Q45. GI 登録された名称と GI マークを表示すれば、類似の商品名を合わせて表示することは可能ですか。

Q46. 地理的表示に図形を組み合わせて使用することや、地理的表示を特殊な字体で表示することは可能ですか。

Q47. 食品表示法等に基づく原産地表示は、地理的表示の使用規制の対象となるのでしょうか。

Q48. 登録産品のカタログや広告、レストラン等におけるメニューに地理的表示や GI マークを表示することはできますか。

Q49. GI 登録を受けた農林水産物等を使用した加工品に GI マークを使用して、他の商品との差別化を図ることはできますか。

Q50. 他のロゴマーク（例：地域のご当地キャラクター）と、GI マークを組み合わせて使用することはできますか。

Q51. 地理的表示又はこれと類似する表示若しくは誤認させるおそれのある表示（類似等表示）を使用することは具体的にどのような行為を指すのでしょうか。

Q52. 登録産品に地理的表示を使用することができるのは誰ですか。

Q53. 平成 30 年の法改正によって、GI マークの使用が任意になったことから、構成員の判断に任せてもいいですか。

Q54. GI マークが使用された産品を仕入れ、小分け販売します。個々の包装にも GI マークが必要ですか。

Q55. 単色の GI マークは使用可能でしょうか。

(9) 先使用 (116～)

Q56. GI 法の先使用に該当するのはどのような場合ですか。

Q57. 改正後の G I 法において、7 年間の経過期間後も先使用が認められるのはどのような場合ですか。

Q58. G I 登録前から基準を満たさない産品に登録名称を使用していた登録生産者団体の構成員が、G I 登録後も引き続き基準を満たさない産品に登録名称を使用する場合、先使用は認められますか。

Q59. 改正後の G I 法において、先使用が認められるのはどの範囲ですか。

Q60. GI 法第 3 条第 2 項第 4 号でいう「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」とは具体的にどのようなことを意味するのでしょうか。

(10) 商標 (117～)

Q61. 申請した産品の名称と同一又は類似の商標がすでに出願・登録されている場合の取扱いはどのようになりますか。

- Q62. GI法に基づき産品が登録された後に、出願し登録となった当該産品の名称と同一又は類似の商標（当該産品の名称を表す文字を含む結合商標等）を使用する場合はどのような扱いになるのでしょうか。
- Q63. GI法第3条第2項第2号の「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をもって当該出願に係る商標の使用をする目的で行われたものを除く」とは、どのような場合でしょうか。
- Q64. Q59（3条2項2号に関するもの）のような場合、当該商標登録出願が特許庁により拒絶される可能性はないのでしょうか。
- Q65. 申請する名称と同一又は類似する商標について、申請者自らがその商標権者である場合でも商標権者等の承諾を証明する書面（承諾書）の提出は必要でしょうか。
- Q66. 申請しようとしている名称と登録商標に含まれている文字部分等が同一又は類似かどうかの判断のポイントは。
- Q67. 地理的表示に係る登録生産者団体の構成員であり、かつ、当該産品の名称と同一又は類似の商標を自ら登録しているため、産品の品質に応じてGI法に基づき登録された産品の名称の表示（地理的表示）と商標権に基づく表示を使い分けたいと考えています。GI法に基づき登録された産品の基準を満たすものには地理的表示とGIマークを使用し、基準を満たさないものには商標を使用するという使い分けをすることはできますか。

(11) その他

(120～)

- Q68. 日本のGI制度において登録されたら海外でも保護されるのでしょうか。
- Q69. 海外から地理的表示が使用された模倣品（登録基準を満たさない農林水産物等）が輸入された場合は、取締りの対象となりますか。

6 申請マニュアルQ & A 一覧

(1) 名称

Q1. 申請名称中に「商紋（屋号紋）」を含めることは可能でしょうか。

A1. 可能です。

平成 31 年に GI 法施行規則が改正され、その第 1 条において、GI 法第 2 条第 3 項に規定する「地理的表示には、文字、図形若しくは記号又はこれらの結合により表記された特定農林水産物等の名称の表示であって、当該名称を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものを含む」と明記されました。

そのため、特定の「屋号紋」が伝統的に特定の呼び名（名称）として扱われており、需要者にも広く認識をされているという客観的事実がある場合には、登録の可能性はあると考えます。



Q2. 申請農林水産物等の名称が動物又は植物の品種名と同一の名称の場合登録は可能ですか。

A2. 申請農林水産物等の名称が、動物又は植物の品種名と同一又は類似の名称であって、申請農林水産物等の生産地について需要者に誤認を生じさせるおそれがあるものは登録できません。

具体的には、①当該種苗等の名称が、既に地域で定着している農林水産物等の名称に由来するのか、②種苗会社等が品種開発を行い、当該品種名称が農林水産物等の名称として定着したのかといった点を考慮して判断され、②の場合は登録できないこととなります（審査要領別添 3 名称審査基準参照）。

Q3. 一つの申請において複数の名称を申請できるのはどのような場合でしょうか。

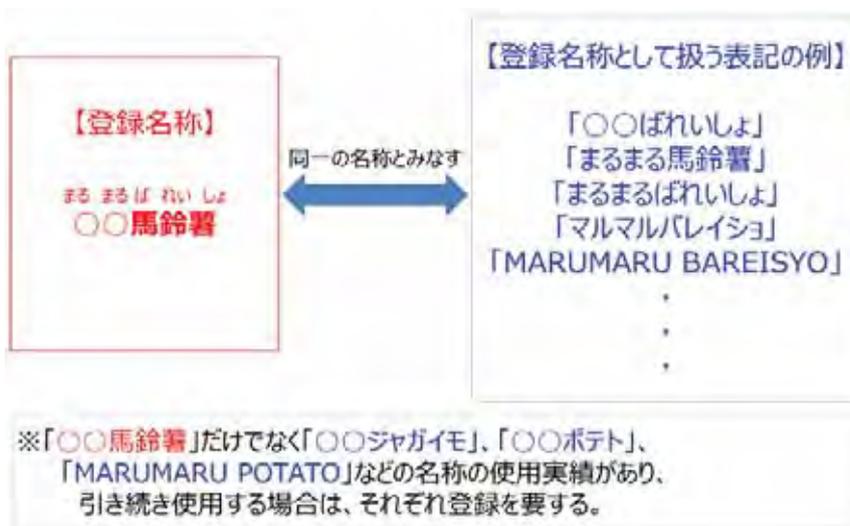
A3. 一つの農林水産物等について、同一のものとして需要者に広く認知されている名称が複数存在する場合は、複数の名称で申請することが可能です。例えば、「○○ビーフ」について、「○○肉」や「○○牛」を併せて申請するケース等が想定されます。

なお、社会通念上同一と見なされる名称の表示については規制の対象となるため、複数の名称を申請する必要はありません。社会通念上同一とみなされる表示には、登録名称の音を平仮名、片仮名、訓令式若しくはヘボン式ローマ字又は通例用いられる漢字を用いて表示したものや、異体字、旧字体、旧仮名づかいなどを使用した表示、外国語に翻訳した名称の表示も含まれます（GI 法施行規則第2条及び第3条参照）。

したがって、仮に「東京りんご」が GI 登録された場合、「とうきょうりんご」、「東京リンゴ」、「東京林檎」、「Tokyo Apple」等の名称も自動的に保護されるため、あえて申請書に記載する必要はありませんが、我が国の GI 法の効力が及ぶのは日本国内に限られるため、輸出を行っているあるいはその検討をされている状況にあるのであれば、「Tokyo Apple」のようなその製品の翻訳名称（輸出に用いる予定の名称）も併せて申請書に記載することは考えられます。

なお、我が国の GI 法では、名称から製品が特定できることが登録の要件の一つとなっているため、使用実績の無い外国語名称は登録できませんが、英語については、広く使用されている実態に鑑み、使用実績の如何を問わず、申請可能という取扱としています。

また、上述の通り、申請書に記載せずとも我が国国内では名称をローマ字に変換した表記も保護されますが、海外の市場においては日本語で表記された「○○ばれいしょ」の発音が「マルマルバレイシヨ」であることが認知されていない可能性が考えられます。そのため、GI 名称の適切な保護のみならず、第三者が海外で「Marumaru Bareisyo」という商標を出願し、その登録をすることへの抑止力を持たせるという観点からも、その読みをアルファベットで表記した「Marumaru Bareisyo」も併せて申請することが望ましいと考えます。



Q 4. 新開発の産品やこれからブランド化を行う産品は登録可能でしょうか。また、名称の使用実績は概ね 25 年間必要でしょうか。

A 4. 登録できる産品は、特性を有した状態で概ね 25 年以上の生産実績が必要ですので、これから開発される産品は対象となりません。

また、登録される産品はその名称から当該産品が特定できなければならないので、これからブランド化を行うような、現時点で使用実績がない名称も登録の対象とはなりません。

名称の使用実績については、審査要領別添 3 の名称審査基準において、申請農林水産物等の名称は、申請農林水産物等の名称として使用されてきた名称であって GI 法第 2 条第 2 項各号に掲げる事項を特定できる名称であれば足るとされています。

これは当該名称の使用実績が必要である旨を規定したのですが、需要者等が当該名称から申請農林水産物等の生産地・特性を特定できればよく、当該名称の使用期間に特定の基準を要求しているわけではありません。

Q 5. 名称に含まれる地名が指し示す地理的範囲と産品の生産地とは、一致している必要がありますか。

A 5. 地名を含む名称の場合、その地名が指し示す地理的範囲と産品の生産地とは、必ずしも、一致している必要はありませんが、この場合でも産品の生産地を特定することができない名称は使用出来ません。

登録産品の生産地の例

	名称が示す地理的範囲より 生産地が広いケース	名称が示す地理的範囲より 生産地が狭いケース
産品名	三輪素麺	みやぎサーモン
名称が示す 地理的範囲	奈良県桜井市三輪地区	宮城県
生産地	奈良県	宮城県石巻市・女川町・南三陸町 ・気仙沼市

(2) 申請区分

Q 6. 平成 30 年の GI 法改正によって申請区分はどのように変更されたのでしょうか。また、改正前に登録された GI 製品の区分を変更する手続は、新たに必要になるのでしょうか。

A 6. これまでの GI 法の区分は、事業者になじみが深い J A S 制度等を勘案し定められていましたが、事業者から区分がわかりづらいといった声もあったこと、平成 31 年 2 月から GI の相互保護を開始する E U の区分と比べて細分化されすぎていることから、国際的な基準（ニース商品分類）、製品の生産・流通の実態を勘案の上、区分数を 42 区分から 22 区分へと見直すこと等を内容とする区分告示の改正を平成 31 年 1 月に行いました（平成 31 年 2 月 1 日施行）。

なお、改正後の区分告示の附則において、改正前の区分告示に基づく区分が、改正後の区分告示のどの区分にあたりとみなすのかを表により示していますので、登録生産者団体の方が区分の変更等の手続を行う必要はありません。

Q 7. 申請書における「農林水産物等の区分」について、区分を複数記載できるのはどのような場合ですか。

A 7. 申請書には特定の区分に属する製品の特性を記載することとなるので、一つの申請では、一つの農林水産物等の区分を記載することとなります。

ただし、以下の要件に全て該当する場合には、複数の区分を記載できます。

- ・ いずれの区分においても同一の名称であるとき
- ・ 申請区分に依存しない、一貫した特性を有していると認められる場合であって、需要者に一体の農林水産物等として認知されているとき

(登録製品の例) ※旧区分

【登録番号 61 号 対州そば】

第 1 類 穀物類 そば

第 14 類 粉類 雑穀粉（そば粉）

そばの実、そば粉は形態が異なるが、どちらも「対州そば」の名称で流通しています。

【登録番号 69 号 越前がに】

第 12 類 その他水産動物類 ずわいがに

第 24 類 加工魚介類 その他第 1 号から前号までに掲げるもの以外の加工魚介類（ゆでずわいがに）

「越前がに」は、塩ゆでされて流通されるのが一般的であり、特性が大きくかわるものではないと判断されたため、GI として保護される区分には生鮮だけでなく加工魚介類も追加しています。

Q 8. 飲食可能な農林水産物や食品類は、すべて GI 法に定義される「農林水産物等」に該当しますか。

A 8. GI 法において定義される「農林水産物等」では、酒税法第 2 条第 1 項に規定する酒類や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する医薬品、同条第 2 項に規定する医薬部外品、同条第 3 項に規定する化粧品及び同条第 9 項に規定する再生医療等製品に該当するものは除かれています。

例えば、酒税法の対象となっている「みりん」は、GI 法の「農林水産物等」からは除外されますが、酒税法の対象とならない「みりん風調味料」は GI 法の「農林水産物等」に該当します。

Q 9. 食用に供されないものでも、農林水産物であれば GI 法に定義される「農林水産物等」に該当しますか。

A 9. GI 法に定める「農林水産物等」のうち食用に供されない農林水産物等については、GI 法施行令に定めがあるもののみが対象となります。

具体的には、同令第 1 条では、食用に供されない農林水産物等として観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚及び真珠が定められ、同令第 2 条では、食用に供されない農林水産物等を原材料とする製品等として、飼料、漆、竹材、精油、木炭、木材、畳表及び生糸が定められています。それ以外のものは、GI 法に定める「農林水産物等」には該当しません。

Q 10. 申請を考えている商品は生鮮ですが、品質保持のために冷凍・冷蔵等の行程を経て流通する場合もあることから複数の区分で申請することが必要ですか。

A 10. 「製造」とは、原料として使用したものと本質的に異なるものを作り出すことを指し、「加工」とは、材料の特性は保持させつつ、新しい属性を付加することを指します。ここでいう「加工」には、特定農林水産物等の特性が維持され、本質的な変更を来していないものは含みません。

従って、GI の区分において、生鮮の農林水産物には、専ら商品の品質保持のために行われる行為（冷蔵・冷凍等）、商品の利用のために最低限必要と認められる行為（切断等）が行われたものも含まれます。

また、小売・外食の現場において当該商品を利用するため熱処理されたものも、原則として加工に該当しないものとして取り扱って差し支えないものと判断されます。なお、「加工」に該当するか否かは個々の特定農林水産物等の特性により判断される面もあるため、特性によっては異なる区分に属するものとして「加工」に該当すると判断されることもあります。

申請農林水産物等が流通・小売過程で複数の形態をとる場合であって、同一の名称かつ一貫した特性を有しており、流通・小売過程の需用者等において一体の農林水産物等として認知されている場合には複数区分で申請することは可能とされています（Q 7 参照）。

Q 11. 生鮮の農林水産物の加工にあたらないとされる切断等の商品を利用するために最低限必要と認められる行為とは具体的にどのようなことですか（Q10 参照）。

A 11. 例えば、畜産物にあつては肉の薄切りや挽肉にする行為、水産物にあつては魚の三枚下ろしや刺身にする行為が含まれます。

Q 12. 例えば、原材料として農産物だけでなく、調味料など他の区分に属しているものも使用して製造される加工品は、農産加工品類に区分することはできないのでしょうか。

A 12. 農産加工品類、畜産加工品類及び水産加工品類は、それぞれ農産物類、畜産物類及び水産物類に

属する農林水産物を主な原材料として加工・製造したものが該当します。したがって、主たる原材料が農産物類に属するものならば、他類に属するものが複合して原材料として使用されているものでも農産加工品類に属します。例えば、小豆（農産物類）と砂糖（調味料類）から製造される「あん」については、農産加工品類に該当します。

Q13. 仮に申請する場合、抹茶ラテやカフェラテは、どの区分に属しますか。

A13. 産品の種類により属する区分が異なります。例えば、コーヒー飲料であれば農産加工品類、乳飲料であれば畜産加工品類に区分されます。なお、特定農林水産物等に抹茶（農産加工品類）が登録されている場合には、抹茶を原料に製造された乳飲料「抹茶ラテ」（畜産加工品類）は、抹茶（農産加工品類）を主な原料とした製造品であるため、この飲料に当該特定農林水産物等の地理的表示やその類似等表示を行えば、GI 法第 3 条の規定による規制の対象に含まれることになります。

Q14. 今回改正された区分告示には、「農林水産物等の香り、味又は色合いを疑似的に付する用途で 사용되는物質であって、当該物質を使用した特定農林水産物等又はその包装等に係る地理的表示又は類似等表示を使用する場合にあつては、当該物質は、当該特定農林水産物等が属する農林水産物等が属する農林水産物等が属する区分と同一の区分に属するものとみなす。」旨の記載があります。これは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。

A14. 例えば、「メロンの果汁を使っていないにもかかわらずメロンの香りを付すことができる香料」を使って製造されたメロン風味のゼリーに、GI 登録された産品である「〇〇メロン」（農産物類）の名称を使用して「〇〇メロン風ゼリー」として販売された場合、その製造の際に使用された当該香料を「〇〇メロン」と同じ農産物類に属するものとみなします。当該香料を使って製造されたメロン風味のゼリーは、農産物類に属するものを主な原材料とした製造品となるため、当該製造品に「〇〇メロン」やその類似表示を行えば、GI 法第 3 条の規定による規制の対象に含まれることになります。

Q15. 観賞用の野菜や果物等は何の区分で申請すべきでしょうか。

A15. 野菜や果物等であり、食用に供されることもあるが、主に観賞用に利用される場合は、「第 1 類 農産物類」と「第 12 類 観賞用の植物類」の複数の区分で申請してください。（改正区分の場合）

Q16. GI 法第 7 条第 4 項により申請の受付を行った旨の公示が行われた後に、公示事項（生産者団体の名称及び住所並びに代表者、当該農林水産物等の区分若しくは名称）に変更の必要が生じた時には、申請を取り下げ、再申請しなければなりませんか。

A16. 変更の内容によります。生産者団体の代表者を変更した場合は、補正することができますが、生産者団体自体が変更になる場合や、名称の変更や追加・削除の場合には、いったん申請を取り下げた後、再申請する必要があります。

その他の変更は、改正 GI 法 8 条の公示の際に、変更後の内容で公示されることになります。

(3) 特性

Q17. 高品質のものしか GI として登録できないのでしょうか。

A17. GI 法上、特性とは、品質、社会的評価その他の確立した特性をいうとされています。ここでいう品質、社会的評価は例示であって、同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴として客観的に説明でき、かつ、当該特性が製品の生産地に主として帰せられるものであれば、品質、社会的評価でなくとも総合的に判断して特性となり得ます。このため、同一種の製品のうち、高品質なものしか登録できないわけではありません。

なお、製品の特性が、申請農林水産物等の一部である特級品の評価しか表さず、申請農林水産物等全体に係る特性でない場合には、そのような特性は特定農林水産物等の特性とはいえません。

Q18. 上位品質のものだけを登録することは可能でしょうか。

A18. Q17 を参照してください。

Q19. 「安全性」や「安心・安全」を特性とすることができますか。

A19. 食用農林水産物等の場合、食用に供することができる程度に安全であることは当然ですので、それ自体は特性とはなりません。しかしながら、例えば、科学的データ等により、同種の農林水産物等と比較して明らかに雑菌数が少なく、それが生産の方法や生産地の有する自然的・人的要因によるものであると疎明でき、かつ、そのような特徴を有した状態で概ね 25 年間の生産実績があれば特性と評価できる可能性はあります。

ただし、単に、農薬や食品添加物を使用しない、または、使用量を低減したことにより、当該残留物が少ないというのは、製品と生産地の結び付きを説明するものではないため、差別化された特徴には該当しません。

同様の理由で、法令等を遵守した結果発現する特徴も差別化された特徴には当たりません。（「法令が定める使用基準を遵守しているため、安全性が高い〇〇である。」といった表現は特性とは扱われません）。ただし、地域を挙げて、そのような取組を行い、それにより社会的評価が高まり取引価格が上昇したといったケースであれば、特性としての「社会的評価」となり得ますが、その特性を有した状態で概ね 25 年間の生産実績が必要です。

Q20. 特性としての社会的評価としてはどのようなものが考えられますか。

A20. 特性としての社会的評価というためには、過去にニュースで取り上げられたことがあるといった一時的なものでは不十分であり、需要者に申請製品の産地や品質等が評価され、その評価が確立しているといえる根拠が必要です。

社会的評価の説明として考えられるものとしては、①全国規模の品評会（当該品評会自体の評価が確立していることが必要）における複数回の表彰歴（専ら製品の品質について審査するものや受賞理由において、製品の品質が評価されているものがある場合）、②中央卸売市場等の関係者による評価（同種の製品との比較）がある場合、③同種製品の発祥の地であるといった歴史的評価がある場合、④地元で消

費されてしまうため全国的な評価はないが、地元百貨店のお中元・お歳暮の定番商品として長年定着しているなど、地域を代表する産品であるとの評価がある場合等が考えられます。

Q21. 品質基準や生産方法を変更した場合、新たに概ね 25 年の生産実績が必要でしょうか。

A21. 品質基準等を緩和することにより、それまでの特性の説明を満たさない産品が含まれることになる場合には基準緩和の時点から概ね 25 年間の生産実績が必要です。

なお、特性に直接関係のない変化・変更の場合や、変化・変更の後も特性を十分に満たしているような場合（より厳しい品質基準に移行した場合）は、従前の特性は引き継がれていると考えられるため問題ありません。

（４）生産地

Q22. 一つの産品について、地域内にある複数の団体が共同で申請する際、生産地はどのように記載すればよいでしょうか。

A22. 下図のように、一つの産品の生産地域（A 県 B 市）において、複数の団体が存在し、隣接しているなどそれぞれの地域に重複がない場合、生産地の範囲については、次のとおり記載することが可能です。

【申請書】「生産地の範囲：A 県 B 市」

【Y 農協が作成する明細書】「生産地の範囲：A 県 B 市 Y 地区」

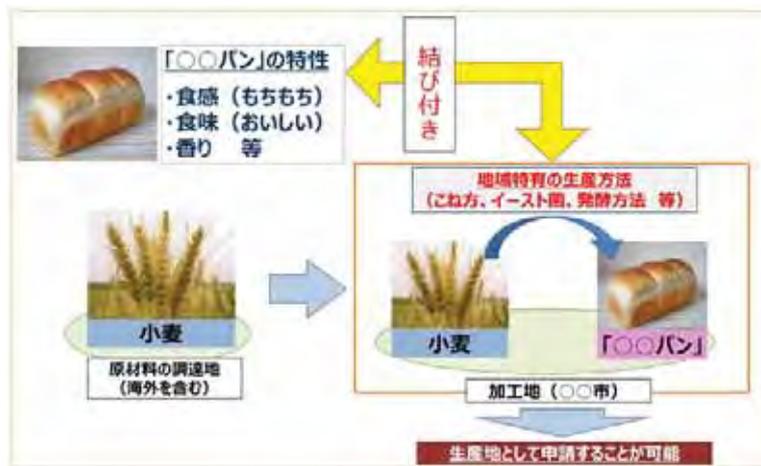
【Z 農協が作成する明細書】「生産地の範囲：A 県 B 市 Z 地区」



Q23. 原材料もその産地で生産される必要がありますか。

A23. その必要はありません。登録可能な産品は「生産」されたものである必要がありますが、GI 法上「生産」とは、産品が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、産品に特性を付与又は当該特性を保持するために行われる行為をいいます。

そのため、例えば、原料を加工することにより産品の特性が付与又は保持されるのであれば、当該加工地が生産地となり、原材料の原産地は問いません。



Q24. 生産地の範囲が複数に分かれている場合（飛び地）も登録は可能ですか。また、製品の最終的な加工地が飛び地になっている場合も登録が可能ですか。

A24. 生産地の範囲は、生産が行われている範囲、特性に結び付く自然的条件を有する地域の範囲、生産業者の所在地の範囲等を総合的に考慮するものとされています（審査要領別添4 農林水産物等審査基準第1参照）。そのため、飛び地であってもそれが生産地の範囲として適切であるとの説明ができるのであれば登録は可能です。

Q25. 申請時点で生産していない生産地を含めても登録は可能ですか。

A25. 生産地の範囲として適切であるとの説明ができるのであれば、申請時点での生産の実態にかかわらず登録は可能です。

Q26. 登録する生産地は、生産行程の最終地である必要はありますか。

A26. GI 法における「生産」とは、産品に特性を付与又は保持する行為であるため、特性に無関係である行為を行う地域を生産地として記載する必要はありません。

具体的には、伝統的な製法が特性である加工品について、加工終了後に、別の地域で最終包装が行われたとしても、生産地として記載する必要はありません。但し、そのような行程も生産行程の一部なので、生産行程管理業務規程には記載する必要があります。

(5) 生産の方法

Q27. 種苗法の品種登録を行っていない品種を生産方法に記載できますか。

A27. 種苗法に基づく品種登録がなされていなくても、同法第2条の品種の定義を満たしていれば、「品種」として記載することが可能です。

【種苗法 第2条】

第2項 この法律において、「品種」とは、重要な形質に係る特性（以下単に「特性」という。）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう。

Q28. 共同申請において、二つの団体の間で、生産の方法の出荷基準に違いがある場合でも申請できますか。

A28. 共同申請において、団体間の出荷基準に違いがある場合であっても、各団体が作成する明細書における出荷基準が、申請書における出荷基準と同一又はより厳しい基準となっているのであれば問題ありません。

「〇〇りんご」	
【申請書の出荷基準（糖度）】	
12度	15度
糖度	
【団体Aの明細書の出荷基準（糖度）】	
12度	15度
糖度	
【団体Bの明細書の出荷基準（糖度）】	
13度	15度
糖度	
申請書における基準と同一か、又は、より厳しい基準を満たしていれば、団体間で出荷基準が異なっても構わない。	

Q29. 伝統的な製法を継承しつつも、一部の行程を機械化するなどした場合、伝統的な生産方法として記載出来ますか。

A29. 行程を変更しても産品の特性に差が生じていないことを客観的に説明できるのであれば記載できます。なお、特性に差異が生じていないとは、単に科学的な成分が同じということのみではなく、社会的評価や地域との結び付きなども含めて総合的に判断されます。

Q30. 生産方法を変更した場合、新たに概ね25年の生産実績が必要でしょうか。

A30. 産品の特性に差が生じていないことを客観的に説明できるのであれば、必ずしも25年経過している必要はありません（Q21、Q29参照）。

(6) 生産者団体

Q31. 同一製品について、生産者団体が複数ある場合（使用している名称が同一で、生産地が同一又は重複・隣接関係にある場合）、①単独で申請することは可能でしょうか。②連携して申請するには、どのように申請すればよいでしょうか。

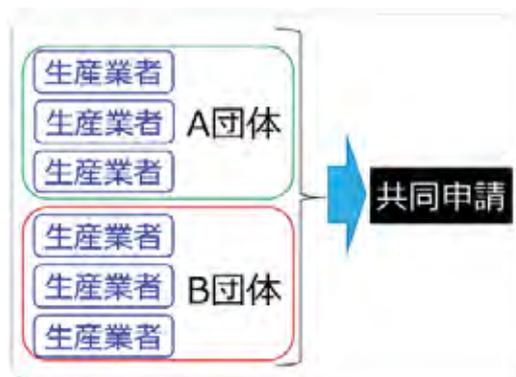
A31.

- ① 同一製品について、生産者団体が地域の生産業者全てを網羅していない場合、名称が同一であるにもかかわらず特性が異なる製品が複数流通し、その名称から当該製品を特定できないおそれがあることから、生産シェアや流通の実態等を踏まえて審査され、場合によっては、登録の拒否や留保付登録となることもあり得ます。
- ② 複数の生産者団体が連携して申請する方法については、いくつかの方法がありますので、各生産者団体の実態などを考慮して選択してください。

* A 団体、B 団体の 2 つの生産者団体が存在する場合

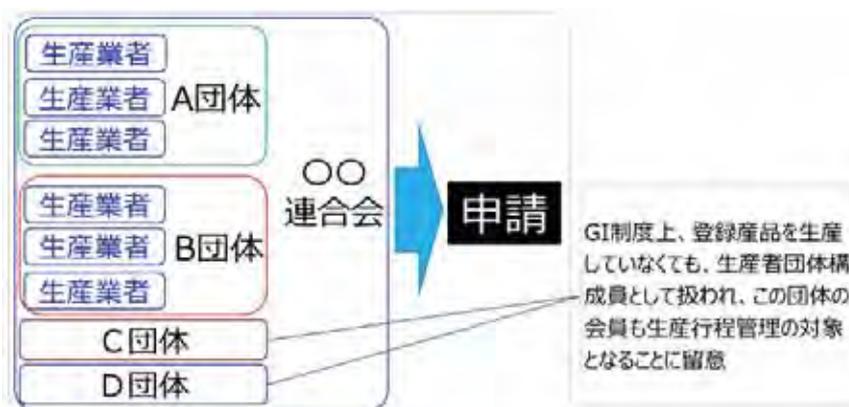
1) A 団体、B 団体が共同で申請する

「明細書」は、A 団体と B 団体それぞれが作成する。生産の地域、生産の方法に違いがある場合は、異なる箇所を「明細書」に明記する。

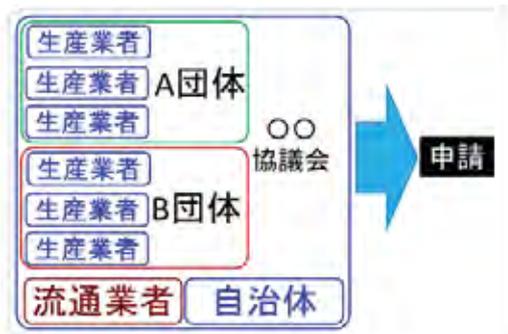


2) A 団体、B 団体を構成員とする団体が申請する（連合会、中央会等の上部団体が申請するケース）

連合会等の組織でも申請が可能ですが、基準を満たさない製品には、同一又は類似の名称を使用できなくなることから、登録製品に関係のない構成員が多数存在する場合は注意が必要です。制度上、生産者団体の構成員は全て「生産行程管理」の対象とみなされるため、生産地域の範囲との兼ね合い等を考慮して検討し、場合によっては、登録製品の生産に関係する団体を中心に新たに協議会等を組織する方が好ましい場合もあります。



3) A 団体、B 団体を構成員とする新たな団体を組織し申請（例：法人格を持たない協議会）

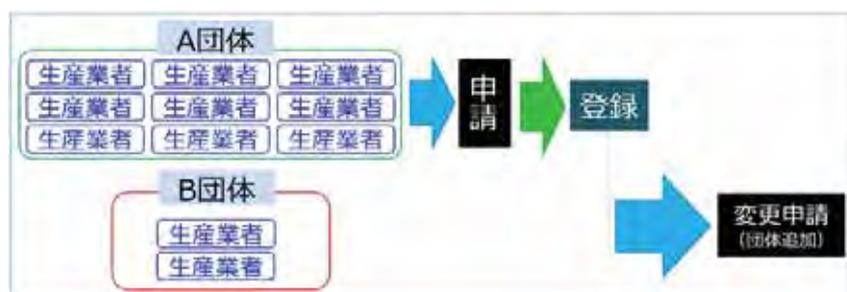


4) 共同申請とせず、生産者団体を追加する変更の登録による個別申請

複数の団体が存在する場合、共同申請等により全ての団体が申請生産者団体となることが望ましいですが、A 団体、B 団体が共同して申請することが困難な場合、先行的にある程度のシェア等を有する一方の団体のみで申請し、登録された後、もう一方の団体が当該登録について、団体を追加する「変更の登録」申請を行うことが可能です。

例えば、知的財産保護の観点から申請を急ぎたいが、一部の団体において、生産行程管理業務の構築が進んでおらず、それを待っていると全体の申請が遅れてしまうケースではこのような手法が有効です。

なお、その場合においても、生産地・生産の方法・特性その他申請農林水産物等を特定するために必要な事項について、A 団体と B 団体が合意形成を図っておくことが大事です。



Q32. 生産業者が、生産者団体を組織しなくても、自身の生産行程に対する「生産行程管理業務」を第三者機関に委託すれば、生産業者自身が申請者となることができますか。

A32. できません。申請者は生産業者を直接又は間接の構成員とする団体であることが必要です。そのため、特定の企業等の生産業者が申請主体となることは認めていません。

Q33. 生産業者が申請団体の間接構成員である場合において、生産業者の加入の自由は直接の構成員である特定の団体にのみあればよく、申請団体に加入の自由に関する規定はなくてもよいのでしょうか。

A33. GI 法では、生産者団体は、正当な理由がないのに構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないとされています。

そのため、申請団体の直接の構成員は団体に限るとされている場合、直接構成員として団体が追加加入できる旨の規定は必要ですが、個人の資格で直接の構成員となることを禁じることは現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付すことにはならないため問題ありません。

Q34. 登録生産者団体の非構成員が生産したものであっても、明細書の適合性が確認された製品であれば、地理的表示及び GI マークを使用することはできますか。

A34. 非構成員が生産したものに地理的表示及び GI マークを使用することはできません。

GI 法では、登録された製品に地理的表示や GI マークを使用することを規制していますが、製品の区分や特性、名称だけでなくその生産者団体も登録対象です（GI 法第 12 条第 2 項）。

このように生産者団体を登録対象としているのは、登録された製品が登録された内容に従った品質を維持しているかどうかを確認する過程である生産行程管理業務を行う義務が登録されている生産者団体にあるとされているためです（GI 法第 2 条第 6 項）。

そのため、仮に登録生産者団体の非構成員が生産する製品の品質が、登録生産者団体の構成員が生産する製品の品質と遜色ないものだとしても、その品質が登録後きちんと維持・管理されていることを確認する手段がないため、登録生産者団体の非構成員が生産した製品に地理的表示や GI マークを使用することはできません。

そのような製品に地理的表示や GI マークを使用するためには、当該非構成員が、登録生産者団体の構成員として加入するか、新たな生産者団体を組織して別団体として追加登録を受けるというやり方が考えられます。

Q35. 協同組合の生産部会等が生産者団体として申請することはできますか。

A35. 生産部会等が生産者団体として独立していない内部組織の場合は、協同組合で申請を行ってください。

協同組合とは独立した団体と見なせる場合であっても、生産行程管理業務の公正な実施を確保するために必要な体制が確保されており、生産行程管理業務を安定的かつ継続的に行うに足りる経理的基礎が確保されていることが必要です。協同組合として申請した上で、その生産行程管理業務の一部事務を生産部会に委託することは可能です（Q38 参照）。

Q36. 登録生産者団体（農協、漁協など）が広域合併によって団体の名称を変更する場合にはどのような手続きが必要ですか。

A36. 広域合併によって単に団体の名称が変更するだけの場合については、GI 法第 17 条の変更の届出を行って下さい。

株式会社等の場合と異なり、農協の合併に関しては、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）上、「行政庁の認可」が必要なため（同法第 65 条第 2 項）、経理的基礎等がチェックされることになっており（同法第 60 条及び第 65 条第 3 項）、生産者団体としての適確性は引き続き確保されていると考えられます。なお、合併後の団体が生産行程管理をできない状態になった場合には、GI 法第 21 条第 3 号による措置命令の対象となる可能性があります。

(7) 生産行程管理業務

Q37. GI 法第 2 条第 6 項第 2 号における「必要な指導、検査その他の業務」とは何を指すのでしょうか。

A37. 生産者団体が行う指導、検査その他の業務とは、生産者団体が、その構成員たる生産業者の事務所、倉庫、ほ場等において、生産方法の確認や農林水産物等の検査を行うこと、特定農林水産物等に適切に地理的表示や GI マークが使用されていることについて確認を行うこと、これらを確認したことがわかる書類を適切に保管すること、生産業者に生産基準を遵守させ、並びに適切な地理的表示及び GI マークの使用方法を遵守させるために栽培又は出荷前に定期的に講習会を開催すること等をいいます。

Q38. 生産行程管理業務は、全て登録生産者団体自らが行わなければならないのでしょうか。

A38. 生産行程管理業務についてはその全部又は一部を登録生産者団体以外の第三者が行うことも可能ですが、生産行程管理業務の実施能力を有する者に委託する必要がある、生産行程管理業務規程において委託した第三者が行う内容を記載しなければなりません。なお、その場合は委託内容を明記した書類（委託契約書など）を準備してください。

また、仮に、委託した第三者が適切に生産行程管理業務を行わない場合には登録生産者団体が GI 法に基づく措置命令の対象となり、同命令に従わない場合には登録の取消しの対象となることに留意が必要です。

Q39. 第三者に生産行程管理業務を委託できるのは、どういう場合ですか。

A39. 委託の範囲について法令上特段の定めはありませんが、登録生産者団体の構成員が行う生産が、明細書に適合して行われていることを確認することができる団体等でなければなりません（GI 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ及び GI 法施行規則第 15 条参照）。なお、その場合でも登録生産者団体は第三者が実施する生産行程管理業務が適正に行われていることを検証し、最終的な生産行程管理業務の実施の責任を負います。

Q40. 生産者団体が「生産行程管理業務」の一部または全部を外部機関に委託する場合、外部機関が備えなければならない要件は何でしょうか。

A40. Q38、39 を参照してください。

Q41. 登録産品を集荷する農協等に地理的表示や GI マークの貼付を委託することはできますか。

A41. Q38、39 を参照してください。

Q42. 地理的表示を使用することができる「登録産品を主な原材料として使用した加工品」（登録に係る特定農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、又は加工された農林水産物等）について、① どのような行為が「製造」又は「加工」に該当しますか。② 登録産品の原材料に占める割合に定めはありますか。

か。

A42.

- ① (2) 申請区分 Q11 を参照してください。
- ② 加工品に地理的表示を使用できるのは、登録産品が主な原材料として使用されている（当該加工品に登録産品の特性を反映させるに足りる量の登録産品が原材料として使用されている）場合です。

この「登録産品の特性を反映させるに足りる量」とは、

(ア) 加工品の全体重量に占める割合

(イ) 加工品の原材料のうち、登録産品と同一の種類の原材料に占める割合が基準となります。

(ア) については、加工品の種類と登録産品の性質に応じて、適切な割合は異なります。

(イ) については、登録産品と同一の種類の原材料のうち、半量を下回る場合であっても、特性を反映させるに足りると認められる場合は当該加工品に地理的表示を使用できる場合があります。

(8) 表示関係

Q43. GI 産品の名称と同一又は類似若しくは誤認させる恐れのある表示（類似等表示）とはどのような表示ですか。

A43. GI 法第3条第2項に規定する「類似等表示」とは、当該表示が使用された農林水産物等が GI 法第6条の登録を受けた特定農林水産物等の名称の表示と、①類似する表示、②誤認混同させる表示を指します。

①類似する表示とは、登録されている産品の名称と似ていることを意味しますが、②誤認混同させる表示とは、登録されている産品の名称と類似していない場合であっても、国旗や紋章等を組み合わせることで意図的に登録されている産品であると消費者等の誤認を誘発するものを含みます。

具体的には、下記のウからキまでについてはこれら類似等表示に該当すると考えられます。（下記のア及びイについては、地理的表示と同一の表示に該当します。）

なお、文字の構成上は地理的表示と紛らわしい表示であっても、当該表示が使用された農林水産物等が同種の農林水産物等と比較して差別化された特性を持ち、その特性と法第6条の登録を受けた特定農林水産物等の特性が各々明確に区別され、商取引上も明確に区分されるなど識別が容易であると客観的要素から需要者等が判断可能である場合や、原産地表示の一環として行われることが明らかな場合等もあることに留意が必要です。

<登録名称が「霞が関りんご」の場合>

ア 登録名称の音を平仮名、片仮名、訓令式若しくはヘボン式ローマ字又は通例用いられる漢字を相互に変換した表示

例：「霞が関りんご」、「かすみがせきりんご」、「Kasumigaseki Ringo」

イ 登録名称の前後に登録産品の生産地を含む県名等や等級などの修飾語を付した表示

例：「特選霞が関りんご」

ウ 登録名称を分断するよう何らかの文字等を挿入した表示

例：「霞が関産りんご」

⇒ ただし、分断された各文字部分が十分に距離を置いて表示されている場合等、表示の構成全体として、需要者等に直ちに登録名称を思い起こさせない場合は除きます。

例：「霞が関産 りんご」

エ 全体の称呼や表示の外観から、登録名称を表したものと誤認するおそれを招く表示

例：「霞が崎りんご」……（呼称類似）実際には存在しない地名を付した場合

例：「霞が間りんご」……（外観類似）

オ 普通名称に加え括弧書きで登録産品の生産地に係る地名を付した表示

例：「りんご（霞ヶ関）」

⇒ ただし、括弧内の記載について、食品表示法その他の法律に基づき、その原産地について適切な表示を行ったものと認められる場合は除きます。

例：「りんご（霞ヶ関産）」

カ 登録名称の全部又は一部を別の言葉に翻訳した表示又はその語の音を平仮名等に変換した表示

例：「霞が関アップル」

キ アからカのほか、構成全体として登録産品を容易に想起させる表示（文字と図形の組み合わせ含む）

＜登録名称が「北海道パイナップル」の場合＞

・ パイナップルと北海道を連想させる図形とを組み合わせた表示

例：「パイナップル」

⇒ なお、外国産の場合には、当該産品の製造国の国旗、その他製造国を象徴する図形なども登録産品を容易に想起させる表示に該当する場合がありますことに十分留意してください。

＜登録名称が「難波ハム」の場合＞

例：「浪速の伝統ハム」

Q44. 地理的表示の不正使用に該当するのはどのような場合ですか。

A44. 不正使用（フリーライド）には、以下の場合などが該当します

- ① 本来の生産地以外で生産された同一の区分に属する農林水産物等に地理的表示が使用される場合
- ② 本来の生産地内で生産されているものの、その生産が異なる方法で行われた同一の区分に属する農林水産物等に地理的表示が使用される場合

なお、登録産品の登録以前から不正の目的なく当該登録産品の類似等表示を使用していた産品は除きます（（9）先使用のQ&A参照）。

Q45. GI 登録された名称と GI マークを表示すれば、類似の商品名を合わせて表示することは可能ですか。

A45. 登録された製品の名称と GI マークと併せて各生産業者の屋号などを表記することは可能です。

ただし、GI 法上、登録生産者団体の構成員であっても類似等表示は使用できないとされているので、登録製品の類似名称と考えられる名称を登録製品の名称と併せて使用した場合には、その表示状況によって除去又は抹消を命じられることもあります（Q43 参照）。

Q46. 地理的表示に図形を組み合わせて使用することや、地理的表示を特殊な字体で表示することは可能ですか。

A46. 実際の表示状況によりますが、地理的表示・GI マークの他に図形を使用することや地理的表示に特殊な字体を用いることは可能です（Q43 及び Q45 参照）。

Q47. 食品表示法等に基づく原産地表示は、地理的表示の使用規制の対象となるのでしょうか。

A47. 法令の規定に基づき農林水産物等の原産地を表示する場合は、原則として、地理的表示又はこれに類似する表示には該当せず、規制対象となりませんが、原産地の表示が、地理的表示であると需要者に誤認を生じさせる方法で行われる場合には規制対象となることがあります。

例えば、「○○りんご」という地理的表示が登録を受けている場合に、「産」の文字をことさら小さく表示し、「○○産りんご」として表記することなどが考えられます（Q43 参照）。

Q48. 登録製品のカタログや広告、レストラン等におけるメニューに地理的表示や GI マークを表示することはできますか。

A48. 平成 30 年 7 月の日 EU・EPA 署名を踏まえ、製品やその包装に地理的表示や GI マークを使用する場合に加え、広告等の一部サービス分野への地理的表示や GI マークの使用も規制の対象とするよう GI 法を改正しました。改正内容についても、平成 31 年 2 月 1 日から施行されています。

この改正によって、農林水産物等やその容器・包装等だけでなく、ウェブサイト、のぼり旗、外食メニュー等の広告や価格表に地理的表示や GI マークを使用することも GI 法の規制対象となりました。

一方で、この改正によって先使用期間が制限されたこと、GI マークを使用することのできない EU の製品が我が国で保護されることなどを踏まえ、GI マークについては、地理的表示と併せて使用するという義務規定を廃止し、生産者団体ごとに GI マークの使用・不使用を決められるよう規定を改正しました。

Q49. GI 登録を受けた農林水産物等を使用した加工品に GI マークを使用して、他の商品との差別化を図ることはできますか。

A49. できません。GI マークは登録された製品に使用することができるものですので、加工品として登録されていない製品に GI マークを使用することはできません。加工品に GI マークを使用したい場合は、加工品として別途申請・登録される必要があります。

Q50. 他のロゴマーク（例：地域のご当地キャラクター）と、GI マークを組み合わせで使用することはできますか。

A50. 可能です。地理的表示・GI マークを覆い隠すこと等がなければ問題ないと考えます（Q 1 参照）。

Q51. 地理的表示又はこれと類似する表示若しくは誤認させるおそれのある表示（類似等表示）を使用すると、は具体的にどのような行為を指すのでしょうか。

A51. GI 法第 3 条及び第 4 条でいう「使用する」行為とは、GI 法第 6 条の登録を受けた特定農林水産物等やその容器・包装等、ウェブサイト、のぼり旗、外食メニュー等の広告や価格表に名称を印刷することのほか、当該名称を印刷したシール等を付すことや当該特定農林水産物等の陳列棚に当該名称を記載した値札等を置くことも含みます。

なお、登録産品に地理的表示や GI マークを使用することができるのは、原則として、GI 法第 3 条に規定する「譲渡する者、引き渡す者、譲渡若しくは引き渡しのために展示する者、輸出する者、輸入する者」に限られます。

例外的に GI 法第 3 条第 2 項各号列記事項に該当する場合は地理的表示の使用は可能ですが、GI マークは登録されている産品以外には一切使用できません。

Q52. 登録産品に地理的表示を使用することができるのは誰ですか。

A52. Q51 を参照してください。

Q53. 平成 30 年の法改正によって、GI マークの使用が任意になったことから、構成員の判断に任せてもいいですか。

A53. 登録生産者団体は、生産行程管理業務規程において、構成員である生産者の GI マークの使用ルールを定める必要があります。仮に、団体として GI マークを不使用とするのであれば、その旨を生産行程管理業務規程に記載してください（例：GI マークの使用を義務付ける；GI マークの使用に関する規定を置かない；輸出する場合にのみ使用する。）。

なお、生産行程管理規程は団体の構成員全員が遵守すべきルールですので、生産者個々の判断ではなく登録団体として GI マークの使用に関するルールを決定していただく必要があります。

Q54. GI マークが使用された産品を仕入れ、小分け販売します。個々の包装にも GI マークが必要ですか。

A54. 法改正によって、GI マークの使用は任意となりましたが、真正な産品であることを証明する GI マークを使用することが望ましいと考えます。

Q55. 単色の GI マークは使用可能でしょうか。

A55. 事業者の皆様からモノカラーの GI マークを使用したいとの要望も多かったため、平成 31 年 2 月の GI 法施行規則の改正により、背景色と対照的な色とし、GI マークが識別可能であれば単色の GI マークも使用できることとしました。

(9) 先使用

Q56. GI 法の先使用に該当するのはどのような場合ですか。

A56. 「先使用（せんしよう）」とは、G I 法に基づく登録又は指定を受ける前から、登録又は指定される製品の名称と同一の名称の表示（地理的表示）又はその類似等表示を使用していた製品については、その使用が、不正の目的でなく、業務として反復・継続的と認められるのであれば、例外的にそれまで使用していた名称を引き続き使用することを認めるものです。この場合、その先使用品を直接又は間接に譲り受け、若しくは引き渡しを受けた者、つまり先使用品をそれまで取引されていた方が使用する場合も同様です。

ただし、先使用品を利用して新たに開発した商品に名称を使用することは認められません。また、平成 30 年の GI 法改正前は、先使用期間には、特段の定めはありませんでしたが、平成 30 年の改正後は、GI 法に基づく登録又は指定の後 7 年間に限り先使用を認め、それ以後は、原則として先使用は認めないこととされました。

なお、改正法の施行前まで国内で登録された製品の先使用品については、改正法の施行日である平成 31 年 2 月 1 日から 7 年間に限り原則として先使用を認めることとされました。この期間内に、ラベルの変更等を行って登録産品と同一又は類似でない名称に表示を改めない場合は、除去又は抹消を命じられることもあります。

Q57. 改正後の G I 法において、7 年間の経過期間後も先使用が認められるのはどのような場合ですか。

A57. 非 G I 産品であっても、登録産品と同じ生産地域内で生産された同一区分に属する農林水産物等であって、かつ、誤認を防ぐ表示（「G I 登録産品ではありません」等と明示）をしたものであれば、経過期間後も名称の使用が可能です。

これは、登録産品と生産地が同じであれば、非 GI 産品の生産者団体が将来的に G I 法に基づく登録を受けることや、既存の G I 登録団体に加入することが可能と考えられるためです。

Q58. G I 登録前から基準を満たさない産品に登録名称を使用していた登録生産者団体の構成員が、G I 登録後も引き続き基準を満たさない産品に登録名称を使用する場合、先使用は認められますか。

A58. 登録生産者団体の構成員は、生産者団体の定める生産行程管理業務規程に従う必要があります。このため、仮に登録生産者団体の構成員が登録後も基準を満たさない産品に登録名称を使用し続ける場合、登録生産者団体は生産行程管理業務の一環としてそのような生産者を是正させる義務が発生します。

そのため、登録生産者団体の構成員が登録後も基準を満たさない産品に登録名称を使用する行為は認められません。登録産品とは類似等しない名称を使用するようにして下さい。

Q59. 改正後の G I 法において、先使用が認められるのはどの範囲ですか。

A59. 先使用は、GI 法の規制に対する例外措置ですので、GI 法が規制対象としているもの（産品、容器、包装、広告、価格表、取引書類）について先使用が認められます。

なお、広告、価格表、取引書類については、電磁的方法によりその情報が伝えられる場合を含むとされていますが、これは、E-mail や、ウェブページでの情報、つまりインターネットの通販サイトやカタログ販売サイトに

において GI 産品でないものに GI 産品の類似等表示を使用することも規制するという趣旨です。

また、GI 法上は、平成 31 年 2 月 1 日以前に登録された産品の名称を不正の目的なく広告や価格表に使用していた場合については、平成 31 年 2 月 1 日から 7 年間は先使用が認められますが、景品表示法等別途の法令の規定に抵触する可能性があることに留意が必要です（Q56 から Q58 まで参照）。

Q60. GI 法第 3 条第 2 項第 4 号でいう「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」とは具体的にはどのようなことを意味するのでしょうか。

A60. GI 法第 3 条第 2 項第 4 号でいう「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」とは、図利目的・加害目的のほか、公序良俗や信義則に反する目的一般をいいます。

具体的には、ある農林水産物等について生産、販売を行い、その後、当該農林水産物等と同一又は類似名称を有する GI 法第 6 条の登録を受けた特定農林水産物等の生産者団体に対して先使用による地理的表示の使用を止めるために高額の見返りを求める場合、生産者団体の構成員など特定農林水産物等について GI 法第 7 条に基づく申請が行われることを知り得る立場にあった者が先使用者の地位を得て当該特定農林水産物等のブランド価値に便乗する場合、GI 法第 7 条第 4 項又は第 24 条に基づく特定農林水産物等に係る公示開始後に販売等を開始したことをもって先使用者としての地位を主張する者が、当該特定農林水産物等のブランド価値に便乗する場合等は不正の目的があると判断されます。

なお、GI 法第 3 条第 2 項第 4 号は業務としての継続性を要求しているため、先使用として認められるためには、反復・継続性が必要です。

(10) 商標

Q61. 申請した産品の名称と同一又は類似の商標がすでに出願・登録されている場合の取扱いはどのようになりますか。

A61. 商標権は、登録商標を独占的に使用する権利（専用権）と他人の使用を禁止する権利（禁止権）があり、禁止権の範囲は、類似する商標、類似する指定商品又は指定役務の範囲についてまで及ぶとされます。

GI 法では、申請産品と同一又は類似する商品を指定商品又は指定役務とする申請産品の名称と同一又は類似の登録商標がある場合（GI 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ）は原則として登録拒否事由に該当するとされていますが、これは既登録商標の効力を不当に制限しないように調整しているためです。そのため、ここでいう「類似」とは、商標側から見た「類似」を指し、申請された産品の名称について既登録商標の効力（禁止権）が及ぶか否かを判断すること、つまり、既登録商標権者が申請農林水産物等の名称と同一・類似の文字部分について他人の使用を排除する権利を有しているか否かを基準に審査されます。

商標制度における商標の類否の判断は、商標全体を観察し比較するのが原則ですが、その構成態様に応じて構成中の一部分（商標の要部）を比較することも許容されています。したがって、文字と図形からなる結合商標等の場合には、当該商標の構成中の文字部分のみを抽出して比較する場合も多くあります。この場合の判断の材料となるのが、当該文字部分自体が識別力を有するか否かという点です。例えば、産品の一般名称、地名や品種名等については、その語自体で自他商品の識別標識として機能しない語であり、識別力を有しないと判断するのが原則となります。

そのため、申請した製品の名称と同一又は類似の文字を含む商標が登録されている場合、GI 法に基づく審査においては原則として以下のとおり判断されます。

ア 「地名＋製品の一般名称（例：○○みかん（○○は地名））」で構成される地理的表示と、「地名＋製品の一般名称」を含む結合商標は、原則として、非類似と判断されます。

※ 著名商標や地域団体商標を除き、「地名＋製品の一般名称」からなる文字は識別力がないものとして取り扱われるため。

イ 「地名＋製品の一般名称」のみで構成されていない地理的表示（例：○○△△ホタテ。○○は地名。△△は図形や文字）と、それと同一又は類似の文字を含む結合商標については、その構成によっては、類似と判断される可能性があるため、審査の過程において必要に応じ農林水産省から特許庁へ照会がなされます。なお、商標が出願中であって登録されていない場合は、その他の部分についての審査を進めることとしています。

Q62. GI 法に基づき製品が登録された後に、出願し登録となった当該製品の名称と同一又は類似の商標（当該製品の名称を表す文字を含む結合商標等）を使用する場合はどのような扱いになるのでしょうか。

A62. GI 法に基づき登録された後に、出願し登録となった当該登録製品の名称と同一又は類似の商標を使用する場合は、文字のみで構成される商標に限らず、図形等との結合商標であっても、当該商標の使用はGI 製品の名称と同一又は類似の表示であるとしてGI 法による規制の対象となります。これは、文字商標であれ、結合商標であれ、何人もGI 法に基づき登録された製品の名称と同一又は類似の名称を表示してはならないというGI 法第3条第2項第2号及び第3号の反対解釈によるものです。

※ GI 法第3条第2項第2号及び第3号では、

- ・ 不正の目的でなく行われたGI 法に基づく登録の日前の商標出願に係る登録商標が当該商標の権利者により使用される場合（GI 法第3条第2項第2号）
- ・ GI 法に基づく登録の日前から商標法等の規定により商標を使用する権利を有している者が当該権利に係る商標の使用をする場合（GI 法第3条第2項第3号）

を例外的に許容していますが、その反対解釈として登録の日後に商標登録出願された場合等についてはその使用は認められないこととなります。

Q63. GI 法第3条第2項第2号の「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をもって当該出願に係る商標の使用をする目的で行われたものを除く」とは、どのような場合でしょうか。

A63. 例えば、地理的表示の登録が申請されることを知っている者（申請団体の構成員など）が、登録製品としての基準を満たさないものに引き続き名称を使用したいが為に、GI 製品として登録される前に商標出願した場合などが想定されますが、「不正の目的」に当たるかどうかは、個別具体的な事情をもとに判断されることとなります。

Q64. Q59（3条2項2号に関するもの）のような場合、当該商標登録出願が特許庁により拒絶される可能性はないのでしょうか。

A64. 出願された商標の登録の可否については、案件ごとに個別具体的な事情も考慮して特許庁により判断されることとなりますが、当該商標がその構成全体として識別力を有しないものである場合又は品質の誤認を生じさせるものである場合（「○○（地名）りんご」など）、周知・著名な名称である場合、及び不正の目的を持って出願されたものであると判断される場合等には、当該商標登録出願は拒絶される可能性があります。

Q65. 申請する名称と同一又は類似する商標について、申請者自らがその商標権者である場合でも商標権者等の承諾を証明する書面（承諾書）の提出は必要でしょうか。

A65. 不要です。

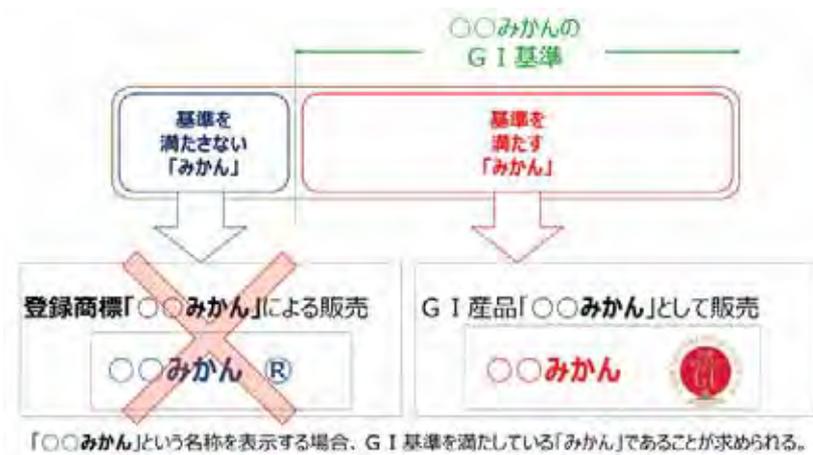
Q66. 申請しようとしている名称と登録商標に含まれている文字部分等が同一又は類似かどうかの判断のポイントは。

A66. Q61を参照してください。

Q67. 地理的表示に係る登録生産者団体の構成員であり、かつ、当該産品の名称と同一又は類似の商標を自ら登録しているため、産品の品質に応じてGI法に基づき登録された産品の名称の表示（地理的表示）と商標権に基づく表示を使い分けたいと考えています。GI法に基づき登録された産品の基準を満たすものには地理的表示とGIマークを使用し、基準を満たさないものには商標を使用するという使い分けをすることはできますか。

A67. 両者をそのように使い分けることはできません。

自らが生産者団体の構成員である場合、生産者団体の定める生産行程管理業務規程に従う必要があります。そのため、生産者団体の構成員自らがGI法による登録を受ける前に出願・登録した登録商標が存在し、かつ、当該商標がGI法に基づき登録された産品の名称と同一又は類似である場合、生産者団体の構成員にGI法に基づき登録された産品の基準を満たさない産品についてそのような商標の使用を認めると、生産者団体は地理的表示及びGIマークを、当該構成員に適切に使用させるという生産行程管理業務を実施できない団体ということになるため、GI法に基づく措置命令等の対象となります。



(11) その他

Q68. 日本のGI制度において登録されたら海外でも保護されるのでしょうか。

A68. 海外でも保護されるためには、我が国と同等のGI制度を有する外国と個別の国際協定等により相互保護を行うことが必要です。

現在、GIの相互保護を行っているのはEUのみですが、その他の国々ともGIの相互保護に向けた取組を進めていきたいと考えています。

Q69. 海外から地理的表示が使用された模倣品（登録基準を満たさない農林水産物等）が輸入された場合は、取締りの対象となりますか。

A69. 取締りの対象となります。我が国のGI法に基づき登録又は指定された製品の基準を満たすもの以外に地理的表示を使用することは規制の対象となります。